

# 山口県教育振興基本計画

2013 ▶ 2017

平成 25 年度

平成 29 年度

未来を拓く <sup>ひら</sup> たくましい「やまぐちっ子」の育成

平成25年10月

山口県教育委員会

# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 序章                      | 1  |
| 第1章 本県教育をめぐる状況          | 5  |
| 1 教育を取り巻く環境             | 6  |
| 2 子どもの状況                | 9  |
| 第2章 教育目標、目標達成に向けて       | 15 |
| 第3章 施策の展開               | 21 |
| 1 総合的・計画的な施策の推進         | 22 |
| (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進   | 24 |
| ① キャリア教育の推進             | 24 |
| ② 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実 | 26 |
| ③ 学習指導の改善・充実            | 30 |
| ④ 国際教育の推進               | 32 |
| ⑤ 読書活動の充実               | 34 |
| ⑥ 学校における人権教育の推進         | 36 |
| ⑦ 体力向上の推進               | 38 |
| ⑧ 食育の推進                 | 40 |
| ⑨ 健康教育の推進               | 42 |
| ⑩ 特別支援教育の推進             | 44 |
| ⑪ 幼児期における取組の充実          | 46 |
| ⑫ 少人数教育の推進              | 48 |
| ⑬ 生徒指導・相談体制の充実          | 50 |
| ⑭ 進路指導の充実               | 52 |
| ⑮ 社会教育施設等を活用した教育の充実     | 54 |
| (2) 質の高い教育環境づくりの推進      | 56 |
| ⑯ 教育施設・設備の整備、教育環境の向上    | 56 |
| ⑰ 学校安全の推進               | 58 |
| ⑱ 教職員の資質能力の向上           | 60 |
| ⑲ 学校運営の活性化              | 62 |
| ⑳ 校種間連携・一貫教育の推進         | 64 |
| ㉑ 県立高校将来構想に基づく特色ある学校づくり | 66 |
| ㉒ 私学の振興                 | 68 |
| ㉓ 修学支援の充実               | 70 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (3) 生涯にわたる県民総参加の教育の推進                | 72 |
| ②4 家庭教育支援の充実                         | 72 |
| ②5 地域と学校が連携した子どもの育成                  | 74 |
| ②6 生涯学習の推進                           | 76 |
| ②7 地域社会における人権教育の推進                   | 78 |
| ②8 文化にふれあい親しむ環境づくりの推進                | 80 |
| ②9 文化財の保護と活用                         | 82 |
| ③0 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進 | 84 |

## 2 緊急・重点プロジェクトの推進 86

|                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) グローバル人財育成プロジェクト       | 87 |
| (2) ものづくり人財育成プロジェクト       | 88 |
| (3) 確かな学力育成プロジェクト         | 89 |
| (4) 豊かな心育成プロジェクト          | 90 |
| (5) 子ども元気創造プロジェクト         | 91 |
| (6) 魅力ある学校づくりプロジェクト       | 92 |
| (7) 安心・安全な学校づくりプロジェクト     | 93 |
| (8) 教職員人財育成プロジェクト         | 94 |
| (9) 地域ぐるみの教育推進プロジェクト      | 95 |
| (10) 世界スカウトジャンボリー開催プロジェクト | 96 |

## 第4章 計画の着実な推進 97

# 序章

計画策定の趣旨や、位置付け、計画の期間を示します。

# 1 策定の趣旨

本県は、平成 10 年 3 月に「夢と知恵を育む教育の推進」を基本目標に掲げた「山口県教育ビジョン」を策定するとともに、五次にわたる実行計画を策定し、長期的な視点に立って教育行政を総合的、計画的に推進してきました。

この間、総合学科や中高一貫教育校の設置など特色ある学校づくりの推進や、特別支援教育の本格実施に伴う総合支援学校の設置、小・中学校における 35 人学級化の実施、県立学校の耐震化など、各分野において、教育の質の向上に努めたところです。

国においては、第 2 期教育振興基本計画が、平成 25 年 6 月に閣議決定され、今後、教育基本法の理念を踏まえ、「自立」、「協働」、「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて、様々な施策を推進することとしています。

こうした中、少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化の進展など本県教育を取り巻く環境の変化や、本県の子どもの状況、国の教育改革の動向等も的確に捉えた上で、山口県教育ビジョンのもと進めてきた取組を継承、発展させ、本県教育がめざす方向性と施策等を示した新たな指針となる教育振興基本計画を策定するものです。

# 2 計画の位置付け

本計画は、「輝く、夢あふれる山口県」の実現に向け、「産業力・観光力の増強」「人材力の育成」「安心・安全力の確保」「県民くらし満足度向上」「山口県民力に相応しい行政システムづくり」の「5つの全力」の具現化に向けた、本県教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針や取組を明らかにするものです。

また、教育基本法第 17 条第 2 項に定める本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

# 3 計画期間

平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間とします。

| 年度  | 10                                    | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20       | 21 | 22 | 23 | 24 | 25                          | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-----|---------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|-----------------------------|----|----|----|----|
| 山口県 | 山口県教育ビジョン (H10. 3策定)<br>H10～24 (15年間) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          |    |    |    |    | 山口県教育振興基本計画<br>H25～29 (5年間) |    |    |    |    |
|     |                                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 教育振興基本計画 |    |    |    |    | 第2期教育振興基本計画                 |    |    |    |    |

# 計画の全体像

## 本県教育をめぐる状況

### 教育を取り巻く環境

- 1 少子高齢化の進行と家庭・地域社会の変容
- 2 グローバル化・高度情報化の進展と知識基盤社会化
- 3 雇用環境の変化
- 4 東日本大震災の教訓

### 子どもの状況

- 1 子どもの学力・学習状況
- 2 子どもの意識
- 3 子どもの体格・体力
- 4 児童生徒の問題行動等

## 教育目標: 未来を拓く <sup>ひら</sup>たくましい「やまぐちっ子」の育成

- やまぐちっ子のすがた
- 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
  - 知・徳・体の調和がとれた生きる力を身に付け、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人
  - 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

目標達成に向けて

3つの力(学ぶ力、創る力、生き抜く力) 3つの心(広い心、温かい心、燃える心)の育成

## 施策の展開

### 総合的・計画的な施策の推進

3つの  
施策の柱

- 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- 質の高い教育環境づくりの推進
- 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

30の施策

50の主な推進指標

### 重点化

### 10の緊急・重点プロジェクトの推進

- ① グローバル人財育成プロジェクト
- ② ものづくり人財育成プロジェクト
- ③ 確かな学力育成プロジェクト
- ④ 豊かな心育成プロジェクト
- ⑤ 子ども元気創造プロジェクト
- ⑥ 魅力ある学校づくりプロジェクト
- ⑦ 安心・安全な学校づくりプロジェクト
- ⑧ 教職員人財育成プロジェクト
- ⑨ 地域ぐるみの教育推進プロジェクト
- ⑩ 世界スカウトジャンボリー開催プロジェクト

## 計画の着実な推進

- 市町教委、関係機関・関係団体等との連携
- 教育委員会の事務の点検・評価
- 外部意見の反映

# 第1章

## 本県教育をめぐる状況

この章では、本県教育をめぐる状況として、教育を取り巻く環境の変化や、子どもの状況について示します。

# 1 教育を取り巻く環境

## (1) 少子高齢化の進行と家庭・地域社会の変容

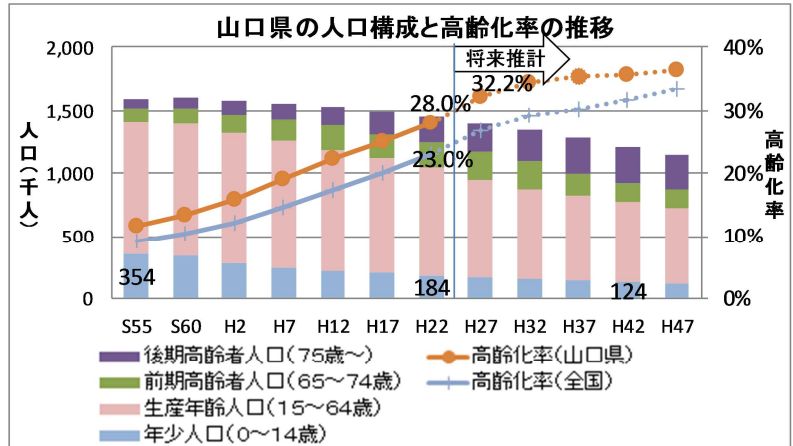
本県の14歳以下の年少人口は、昭和55年の35万4千人から、ここ30年間で18万4千人とほぼ半減し、今後20年でさらに12万4千人と約33%減少する見込みです。

一方、本県の全人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成22年は28.0%と全国平均の23.0%を5.0ポイント上回り、全国第4位となっています。今後も全国平均を上回って推移し、平成27年には32.2%に達すると予測されています。

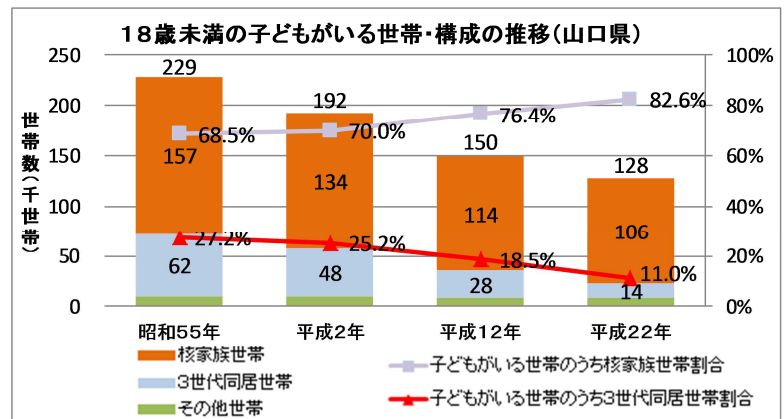
また、18歳未満の子どもがいる世帯数は、ここ30年間で22万9千世帯から12万8千世帯へと大きく減少しています。さらに、18歳未満の子どもがいる世帯の家族形態については、子どもと親だけで構成される核家族世帯の割合が68.5%から82.6%と14.1ポイント増加している反面、3世代同居世帯の割合は27.2%から11.0%と16.2ポイント減少しています。

このように、本県では全国に比べ急速に少子高齢化が進行していることに伴い、家庭や地域の中で子どもたちと高齢者など異なる世代とが交流する機会が少なくなってきました。これにより、地域社会とのつながりや支え合いによるセーフティネット機能が低下し、人々の孤立化をはじめ、これまで培われてきた文化や規範の次世代への継承なども懸念される状況となっています。

こうした中、異なる世代が相互に関わり合いながら、子どもの育ちや家庭の子育てを支える地域社会づくりに向けて、一層の取組が求められます。



出典：総務省「人口推計」(H22)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(H25)



出典：総務省「国勢調査」



## (2) グローバル化・高度情報化の進展と知識基盤社会化

グローバル化やインターネットの普及等による高度情報化の進展により、人、もの、情報などが全地球規模で行き交い、多種多様な文化や価値観に触れる機会が増えています。また、それに伴い、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」へと移行しています。

こうした変化の激しい社会を生き抜く日本人として、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることが重要となっています。そのためには、必要な知識や豊かな語学力、コミュニケーション能力を身に付けるとともに、既成概念にとらわれず常に新しいことを受け入れ、創造しようとするチャレンジ精神や、多様な文化、価値観を理解して的確に対応できる柔軟性を養うことが求められます。

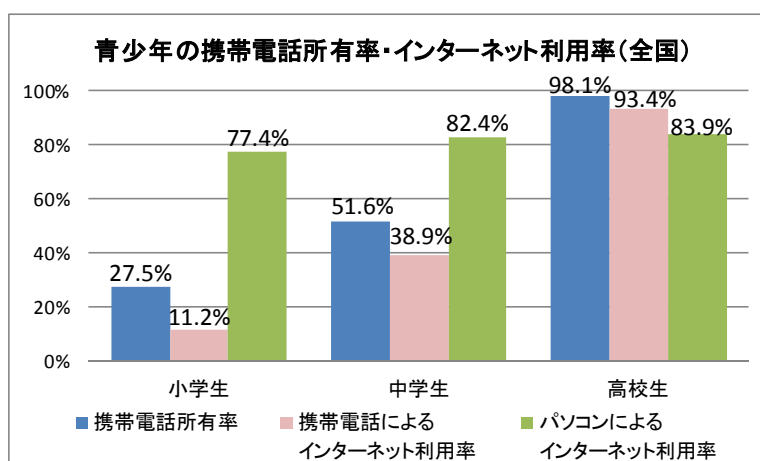
さらに、異なる文化や新しい価値観を理解するには、我が国の歴史や文化を十分に理解しておくことが必要不可欠です。そのために、まずは子どもたちが身近な地域の伝統や文化に興味をもち、ふるさとへの誇りや愛着を育むことのできる取組が重要と考えられます。

また、高度情報化が進展する中、特に近年は携帯電話、インターネットの児童生徒への普及が進んでおり、全国の小学生の27.5%、中学生の51.6%、高校生の98.1%が携帯電話を所有し、それぞれ11.2%、38.9%、93.4%が、携帯電話によりインターネットを利用しています。

パソコンによるインターネット利用率も小・中・高で8割前後となっており、子どもたちが家庭のパソコンや携帯電話を用いてインターネットを利用する機会がかなり増えてきています。

子ども同士や家庭内、各世代間において、携帯電話等のメールを通じたコミュニケーションが増える一方で、直接相手の顔を見ての会話やふれあいの機会が減っており、感情や思いをうまく伝えられない子どもの増加や、インターネットを通じた誹謗中傷によるいじめの潜在化・深刻化等、様々な問題が指摘されています。

こうしたことから、学校や家庭、地域において、人と人との豊かな関わりをつくる機会の確保や、自己を表現する力、相手の考えを理解する力の育成等、子どもたちのコミュニケーション能力を高めるためのさらなる取組が必要となっています。



出典:内閣府「青少年のインターネット使用環境実態調査」(H24)

### (3) 雇用環境の変化

我が国の経済は、バブル崩壊以降「失われた20年」と言われるように、低成長とデフレが長期に渡って継続している状況にあり、企業のリストラや事業縮小、非正規雇用の増加など、雇用の面でも様々な問題が発生しています。

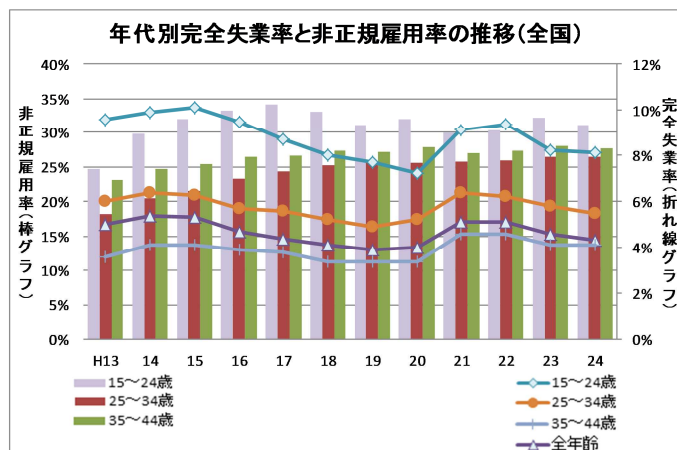
特に、若者の雇用状況は深刻で、年代別の完全失業率は、若年層ほど高率で推移し、非正規雇用の割合も若年層が高くなっています。

こうした状況の原因や背景として、産業構造の変化等、社会全体を通じた構造的な問題だけでなく、コミュニケーション能力をはじめとする職業人

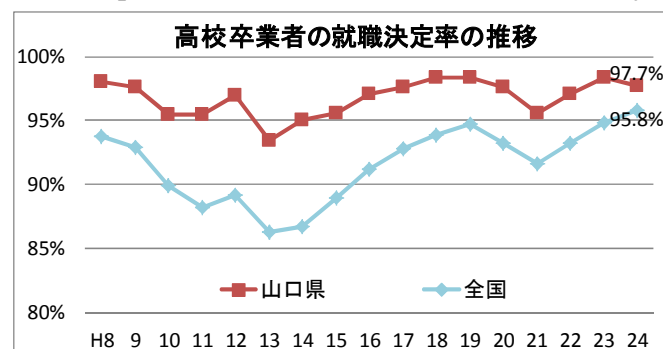
としての基本的能力の低下や、職業意識・職業観の未熟さ、学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さなど、「社会的・職業的自立」に向けた課題が指摘されています。

本県の高校卒業者の就職状況については、常に全国平均を上回って推移していますが、今後も引き続き、生徒一人ひとりの希望や特性に応じた進路が実現できるよう、きめ細かな相談支援体制の充実や、組織的な求人開拓等の取組が必要です。

併せて、学校においては、子どもたちが夢や目標を明確にもつことや、次代を生き抜く社会人として必要な幅広い能力を確実に身に付けることができるよう、発達段階に応じた取組が重要です。



出典:総務省「労働力調査」



出典:文部科学省「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」

### (4) 東日本大震災の教訓

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした、日本全体に大きな衝撃を与えました。それまでの想定をはるかに超える地震、津波、またそれに伴う原子力発電所の事故等、我々の災害に対する意識を根本的に変える出来事であったと言えます。

この震災を受け、学校施設の耐震化等、防災体制の充実による子どもたちの安心・安全の確保はもちろんのこと、津波の到来よりも早く率先して高いところに避難することの重要性が再認識されるなど、子どもたち自身が、危険を予測し回避する力を身に付けることができるようにするため、防災教育の一層の充実が求められます。

また、被災地でともに支え合って力強く生きようとする地域住民の姿や、世界各国か

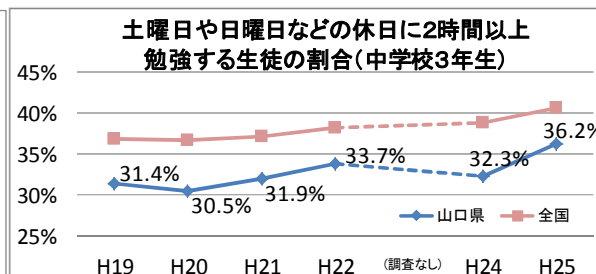
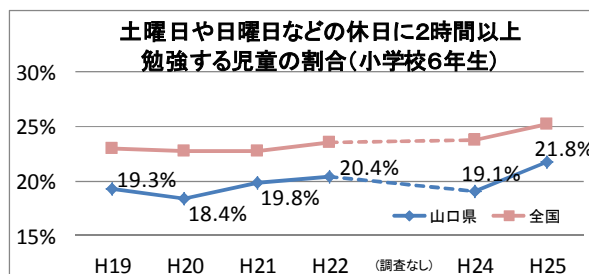
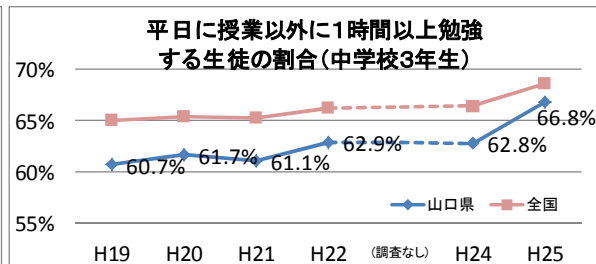
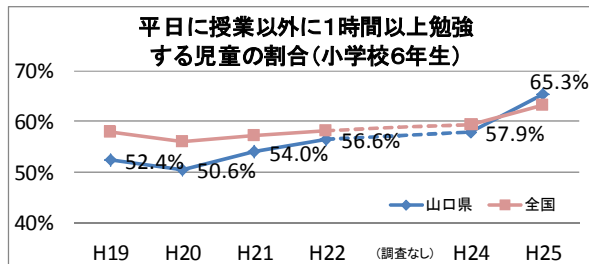
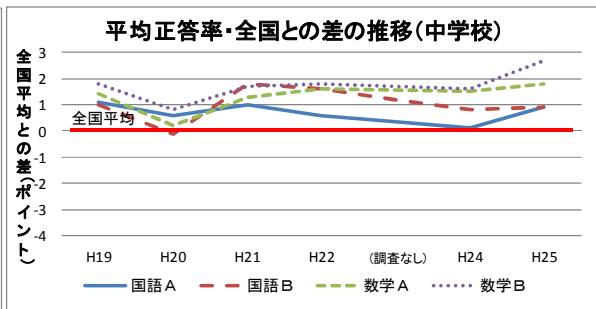
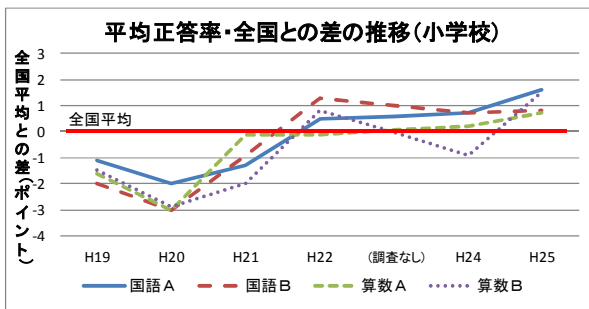
らの救助隊員等による懸命な救助・救援活動、全国各地からの救援物資の提供や献身的に奉仕する数多くのボランティアの姿などは、我々に、困難に直面してもあきらめることなく、状況を的確に捉えて自ら考え行動する力の重要性や、共助の精神、人と人との「絆」の大切さを再認識させました。次代を担う子どもたちに、震災から教訓として学び取った「たくましさ」や「やさしさ」を、風化させることなくしっかりと継承していくことが必要です。

## 2 子どもの状況

### (1) 子どもの学力・学習状況

本県における児童生徒の「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)の平均正答率は、小学校では平成21年度までは全区分で全国平均を下回っていましたが、平成25年度調査では、小・中学校ともに、国語、算数/数学のA・Bすべての区分において、全国平均を上回っています。

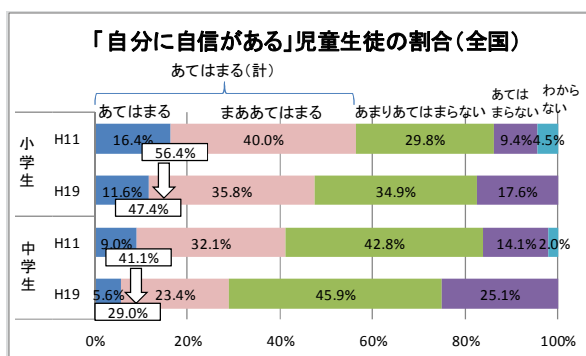
一方で、「平日に授業以外に1時間以上勉強する中学生の割合」と「土曜日や日曜日の休日に2時間以上勉強する児童生徒の割合」は、いずれも全国平均を下回って推移しています。このように、課題を抱えた状況も見られることから、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた指導方法の改善など、一層のきめ細かな支援が求められます。



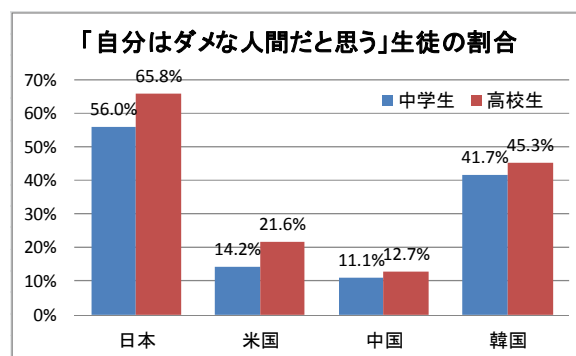
## （２）子どもの意識

内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（H19年2月・全国）では、「自分に自信がある」と答えた小学生が平成11年の同調査の56.4%から47.4%に、中学生は41.1%から29.0%に低下しています。また、財団法人日本青少年研究所の「中学生・高校生の生活と意識調査報告書」（H21年3月）では、「自分はダメな人間だと思う」と答えた生徒の割合について、日本は中学生が56.0%（米国14.2%、中国11.1%、韓国41.7%）、高校生が65.8%（米国21.6%、中国12.7%、韓国45.3%）と、いずれも調査対象の4カ国で最も高くなっています。このように、「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と考える「自己肯定感」が、諸外国に比べて相対的に乏しいという点は、我が国の将来にとっての大きな課題であると言えます。

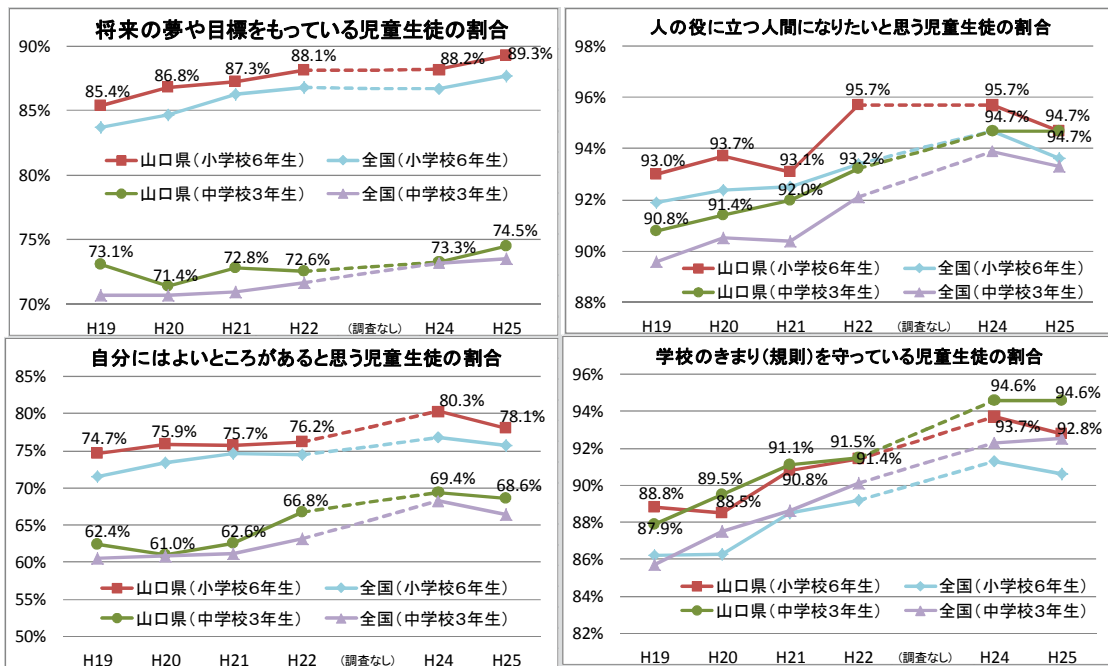
こうした中で、本県の状況を見ると、「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）では、「将来の夢や目標をもっている」「人の役に立つ人間になりたいと思う」「自分には良いところがあると思う」「学校のきまり（規則）を守っている」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生、中学3年生ともに、全国平均を上回ってはいますが、その推移は全国平均とほぼ同様の傾向であり、引き続き「自己肯定感」を高めるための教育の充実を図っていく必要があります。



出典：内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（H11・H19）



出典：財団法人日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識調査報告書」（H21）



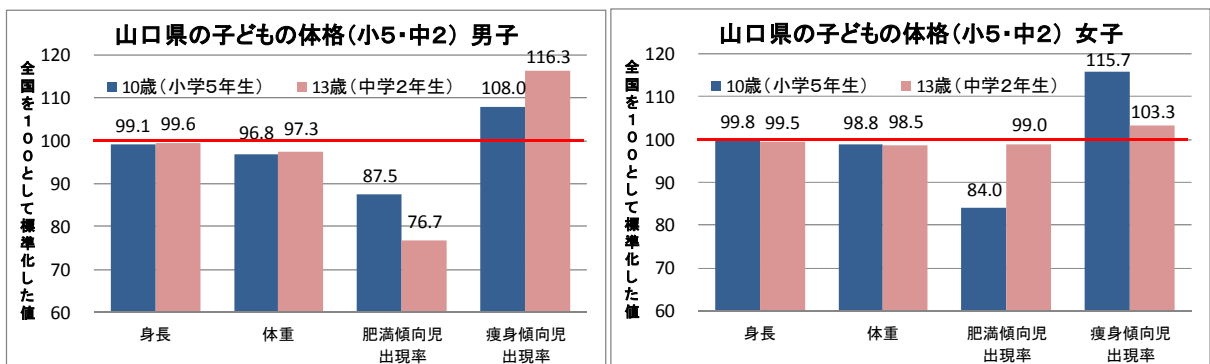
出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

### (3) 子どもの体格・体力

本県の小学校5年生・中学校2年生の体格は、全国平均に比べて、男女とも低身長・低体重の傾向にあります。また、肥満傾向児<sup>\*</sup>の出現率が低く、痩身傾向児<sup>\*</sup>の出現率は高い傾向が見られます。

また、本県の子どもの体力については、体力テストの総合評価<sup>\*</sup>がA～Eの5段階で「C」以上の児童生徒の割合が、小・中・高等学校とも増加傾向にあります。

その一方で、体育の授業以外に毎日30分以上運動（外遊びを含む）をしている子どもの割合については、小・中学校ともに女子の割合が男子と比べて低く、50%前後で推移し、大きく改善しているとはいえない状況が見られます。また、子どもたちの成長とともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が顕著となっており、こうした課題への対応が求められます。

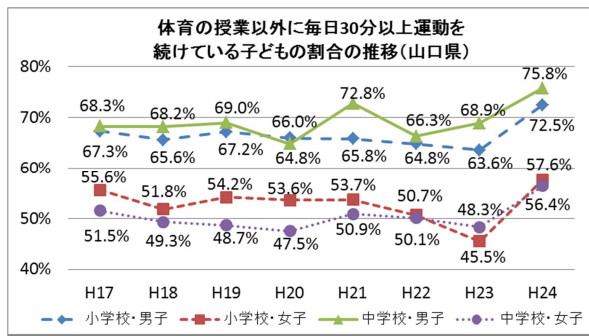
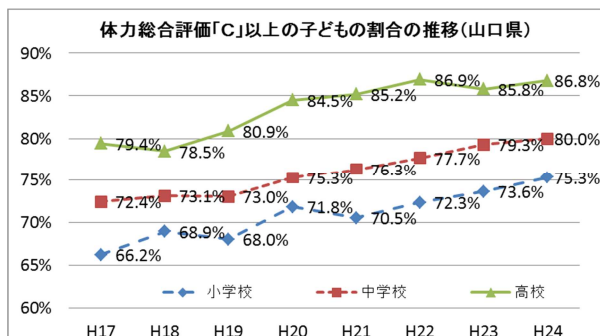


出典：文部科学省「学校保健統計調査」(H24)より県教委作成

<sup>\*</sup>肥満傾向児・痩身傾向児：性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を算出し、肥満度が20%以上の者を肥満傾向児、-20%以下の者を痩身傾向児としている。

<sup>\*</sup>体力テストの総合評価：体力テスト8項目（握力、50m走など）の得点の合計をA～Eの5段階で絶対評価したもの





出典：山口県教委「体力・生活調査」

## (4) 児童生徒の問題行動等

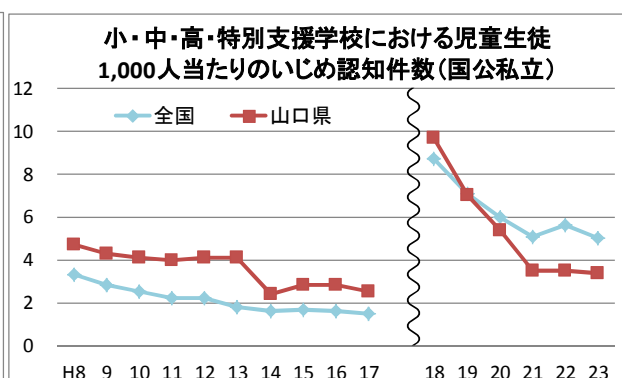
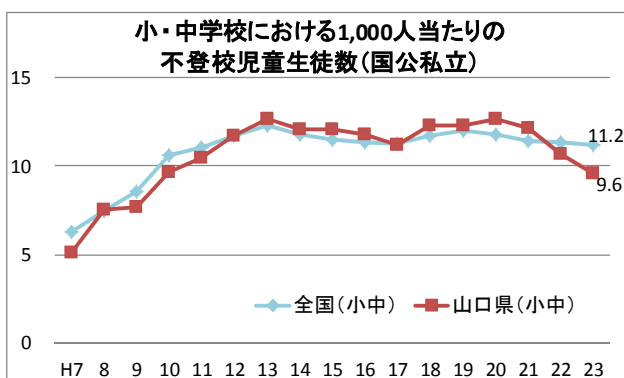
本県の小・中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成13年度まで急激に増加しましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。これは全国的にも同様の傾向ですが、本県では、ここ数年は減少傾向が見られ、平成23年度に9.6人と全国平均の11.2人を下回っています。

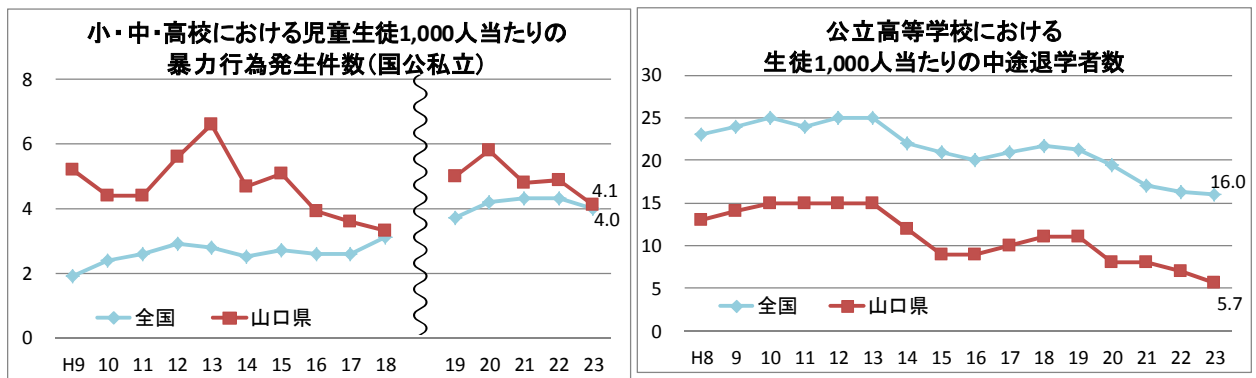
また、小・中・高・特別支援学校における児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数は、平成18年度まで本県は全国平均を上回って推移していましたが、その後大きく減少し、平成23年度には3.4件と全国平均の5.0件を下回っています。ただし、いじめはその把握がしにくい面もあることから、認知件数の減少が必ずしもよいこととは限らないとの指摘もあるところです。

さらに、小・中・高等学校における児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は、全国平均を常に上回って推移していますが、近年はその差が縮まる傾向にあります。

公立高等学校における生徒1,000人当たりの中途退学者数については、一貫して全国平均を大きく下回って推移し、退学者自体も減少しています。

こうした児童生徒の問題行動等の現状を踏まえ、さらなる取組の強化が必要です。





出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

※中学校及び高校には、それぞれ中等教育学校前期課程及び後期課程を含む

※いじめ及び暴力行為は、H17までは公立学校の数値

※いじめはH18から、暴力行為はH19から定義が拡大

# 第2章

## 教育目標、目標達成に向けて

この章では、本県教育の現状等を踏まえ、教育目標や目標達成に向けて育む「3つの力」と「3つの心」を示します。



## 1 本県教育の目標

### 未来を拓く <sup>ひら</sup>たくましい「やまぐちっ子」の育成

#### やまぐちっ子のすがた

- ★ 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
- ★ 知・徳・体の調和がとれた生きる力を身に付け、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人
- ★ 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

- 本県教育の特色は、豊かな先見性、進取の気質、質実剛健の気風、郷土を愛し郷土に奉仕する精神とともに、「若さに期待し、若さに託してきた」優れた教育風土に代表されると言われており、これらは、本県が未来に引き継ぐべき貴重な財産です。
- 一方で、近年では、少子高齢化の進行、グローバル化・高度情報化の進展や知識基盤社会の到来など、急速な社会の変化に伴い、家庭や地域社会の変容、個人のライフスタイルの多様化など、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しています。
- こうした中、本県においては、夢や目標をもち、人の役に立つ人間になりたい、自分には良いところがあると考えながら生活を送っている子どもたちの割合は、全国の状況と比べ望ましい傾向にあり、また、学力や規範意識についても、向上・改善傾向にあるなど、これらは、本県の子どもたちのよさと考えられます。
- 今後は、こうした子どもたちのよさをさらに伸ばしながら、大きく変化することが予想されるこれからの社会において、夢や目標を志に高め、他者とのつながりを大切にするとともに、自信と希望をもって自らの将来や社会を力強く切り拓いていく子どもたちを育てていくことが必要です。
- このため、本県教育の目標を「未来を拓く <sup>ひら</sup>たくましい『やまぐちっ子』の育成」として掲げ、教育内容や指導・支援体制の充実、教育環境の整備など、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進します。

教育目標「未来を拓く<sup>ひら</sup>たくましい『やまぐちっ子』の育成」においてめざす、『やまぐちっ子』の「すがた」を具体的に示します。

## ■ 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人

- ・ 一人ひとりの願いや思いを、未来への大いなる夢や理想へと高め、その実現に向けた強い意志を有している。
- ・ 大きく変化することが予想されるこれからの社会において、将来に対し希望をもちながら、自らを高めるための努力を惜しまず、未知なるものへ進んで挑戦する態度や困難を乗り越える態度、新しいものを取り入れようとする態度を身に付けている。

## ■ 知・徳・体の調和がとれた生きる力を身に付け、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人

- ・ 志をもちながら未来に向かって挑戦し続けるために必要な、学び続ける力やたくましさ、さらにはこれらを支える豊かな人間性を有している。
- ・ 様々な人々とのつながりや支え合いが求められるこれからの社会において、他者を思いやり、共感したり、感謝したりする心を有するとともに、自己のよさや可能性を見出し、個性を発揮しながら、主体的に考え、判断し、行動するなど、自主・自立の精神に富んでいる。

## ■ 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

- ・ 人、もの、情報等が地球規模で行き交い、多様な文化や価値観に触れる機会が増加するなど、広がりゆく社会において、豊かな国際感覚をもち、幅広い視野で考え、行動することができる。
- ・ また、そのような時代だからこそ、自分を育ててきたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にする気持ちをもち続け、ふるさとや自分が住んでいる地域のよりよいコミュニティづくりなど、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与している。

## 2 目標達成に向けて

教育目標の達成に向けて、子どもたちに次の「3つの力」と「3つの心」を育成します。

|       |      |
|-------|------|
| 学ぶ力   | 広い心  |
| 創る力   | 温かい心 |
| 生き抜く力 | 燃える心 |

### 3つの力

#### 学ぶ力

---

「これからの社会において求められる、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断を可能にする、生涯を通じて主体的に学び続ける力」

知的好奇心を高め、自ら学ぶ意欲や態度を身に付けさせるとともに、基礎的・基本的な知識・技能や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育成します。

#### 創る力

---

「社会構造が大きく変化する中、新たな価値を創造するなど、未来に向かって新しい発想で物事に取り組んでいく力」

自ら課題を見つけ、将来を見通しながらよりよく解決していく力や、科学的なものの見方や考え方、情報や技術を活用する力、豊かな創造力を育成します。

#### 生き抜く力

---

「自己を律しながら、社会の中で役割を果たす責任感や勤勉な態度を有し、多様な他者と連携協働しながら、様々な困難を乗り越えていく行動力」

社会生活において不可欠な規範意識や倫理観、コミュニケーション能力とともに、たくましく生き抜いていくために必要な健康や体力を育成します。

## 3つの心

### 広い心

---

「互いの人格や価値観を受け入れ、尊重するとともに、互いに理解し協力し合う、前向きで広い心」

多様な考えや立場を理解し、尊重する態度や、他国の文化・伝統を理解し、協調していく態度、郷土の伝統や文化を尊重し、継承する態度、また、平和を愛する心や態度などを育てていきます。

### 温かい心

---

「人間に対する深い愛情や自然・生命に対する畏敬の念などを基盤とした、豊かで温かい心」

他者を思いやり、共感したり感動したりする心や態度、社会に貢献しようとする態度、感謝する心や態度などを育てていきます。

### 燃える心

---

「大いなる夢や高い理想をもち、その実現をめざす、<sup>ふとうふくつ</sup>不撓不屈の意志や勇気など、熱く燃える心」

未知なるものに進んで挑戦する態度や、困難に立ち向かい、それに打ち勝とうとする態度、また、新しいものを進んで取り入れようとする態度などを育てていきます。

# 第3章

## 施策の展開

この章では、3つの施策の柱の下、各施策の現状・課題、今後の方向性、主な取組、目標とする指標を示します。また、施策横断的な「10の緊急・重点プロジェクト」の内容を示します。

# 1 総合的・計画的な施策の推進

教育目標である「未来を拓く<sup>ひら</sup>たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向けた、今後5年間に取り組む施策について、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」「質の高い教育環境づくりの推進」「生涯にわたる県民総参加の教育の推進」の3つの柱のもと施策を体系化し、それぞれの施策について本県教育の現状と課題を踏まえ、今後の方向性を示すとともに、主な取組や目標とする指標を示します。

## (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

子どもたちに基礎・基本の徹底を図り、確かな学力を身に付けさせるとともに、理数教育や外国語教育など時代の進展に対応する教育を推進します。

また、幼児教育やキャリア教育、特別支援教育を推進し、子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力を育みます。

豊かな心を育むため、人権教育の推進、道徳教育の一層の推進、体験活動の充実、いじめや不登校、問題行動などの課題に取り組みます。

また、健康の保持増進や体力の向上などにより、健やかな体を育成します。

## (2) 質の高い教育環境づくりの推進

学校施設の耐震化や防災対策など学校の安心・安全対策を進めるとともに、教職員の資質能力の向上や学校運営の改善、学習環境の整備・充実などにより、質の高い学校教育を推進します。

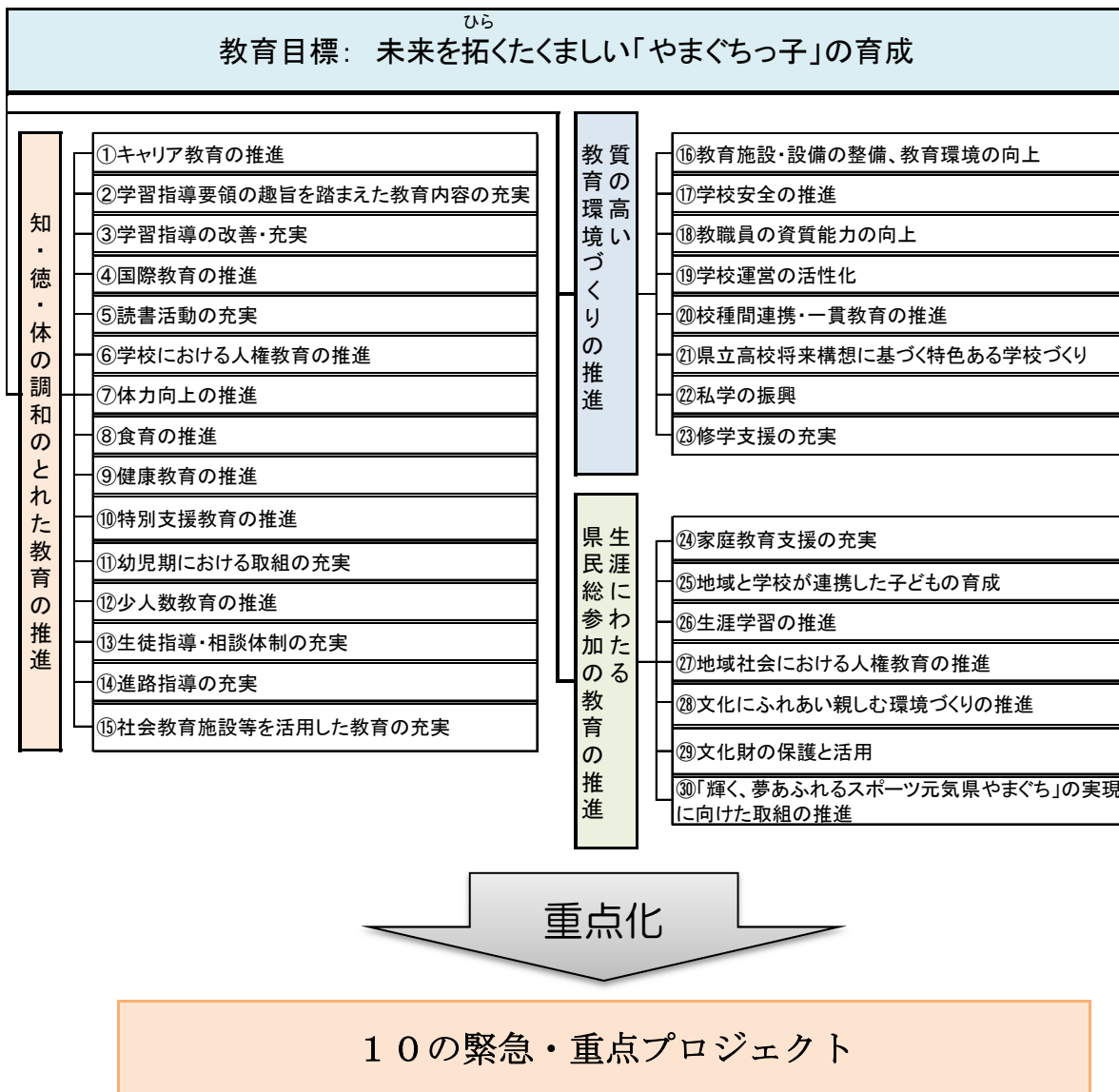
また、特色ある私学教育の振興や、高校や大学の修学支援に取り組みます。

## (3) 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもたちの育ちを社会全体で育むため、本県の地域力を活かした、家庭・地域と学校とが連携した取組を充実します。

また、県民の学習ニーズに応える学習機会を提供し、活力ある生涯学習社会を実現するとともに、文化・芸術に親しむ環境の整備や、文化財の保護と活用、スポーツ推進計画（平成25年3月策定）に基づく総合的なスポーツ施策を推進します。

## 施策の展開



施策の展開に際しては、計画の進捗状況や国の動向等を踏まえる必要があることから、単年度の計画としての「山口県教育推進の手引き」を毎年度作成し、「教育活動の展開に当たっての基軸」や「全県共通テーマ」に基づき、学校等での取組の重点化を図ります。

### 【教育活動の展開に当たっての基軸】

「キャリア教育」「コミュニケーション能力を育む教育」「地域や伝統、文化を踏まえた教育」を基軸として、それぞれの教育活動を展開しながら、子どもの状況、時代や社会の変化に対応した様々な施策や取組等を推進します。

### 【全県共通テーマによる重点的な取組】

本県教育の現状や学校に求められることを踏まえて、年度ごとに設定する共通テーマについての取組を県内すべての公立学校が進めることで、本県の教育力の着実な向上を図ります。

## (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

### ① キャリア教育の推進

#### 《現状と課題》

志をもち、主体的に自らの未来を切り拓く子どもたちを育成するためには、キャリア教育を通して、子どもたちの社会的自立に向けた基礎的・汎用的能力<sup>ひら</sup>\*を育成するなどの支援を積極的に行う必要があります。また、本県においては、キャリア教育を教育活動の展開に当たっての基軸の一つとして位置付け、キャリア教育のねらいを「夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成」とし、小・中・高等学校等の積み上げによる系統的・計画的なキャリア教育の推進や、学校と家庭、地域、産業界等との連携の強化等に取り組んできたところです。

これらの取組により、将来の夢や目標、自己肯定感をもっている子どもの割合は全国と比べて高い状況であるとともに、高校生における早期の進路決定が図られているなどの成果が見受けられます。

今後、本県のキャリア教育を一層充実させていくためには、社会的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、夢の実現に向け、志を抱かせる教育の推進を図ることが大切となります。また、キャリア教育に対する全教職員のさらなる共通理解と学校教育活動全体を通じた組織的な取組や効果的な取組の推進を図る必要があります。

#### 《今後の方向性》

基礎的・汎用的能力の育成及び志を抱かせる教育の推進を図るため、主に次の内容について、県民総がかりの取組を推進していきます。

小・中・高等学校を通じた系統的・計画的なキャリア教育を推進するとともに、学校と家庭、地域、産業界等との連携強化を図ります。これらの取組を通して、全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深め、体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図りながら、子どもたちのキャリア発達を促進します。

\*キャリア教育（定義）：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

\*キャリア発達：社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

\*基礎的・汎用的能力：中央教育審議会が平成23年1月の答申の中で社会的・職業的自立に向けて必要な能力としてまとめたもので、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。



## 《主な取組》

### ■ 系統的・計画的な取組の推進

キャリア教育実践セミナー、キャリア教育推進会議等の開催により、国の動向、推進の新たな手法等の浸透や先進的な事例の共有を図るとともに、各学校が、教育活動全体を通じて、育成する力を明確にし、学校での生活や学びに意欲的に取り組む児童生徒を育成できるよう、小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育を引き続き推進します。

小学校における「1/2 成人式<sup>※</sup>」や中学校における「立志式<sup>※</sup>」の実施により、志を抱かせる教育を推進していきます。また、職場体験・インターンシップ等の体験活動の取組として、普通科高校における6次産業<sup>※</sup>を視野に入れた一体的な就業体験である「1次産業インターンシップ<sup>※</sup>」などを実施し、地域産業の理解や幅広い職業観の育成を図ります。

### ■ 学校と家庭、地域、産業界等との連携強化

各学校において家庭、地域、産業界等との連携強化を図るとともに、キャリア教育実践セミナーの開催や「やまぐち教育応援団<sup>※</sup>」の活用等を通じて、全県的なキャリア教育の推進体制の強化を図ります。また、職場体験・インターンシップ等の受入先の確保に努め、児童生徒の体験活動のさらなる充実を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                                   | 現状値                                  | 目標値                                 |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 「1/2 成人式」や「立志式」を行っている公立学校の割合                          | 小 63.2%<br>中 14.6%<br>(H24)          | 小 100%<br>中 100%<br>(H29)           |
| 体験的なキャリア教育（職場見学、職場体験活動、インターンシップ、大学・企業訪問等）を実施した公立学校の割合 | 小 100%<br>中 100%<br>高 90.7%<br>(H24) | 小 100%<br>中 100%<br>高 100%<br>(H29) |

<sup>※</sup>1/2 成人式・立志式：将来の夢や決意を保護者や地域住民等の前で発表することなどにより、希望や意欲をもって今後の生活を送っていく動機付けの機会とする教育活動

<sup>※</sup>6次産業：農林水産物の生産（1次産業）だけでなく、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）を含めた一体的な取組

<sup>※</sup>1次産業インターンシップ：1次産業事業所等における6次産業を視野に入れた一体的な就業体験（取組例：観光農園における果樹栽培の農業体験、ジャム・菓子作りの加工体験、接客・販売体験など）

<sup>※</sup>やまぐち教育応援団：社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度。平成20年に創設し、平成25年3月末現在で4,979の事業所等を登録

## ② 学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実

### 《現状と課題》

新学習指導要領は、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成、学習に取り組む意欲を養うことを重視しています。そのためには、「生きる力」の育成に向けた具体的な手立てを確立するとともに時代に対応した教育内容の充実が必要です。

このため本県では、新学習指導要領が、平成 23 年度から小学校で全面実施、平成 24 年度から中学校で全面実施、高等学校では平成 25 年度から年次進行で実施となる中、本県独自の「新学習指導要領実施上の手引き<sup>※</sup>」を示すとともに、教育課程研究協議会等を通して普及啓発に努め、学校に対して指導方法の工夫改善を支援してきました。各学校においては、現状と課題を明らかにしながら、教育課程研究協議会の成果の還元や市町教委との連携による教材整備等を進め、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実に取り組んでいます。

### 《今後の方向性》

学習指導要領の趣旨を踏まえた教育内容の充実に向けて、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、小学校段階における外国語活動については重点的に取組を進めます。また、社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項として、情報教育、グローバル人材の育成、環境教育、ものづくり教育、キャリア教育、食育、安全教育及び心身の成長発達についての正しい理解などを取り上げ、改善を図ります。

今後、各種研修会や校内研修等において「新学習指導要領実施上の手引き」の一層の活用を促進し、「キャリア教育」「コミュニケーション能力を育む教育」「地域や伝統、文化を踏まえた教育」を基軸として教育活動を展開する中で、小・中・高等学校等のそれぞれの学校段階における教育内容のさらなる充実を図ります。さらに、校種間の連携を図った教育課程の編成など、校種間の円滑な接続に努めます。また、「新学習指導要領実施上の手引き」については、国の動向や本県の現状と課題を踏まえながら適宜見直しを行います。

### 《主な取組》

#### ■ 言語活動を重視した教育の充実

言語活動は、知的活動（論理や思考）、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となるものであり、国語科において読み書きなどの基本的な力を定着させるとともに、各教科等において記録、説明、論述、討論といった学習活動の充実を図ります。

<sup>※</sup>新学習指導要領実施上の手引き：小学校（H23 年 2 月）、中学校（H23 年 2 月）、高等学校（H22 年 12 月）ごとに作成し、各学校に配布するとともに、県教委ウェブページに掲載

## ■ 理数教育の充実

子どもたちの理科・数学に関する興味・関心の喚起及び能力の伸長を図るため、科学技術に対する「裾野拡大」「意欲向上」「能力伸長」の3つの視点から、小・中・高等学校を通して体系的な手立てを講じるとともに、国際的な視野に立ち、近年の新しい科学的知見に対応した教育活動を展開します。

## ■ 伝統や文化に関する教育の充実

国語科での古典、社会科での歴史学習、音楽科での唱歌・和楽器、美術科での我が国の美術文化、保健体育科での武道など、各教科等において、我が国や郷土の文化や伝統を受け止め、それを継承・発展させるための教育の充実を図ります。また、『『これが私の故里だ』～山口県伝統・文化教材集～』や「武道指導の手引」等のさらなる活用を図ります。

## ■ 道徳教育の充実

小・中・高等学校合同の研修会や授業セミナー等により教員の指導力の向上を図るとともに、子どもたちの基本的な倫理観や社会性、規範意識等を育むため、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える教材を活用し、小・中学校の道徳の時間及び全ての校種における教育活動全体を通じて行う道徳教育のさらなる充実を図ります。

## ■ 体験活動の充実

児童生徒の生活や学習が豊かになるために、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、集団宿泊活動や自然体験活動、職場体験学習、インターンシップ、ボランティア活動などの社会奉仕活動に積極的に取り組むなど、豊かな体験活動のさらなる充実を図ります。

## ■ 外国語教育の充実

児童生徒のコミュニケーション能力の育成に向けて、小学校における「外国語活動」や中・高等学校の教科「外国語」を通じて英語教育の充実を図るとともに、外国語指導助手（ALT）※や情報通信技術（ICT）※などを有効に活用し、英語の使用機会の大幅な拡充や英語学習に対するモチベーションの一層の向上を図ります。また、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成する指導を充実させ、積極的にコミュニケーションを図る能力や態度を育成するとともに、外国語の学習を通して言語や文化に対する感性を高め、広いものの見方や考え方、国際感覚、国際協調の精神を備えた人材の育成につながる教育活動を展開します。

---

※外国語指導助手（ALT）：日本に招へいされた、英語を母語とする海外の大学卒業者（Assistant Language Teacher）。  
小・中・高等学校における外国語科等の授業の補助等を行う

※情報通信技術（ICT）：コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術（Information and Communication Technology）

## ■ 職業教育の充実

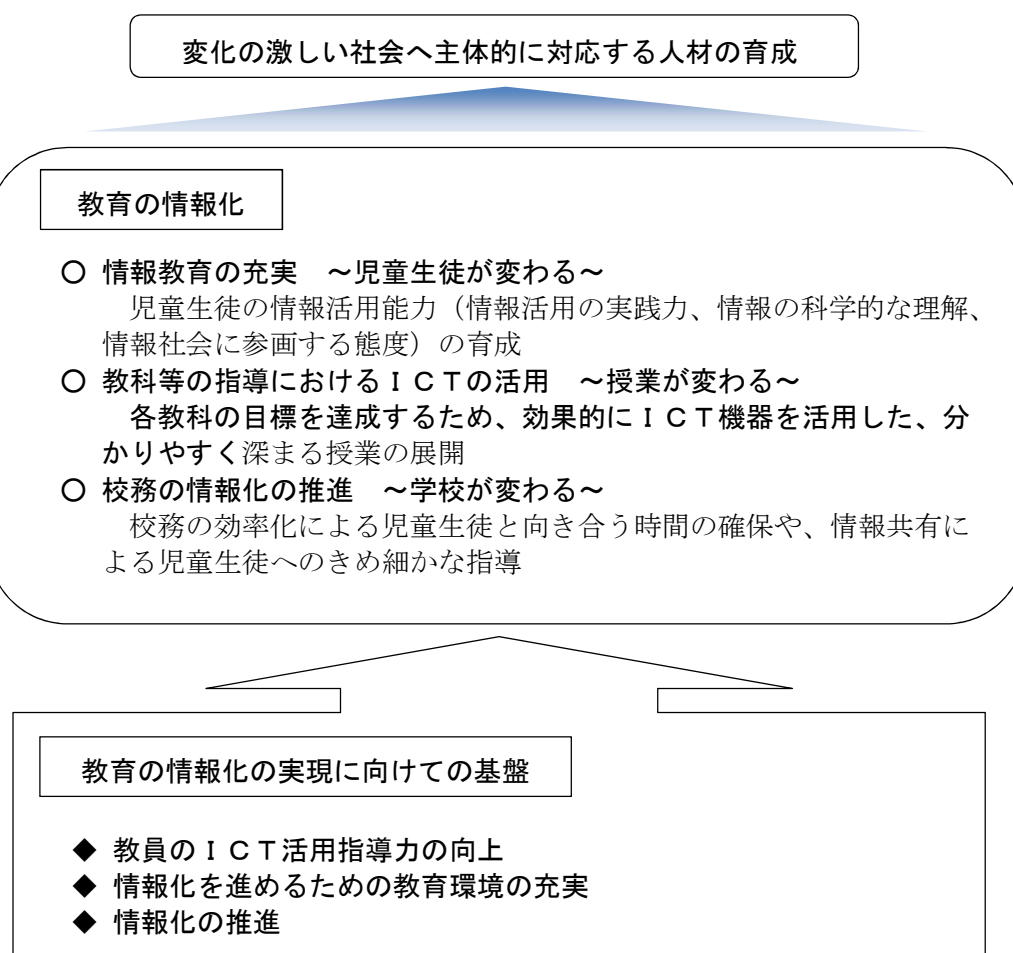
社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するとともに、地域や産業界との連携の下、課題解決学習や職業資格の取得など実践的な教育を進め、産業人材として必要な知識、技能、能力や態度を育てる職業教育の充実を図ります。

## ■ 教育の情報化の推進

変化の激しい社会に主体的に対応する人材の育成に向けて、平成 25 年 3 月に策定した「山口県教育の情報化推進指針」に基づいた取組を進めます。まず、児童生徒の情報活用能力を育成するための情報教育を充実させます。特に、情報モラルの育成は喫緊の課題であることから、各学校において、情報モラル年間指導計画を作成して、児童生徒の実態に応じた指導体制を構築します。また、より分かりやすく深まる授業を展開するため、教科等の指導における ICT の効果的な活用を推進します。さらに、児童生徒と向き合う時間の確保、情報の共有による児童生徒へのきめ細かな指導に向け、校務の情報化を推進します。

これらの取組を円滑に進めるため、教員の指導力向上に向けた研修を充実させるとともに、教育環境の充実に努めます。

### 山口県教育の情報化推進指針の体系



## ■ 時代に対応した教育内容の充実

急速に進む高齢化に伴い、介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する福祉教育や、変化の激しい社会の中で自らが必要な情報を的確に理解し選択する力を育成する消費者教育、国内外の環境問題の解決など持続可能な社会実現のための環境教育等、時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                                   | 現状値             | 目標値               |
|-------------------------------------------------------|-----------------|-------------------|
| 小・中・高の3校種で合同研修を行う「授業づくり研修会」に参加した教員数（公立）               | 195人<br>(H24)   | 500人<br>(H29)     |
| 英検2級・準2級を受験した高校生の数                                    | 2,555人<br>(H24) | 3,000人以上<br>(H29) |
| 英検2級・準2級に合格した高校生の数                                    | 905人<br>(H24)   | 1,000人以上<br>(H29) |
| 専門的資格を取得した生徒（職業教育技術顕彰 <sup>※</sup> 受賞生徒）の割合（専門科・総合学科） | 19.6%<br>(H24)  | 25%<br>(H29)      |

<sup>※</sup>職業教育技術顕彰：生徒の目的意識や専門教科に対する学習意欲を高め、職業教育の振興を図る目的で、一定の職業資格等を取得した生徒を顕彰する制度（高校教育課、山口県産業教育振興会）

### ③ 学習指導の改善・充実

#### 《現状と課題》

次代を担う子どもたちの育成に当たっては、生きる力の基盤となる学力の向上を図ることが重要です。そのためには、学力の状況を的確に把握した上で、課題の明確化、学習指導の改善、成果の検証などの一連の取組を継続し、充実していくことが必要です。

このため、本県ではこれまで、全国学力・学習状況調査の結果に見られる「基礎・基本の確実な定着」「知識・技能を活用する力の育成」「学習意欲の向上」等の課題に対応し、やまぐち学習支援プログラム\*の拡充、校内研修の充実を図る研修講座、市町教委と連携した学校訪問による重点的な支援、少人数指導加配や35人学級化等きめ細かな指導の充実などの取組を進めてきました。

このような取組により、本県の児童生徒の学力は向上しており、平成25年度全国学力・学習状況調査の教科の調査において、小・中学校とも国語、算数・数学のA・Bすべての区分において平均正答率が全国平均を上回るとともに、授業研究を伴う校内研修の回数の増加や授業以外の学習時間の増加など、一定の成果が見られました。

しかしながら、基礎的な知識・技能を活用して課題を解決する力には、依然として課題が見られるとともに、特定の内容の知識や技能の定着、家庭学習の一層の充実などにも課題が見られ、学力向上の取組の一層の充実を図っていく必要があります。

#### 《今後の方向性》

今後、さらなる学力の向上を図っていくためには、家庭や地域社会との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法の工夫改善を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図るとともに、子どもたちの学力状況の把握に基づく課題の明確化と解決に向けた具体的な取組を強化することが必要となります。

このため、県教委、市町教委、学校、家庭、地域が連携して、これまでの取組の充実を図るとともに、学力の定着状況を客観的に把握するための問題を作成し、全国学力・学習状況調査と併せた年間2回の検証改善サイクルを確立することにより、一層の学力向上を図ります。

#### 《主な取組》

##### ■ 学校の組織的な取組

小・中学校においては、市町教委と連携した学校訪問等により、各学校の学力向上プラン等の改善を支援するとともに、研究指定校の実践や成果の普及を通して、全校体制での取組を推進します。

高等学校では、各学校において、確かな学力を育むための明確な学校目標やチャレンジ目標を設定して、学校全体で取り組む体制づくりや、すべての学校におけるキャリア教育の視点に立った進路指導の推進体制を構築するとともに、全教職員が一体となって計画的に学力向上に取り組めます。

\*やまぐち学習支援プログラム：県内の小・中学校を対象に、教員の学校での授業づくりや子どもたちの家庭での学習を支援するための教材・問題等をウェブ上に公開するシステム  
(URL：<https://shien.ysn21.jp/gakushi/index.php>)

## ■ 指導方法の工夫改善

指導方法の工夫改善に向けて、授業づくりに関する研修会を開催するほか、「やまぐち総合教育支援サイト<sup>\*</sup>」等により学習指導に関する様々な情報を提供します。また、授業評価の活用によって指導力の向上を図ります。

小・中学校においては、「やまぐち学習支援プログラム」の学習教材、評価問題、基本問題の改訂・充実を図るとともに、評価問題の結果を入力することにより、全県の中での学力状況が把握できる「学力状況確認システム」の活用を促進します。

高等学校においては、「授業づくりと評価の手引き」等の学力向上推進の手引き4点セットを各種校内研修会で活用し、PDCAサイクルによる指導と評価の一体化を意識した授業改善をより一層推進します。

## ■ 学習環境の整備

校内研修や授業研究等での教育力向上指導員<sup>\*</sup>の活用を促進するとともに、教育力向上指導員の優れた実践例を積極的に発信します。

また、指導主事等によるモデル授業の実施や、学力向上推進リーダー・推進教員<sup>\*</sup>の活用によって、個々の教員の指導力向上を支援します。また、小・中、中・高が連携して授業参観や授業研究等を実施し、校種のつながりを見通した指導の工夫改善に取り組みます。さらに、高校における学校間連携や高大連携における学修を単位認定することにより、履修の機会を拡大します。

## ■ 学習習慣の確立

学習習慣の確立や家庭学習の充実を支援する「やまぐち学習支援プログラム」の基本問題を改訂・充実して活用促進を図るとともに、各種リーフレットやホームページ、学校だより等によって学力向上や家庭学習の充実についての積極的な情報提供に取り組みます。

また、コミュニティ・スクール<sup>\*</sup>や地域協育ネット<sup>\*</sup>等を活用しながら学校と地域の連携を推進し、学校の諸活動に地域人材を活用するなど、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                    | 現状値                         | 目標値                     |       |       |
|----------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------|-------|
| 全国学力・学習状況調査平均正答率（公立小・中学校）              | (山口県) (全国)                  | 小・中学校の全区分で全国平均を上回る(H29) |       |       |
|                                        | 小                           |                         |       |       |
| 国語A                                    | 64.3%                       |                         | 62.7% |       |
| 国語B                                    | 50.2%                       |                         | 49.4% |       |
| 算数A                                    | 77.9%                       |                         | 77.2% |       |
| 算数B                                    | 59.9%                       |                         | 58.4% |       |
| 中                                      | 国語A                         |                         | 77.3% | 76.4% |
| 国語B                                    | 68.3%                       |                         | 67.4% |       |
| 数学A                                    | 65.5%                       |                         | 63.7% |       |
| 数学B                                    | 44.2%                       |                         | 41.5% |       |
| 勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 62.2%<br>中 59.0%<br>(H25) | 増加させる(H29)              |       |       |

<sup>\*</sup>やまぐち総合教育支援サイト：学校での学習や進路相談に関すること、また生涯学習に関することや各種教育データ等、子どもや保護者、教員、地域等が必要とする、山口県の教育に関するあらゆる情報をまとめた総合サイト（URL：<http://shien.ysn21.jp/>）

<sup>\*</sup>教育力向上指導員：優れた現職教員のもつ高い指導技術やノウハウ等の全県的な波及、活用を図るため、前年度の県優秀教員表彰を受けた教員の中から県教委が委嘱し、授業の公開や派遣による訪問指導等を行う。

<sup>\*</sup>学力向上推進リーダー・推進教員：児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、市町教委と連携して地域内の学校を継続的に訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う。

<sup>\*</sup>コミュニティ・スクール：教育委員会から任命された保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする「学校運営協議会」が設置されている学校

<sup>\*</sup>地域協育ネット：幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区をひとまとまりとした仕組み。公民館や学校運営協議会などを推進母体として、幼稚園や保育所、学校と関係組織、支援団体等が連携した取組を行う。

## ④ 国際教育の推進

### 《現状と課題》

経済、文化、科学技術など様々な分野においてグローバル化が進展する中、国際的な視点で物事を考え、行動できる人材の育成が必要となっています。学校教育においては、このような人材の基盤を形成するため、郷土をはじめ日本や諸外国の伝統・文化に接する機会の充実による豊かな国際感覚や国際的な視野の涵養<sup>かんよう</sup>とともに、実践的な英語運用能力の育成が重要です。

このため、韓国慶尚南道や中国山東省等との教育交流事業を推進するとともに、各学校における姉妹校交流や国際的に活躍している人材による講演等の実施により国際教育を進めています。

また、小学校外国語活動の推進やALTの招致拡大等により実践的な英語運用能力の育成に努めています。今後、これらの取組を幅広く推進していくことや、小・中・高等学校における英語教育の連携を強化していくことが必要です。

こうした中、平成27年に開催される世界スカウトジャンボリー<sup>\*</sup>とそのプレ大会となる日本ジャンボリー<sup>\*</sup>では、海外から多くのスカウトが本県を訪れ、会場で体験活動や交流活動を展開するほか、県内全ての市町や学校を訪問するなど、本県の次代を担う青少年が、異なる文化や生活について理解を深め、豊かな国際感覚を身に付ける絶好の機会であることから、両大会を活用した国際理解をより一層推進していく必要があります。

### 《今後の方向性》

目標や課題にチャレンジし、グローバルな視点やリーダーシップをもって行動できる人材の基盤となる資質・能力の育成に向け、実践的な語学力・コミュニケーション能力、郷土をはじめ日本や諸外国の伝統・文化を理解・尊重する態度及び国際協調・協力を実践する態度等を育成します。

また、日本ジャンボリーでのスカウトとの歓迎交流行事や学校訪問等の経験、手法などを県内の全ての市町や学校で共有し、世界スカウトジャンボリーに生かしていくことが必要であり、山口県青少年地域国際交流推進コンソーシャム<sup>\*</sup>を基盤とした関係団体とのネットワークを強化し、その取組を充実させ、国際教育をはじめとする青少年教育の充実を図ります。

---

<sup>\*</sup>世界スカウトジャンボリー：4年に1度開かれるボーイスカウトの世界最大の祭典。平成27年(2015年)の山口大会は7月28日～8月8日の12日間、山口市阿知須のきらら浜で、161の国・地域から約3万人が参加して開催予定

<sup>\*</sup>日本ジャンボリー：ボーイスカウト日本連盟が主催する国内最大の大会。平成25年(2013年)の山口大会は7月31日～8月8日の9日間、山口市阿知須のきらら浜で開催され、国内外から約1万4千人が参加

<sup>\*</sup>山口県青少年地域国際交流推進コンソーシャム：山口県内の青少年教育団体、国際交流団体、学術機関、地方公共団体等13団体が保有する特性及びネットワークを活用し、青少年の国際交流を推進することにより、青少年教育・社会教育の充実と地域振興に貢献することを目的とし、平成23年2月に設立



## 《主な取組》

### ■ 国際交流を通じた国際教育の推進

世界で活躍している人材を学校に派遣して講演等を実施するグローバルセミナーの開催、慶尚南道友好相互交流事業や慶尚南道高校生スポーツ交流事業等の日韓交流事業をはじめ、児童生徒が諸外国の歴史や文化等に接する機会を設けます。それらの中で、児童生徒の海外に対する興味・関心を高め、自国や他国の文化への理解を深めるとともに、国際協調・協力を実践する態度の育成をめざした取組を推進します。また、山口県青少年地域国際交流推進コンソーシヤムによる国際交流事業を推進します。

### ■ 国際交流を担う人材の基盤となる資質能力の育成

将来の国際交流の中心となっていく人材の基盤となる資質能力を育成していくために、語学力（英語力）の向上に向けて、イングリッシュキャンプ等、小・中・高等学校が連携した取組を進め、英語による実践的なコミュニケーション能力を育成します。

### ■ 日本ジャンボリー及び世界スカウトジャンボリーを活用した国際理解の推進

日本ジャンボリー及び世界スカウトジャンボリーで実施される地域プログラム<sup>\*</sup>を活用して、県内のそれぞれの地域や学校で国際理解を推進するとともに、日本ジャンボリーにおいて、全小・中学校の児童生徒が参加国について事前学習し、シートにまとめたものを「参加国事典」として編集した取組をさらに拡充するなど、国際教育の推進を図ります。また、ジャンボリー開催を契機に構築された様々な団体のネットワークを活用することにより、県内の青少年の国際交流の充実を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                          | 現状値 | 目標値           |
|------------------------------|-----|---------------|
| ジャンボリーを活用した国際教育の取組を実施した学校の割合 | —   | 100%<br>(H29) |

<sup>\*</sup>地域プログラム：スカウトが県内各市町を訪問し、市町での歓迎行事や学校訪問、社会見学を通じて県民や児童生徒と交流するプログラム

## ⑤ 読書活動の充実

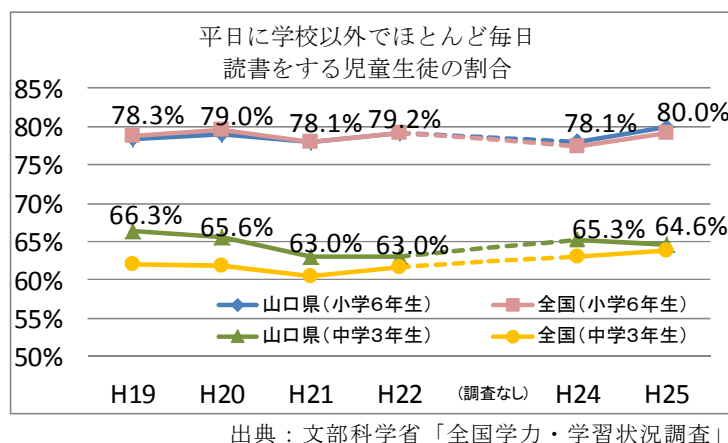
### 《現状と課題》

読書活動は、子どもの読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるために必要な基礎的な力を養うとともに、他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を育成する上で重要であることから、読書習慣の定着化を促進することが必要です。

このため本県では、平成 21 年 3 月に策定した「山口県子ども読書活動推進計画第 2 次計画」に基づき、山口図書館に設置した「山口県子ども読書支援センター」を中核として、学校、家庭、地域と連携・協力しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

小・中学校においては、全校一斉読書をはじめ、読み聞かせやブックトーク※などの読書活動や、学校図書館での推薦図書コーナーの設置等を行っています。また、高等学校では、読書会を開催するなど生徒の主体的な読書活動を促す取組を行っています。

これらの取組により、平日に学校以外でほとんど毎日読書をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均を上回って推移しています。



### 《今後の方向性》

子どもが読書に親しむ習慣を身に付けるためには、子ども自身が本の魅力に気づき、読書を「楽しい」「好き」と感じられるようにすることが重要です。

そのため、平成 25 年度に策定予定の「山口県子ども読書活動推進計画第 3 次計画」に基づき、学校、家庭、地域と連携しながら、子どもの読書習慣の定着を図る事業を実施します。

また、学校図書館関係者や、公立図書館職員、民間読書ボランティア等に対する研修を実施すること等により、学校や地域で子どもの読書に関わる人材の育成に努めます。

※ブックトーク：本の内容について簡潔に語ることによって、聞き手自身が読書の楽しみに気づき、読書意欲をおこすようにすること

## 《主な取組》

### ■ 学校における読書活動の推進

朝読書など全校一斉の読書活動の推進に加え、ブックトークや読み聞かせ、読書会等、児童生徒の発達の段階に応じて、本に親しむ機会の充実を図るとともに、各教科等の学習での学校図書館の活用を促進し、読書に対する関心や意欲を高めます。さらに、「子ども元気創造」における取組として、『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳<sup>\*</sup>を小学校に配付し、読書習慣の形成・定着を図ります。また、研修会等を通じて学校図書館を担当する教職員の資質向上を図るとともに、学校図書館の蔵書や各種資料等の計画的な整備を促進します。

### ■ 家庭や地域における子どもの読書活動の充実

「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に合わせた子どもの読書関係イベントの実施や、「家庭の元気応援キャンペーン<sup>\*</sup>」等を活用した家庭での読書の気運を高める啓発活動の充実に努めます。

### ■ 山口県子ども読書支援センターによる支援の充実

家庭での読書を普及・啓発するイベント等を行うほか、メールマガジン「本はともだち 子ども読書支援センターニュース<sup>\*</sup>」の配信等により、家庭での読書の気運を高めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                              | 現状値                         | 目標値            |
|----------------------------------|-----------------------------|----------------|
| 読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）      | 小 72.3%<br>中 73.2%<br>(H25) | 増加させる<br>(H29) |
| 学校以外で月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 23.8%<br>中 10.1%<br>(H24) | 減少させる<br>(H29) |

<sup>\*</sup>『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳：児童が主体性をもって生活習慣の形成・定着を図る90日間の「食事」「運動・遊び」「読書」の実践記録手帳

<sup>\*</sup>家庭の元気応援キャンペーン：「早寝早起き朝ごはん 本を読んで外遊び みんな仲良く今日も元気」をスローガンに、基本的な生活習慣やお手伝いの定着、家族がふれあう機会づくり等、家庭の教育力向上のための取組を全県的に推進するキャンペーン

<sup>\*</sup>本はともだち 子ども読書支援センターニュース：毎月1回、県内の子どもの読書に係る情報を無料で配信するメールマガジン。山口図書館のホームページから配信登録可能

(URL：[http://library.pref.yamaguchi.lg.jp/kodomocenter/maga\\_top](http://library.pref.yamaguchi.lg.jp/kodomocenter/maga_top))

## ⑥ 学校における人権教育の推進

### 《現状と課題》

本県が実施した「平成 24 年度県政世論調査」によると、「小・中・高等学校の教育で力を入れたらよいと思うこと」という問いに対して、「人権を尊重し、互いを認め合う心を育てる」と回答した割合がいずれの校種でも高く、人権教育に対する県民の期待の大きさがうかがえます。

本県では、人権に関する総合的な取組を推進するため、「山口県人権推進指針」を平成 14 年に策定し、その後、社会情勢の変化や新たな人権課題も生じていることから、平成 24 年に改定しました。県教委では、これを受けて「山口県人権教育推進資料」を作成し、これらに基づいて人権教育を推進してきたところです。

今後とも人権教育の一層の充実を図るため、研修の工夫等を通して、教職員一人ひとりの資質向上に計画的に取り組んでいくことが課題です。

また、いじめや体罰が大きな社会問題となっている中、教育活動を通して児童生徒の人権尊重の意識を高め、互いの人格を尊重した態度や言動がみられる学習環境づくりを進めていかなければなりません。そのためにも、家庭や地域社会との連携をさらに深め、人権尊重の視点に立った指導を一層充実させていく必要があります。

### 《今後の方向性》

学校教育においては、「指針」及び「推進資料」に基づいて、児童生徒の心身の成長の過程に即し、教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にす教育を組織的・計画的に推進します。そして、児童生徒の自主性と実践への意欲を高め、人と人との関わりの中で主体的な学びが行われるよう、人権尊重の視点に立った指導の充実を図ります。

また、教職員の資質向上を図るため、キャリアステージに応じた人権教育の研修を充実させるとともに、市町教委と連携しながら各学校の実態やニーズの把握に努め、効果的な研修プログラムを作成したり、情報を提供したりするなど、校内研修を積極的に支援していきます。

さらに、人権に関わる諸課題を解決するため、子どもたちを取り巻く人間関係を広げ、家庭、地域社会とのネットワークの拡充に向けた支援に努めます。

Q あなたは、小学校・中学校・高等学校の教育ではどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(複数回答可)

【小学校】(17 項目中) (%)

|   |                            |             |
|---|----------------------------|-------------|
| ① | 基礎的な学力を身に付けさせる             | 74.4        |
| ② | 基本的な生活習慣を身に付けさせる           | 59.6        |
| ③ | <b>人権を尊重し、互いを認め合う心を育てる</b> | <b>41.2</b> |
| ④ | 自然とのふれあいを増やす               | 40.4        |
| ⑤ | いじめ、不登校などに適切に対応する          | 39.0        |

【中学校】(17 項目中)

|   |                            |             |
|---|----------------------------|-------------|
| ① | 基礎的な学力を身に付けさせる             | 48.5        |
| ② | <b>人権を尊重し、互いを認め合う心を育てる</b> | <b>44.2</b> |
| ③ | 自ら考え主体的に判断する力を養う           | 43.3        |
| ④ | いじめ、不登校などに適切に対応する          | 35.9        |
| ⑤ | 部活動に積極的に取り組ませる             | 33.0        |

【高等学校】(19 項目中)

|   |                             |             |
|---|-----------------------------|-------------|
| ① | 自ら考え主体的に判断する力を養う            | 48.7        |
| ② | 生徒の進路希望が実現するような学力を身に付けさせる   | 45.0        |
| ③ | <b>人権を尊重し、互いを認め合う心を育てる</b>  | <b>43.2</b> |
| ④ | 国際化、情報化、科学技術の進展などに対応する力を育てる | 38.5        |
| ⑤ | 基礎的な学力を身に付けさせる              | 36.8        |

「平成 24 年度県政世論調査」から

## 《主な取組》

### ■ 人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の推進

地域の教育力の活用や体験的な活動の導入により、様々な人との関わりの中で、児童生徒にコミュニケーション能力や問題解決のための実践力等を育てます。

また、児童生徒に「指針」の理念を浸透させるため、人権に関する児童生徒作品（ポスター）の作成に取り組むなど、子どもたちが自由な発想で互いの人格を尊重していくような環境づくりを進めます。

### ■ 教職員研修の充実

教職員研修の充実を図るため、基本的な人権や様々な人権課題に関する指導者用資料を作成し、活用の促進を図ります。

また、児童生徒の実態及び教職員のニーズに応じた資料を提供し、演習を取り入れるなどの効果的な研修を実施します。

さらに、教職員のキャリアステージに応じた研修内容の工夫や、学校や教育研究団体等の要請に対応したサテライト研修<sup>\*</sup>への講師派遣を促進します。

### ■ 人権に関する資料の整備と活用の促進

教職員や児童生徒が人権問題の現状を理解し、問題解決への意欲的な態度を養うことができるよう、授業や研修で活用しやすい視聴覚資料を整備します。

また、視聴覚資料を活用した授業や研修の展開例を作成し、効果的な活用を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                            | 現状値          | 目標値          |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| 人権教育に関するサテライト研修等への県教委からの講師派遣回数 | 27回<br>(H24) | 50回<br>(H29) |

<sup>\*</sup>サテライト研修：やまぐち総合教育支援センターの事業で、学校等に出向いて実施する研修

## ⑦ 体力向上の推進

### 《現状と課題》

子どもの体力は平成 16 年度以降向上傾向にあります。子どもの体力が最も高かった昭和 60 年頃と比較すると依然として低い水準にあることから、今後も体力向上に向けた取組を着実に推進していくことが求められています。現在、県内全ての小・中学校で「体力向上プログラム<sup>\*</sup>」を作成し、「体育授業の改善と充実」「1校1取組<sup>\*</sup>の推進」「家庭・地域と連携した取組の推進」の3つを柱にした体力向上の取組を進めてきました。また、子ども元気創造パワーアップ協議会<sup>\*</sup>（体力部会）において、学校の取組の充実に向けた研究成果や、体育科・保健体育科授業に関する資料などを「体力向上の手引き」に掲載することにより、その成果の普及を図っています。

さらに、体力向上プログラムプロジェクト委員会において、「家庭や地域で楽しく取り組める運動遊びプログラム『チャレンジやまぐち』」や、授業の充実・改善に向けた「武道指導の手引」を作成・公開し、出前授業や各種研修会を通じてその普及を図るとともに、地域のスポーツ関係団体等と連携し、体育授業や運動部活動に年間約 170 人の外部指導者を派遣してきました。

このような取組により、体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合について平成 24 年度と平成 17 年度を比較すると、小学校で9ポイント以上、中・高等学校で7ポイント以上向上しています。一方、体育の授業以外に毎日 30 分以上運動（外遊びを含む）をしている子どもの割合については増加しているものの、小・中学校ともに女子の割合は依然 50%台であり、大きく改善しているとはいえない状況にあります。さらに、子どもたちの成長とともに「運動をする・しない」の二極化傾向が顕著になることから、運動習慣の定着していない児童生徒を対象とした運動機会の確保が課題となっています。

### 《今後の方向性》

本県では、今後 10 年間のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 3 月に「山口県スポーツ推進計画」を策定しました。この中の施策推進の方向において、将来を担う「人財」を育成するために、子どもたちの体力の向上や学校体育の充実の重要性が示されており、今後、一層の体力向上を図っていくためには、幼児期から高校生期までを通して運動好きな子どもを育成するとともに、子どもたちの「食事」「運動」「睡眠」のよりよい生活リズムを形成することが必要です。

このため、本県が独自に体力・生活等を調査する「子ども元気調査」により、本県の子どもの体力や生活習慣・運動習慣の状況の分析を行いながら、学校の体育的活動を充実させるとともに、県教委、市町教委、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進し、運動や外遊びの機会の確保を図ることで、子どもの体力を昭和 60 年頃の水準（昭和 60 年頃と比較可能な調査項目は握力、50m 走、ボール投げ）まで段階的に向上させていきます。

また、運動部活動指導者講習会の開催や外部指導者の活用等により、生徒が自主的・自発的に活動する機会の確保と内容の充実を図るとともに、中・高等学校の運動習慣の定着していない生徒を対象とした運動機会の提供に努めます。

<sup>\*</sup>体力向上プログラム：子どもの体力や生活習慣の実態に基づき、その改善を図るために、子どもの運動場面、体育的な活動全般及び家庭と連携した取組を一覧表にしたもの

<sup>\*</sup>1校1取組：小・中学校における授業以外（休み時間等）での体力向上に向けた取組

<sup>\*</sup>子ども元気創造パワーアップ協議会：市町教委担当者・小学校教員等で構成され、子どもの運動・生活習慣の改善や体力向上に資する具体的方策を提案。H25 から「子ども元気創造推進協議会」へ継承

## 《主な取組》

### ■「子ども元気調査」等を踏まえた組織的な取組の推進

有識者や家庭、学校の代表等により、新たに子ども元気創造推進協議会<sup>\*</sup>を設立し、「子ども元気調査」の実施、分析を通じて、子どもの体力向上に向け、各校の実態に応じたより効果的な取組の研究や提示を行い、県教委、市町教委、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの体力向上に向けた取組の充実を図ります。

### ■ 学校における体育・スポーツ活動の充実

各種研修会の開催や出前授業の実施などにより、体育科・保健体育科授業や運動部活動の充実を支援します。特に、運動習慣の形成に向けた重要な時期である小学校低学年期の体育科授業については、高い指導力を有した教員を校内研修等に派遣する体育授業マイスター制度等により、各学校の取組の改善と充実を図ります。また、体育主任研修会の開催等により、各学校の「体力向上プログラム」の改善を図り、運動の機会の確保や実施時間の少ない子どもへの支援等により底上げを図るなど、「1校1取組」を一層充実させていきます。

さらに、中・高等学校の運動習慣の定着していない生徒を対象に、学校の実態や生徒のニーズ等を踏まえながら、地域のスポーツ人材等と連携して運動機会を提供する取組を支援するなど、運動習慣の定着を推進します。

### ■ 家庭や地域と一体となった取組の推進

学校や地域で子どもの運動場面の深化・充実を図るため、大学や地域のスポーツ関係団体（総合型地域スポーツクラブ<sup>\*</sup>等）と協働し、地域のスポーツ人材が協力者として授業や運動部活動を支援する取組や、学校、家庭、地域が一体となった取組の在り方について研究し、その成果を普及する取組を推進します。また、新たに作成した「『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳」を活用し、家庭における取組の促進と支援を図ります。

さらに、運動好きな子どもを育成するためには、幼児期・小学校低学年からの取組が重要であることから、幼児を対象にした新たな運動遊びプログラム「元気体操（仮称）」の作成・普及や、運動遊び教室の開催等を通じて、幼児期の運動の必要性について保護者の関心や理解を高めるとともに、幼児児童の心身の成長の過程に即した運動（遊び）を推進します。また、高校生と中学生との合同運動部活動の実施や、高校生が地域の小・中学校の体育・スポーツ活動にリトルティーチャー<sup>\*</sup>として参加することなどにより、小・中学生の運動への関心・意欲を高めるだけでなく、高校生の自己肯定感を育むとともに体育・スポーツ活動への理解や実践力を高めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                                                              | 現状値                                                       | 目標値                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 体育の授業以外に運動や外遊びをほとんど毎日（週3日以上）行っている児童生徒の割合（公立小・中学校）                                | 小5男 64.1%<br>小5女 38.7%<br>中2男 89.9%<br>中2女 65.1%<br>(H24) | 小5男 69%<br>小5女 45%<br>中2男 92%<br>中2女 67%<br>(H29)         |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点 <sup>*</sup> （体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点）の県平均点（公立小・中学校） | 小5男 53.6点<br>小5女 54.4点<br>中2男 41.5点<br>中2女 48.5点<br>(H24) | 小5男 54.6点<br>小5女 55.4点<br>中2男 42.5点<br>中2女 49.5点<br>(H29) |

<sup>\*</sup>子ども元気創造推進協議会：大学教授などの専門家、PTA代表、各校長会会長等を構成員とし、施策推進方策や取組内容についての意見・助言等を行う組織

<sup>\*</sup>総合型地域スポーツクラブ：地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブ

<sup>\*</sup>リトルティーチャー：児童生徒が自分の得意分野において先生役となり、授業や部活動などの補佐を行うこと

<sup>\*</sup>体力合計点：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省）の体力テスト8項目（握力、50m走など）の得点の合計点



## ⑧ 食育の推進

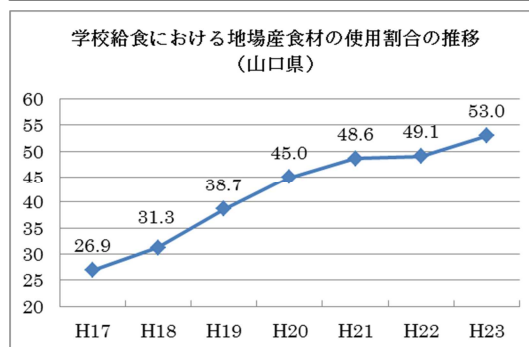
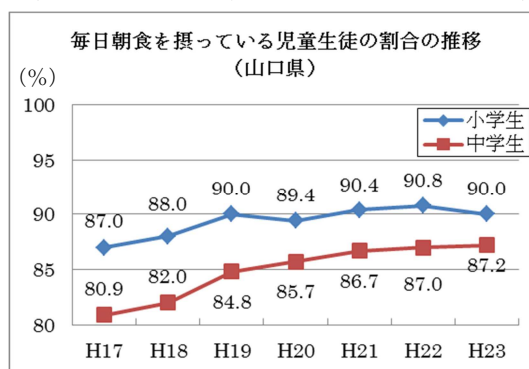
### 《現状と課題》

近年、子どもたちの「食」を取り巻く環境が大きく変化し、不規則な食事や偏った栄養摂取などの食生活の乱れ及び肥満・痩身傾向などが多く見られるようになり、子どもたちの心身の健やかな成長のために、食育を推進することが喫緊の課題となっています。そこで、各学校における食育の取組を充実させるために、子ども元気創造パワーアップ協議会（食育部会）において各市町及び学校の取組についての情報交換や課題の協議を行うとともに、食育に関する各種研修会等の開催、食に関する指導の実践事例集の作成等を行ってきました。

各小・中学校では栄養教諭\*等との連携により地場産食材の活用や学習内容と関連のある食材・料理を取り入れるなど、給食が生きた教材\*となるように献立の工夫を行うとともに、それを活用して給食時間や教科等において食に関する指導を行い、地域の食文化や規則正しい食事の大切さ、バランスのよい食事の摂り方等を指導してきました。また、食育だよりの発行等を通して学校での取組を発信するなど、家庭・地域と連携した取組等も行い、指導内容の定着を図ってきました。

高等学校における食育については、各学校が地域性を踏まえて特色ある取組を行ってきました。

このような取組により、児童生徒の食事への関心が高まり、毎日朝食を摂っている児童生徒の割合は、小学校、中学校ともに着実に上昇していますが、その摂り方に課題がある児童生徒が多く見られます。一方、学校給食における地場産食材の使用割合は、目標値の50%以上を達成しましたが、給食を生きた教材として活用した食に関する指導の推進を一層充実させていく必要があります。



### 《今後の方向性》

子どもの朝食摂取状況は改善傾向にありますが、幼児期から高校生期までを通して、食事内容の充実も含めて一層の改善が必要です。朝食摂取をはじめとする望ましい食習慣の定着のために、「『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳」の活用や「家庭の元気応援キャンペーン」を生かした取組を通じた規則正しい生活習慣の確立を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって、心身の成長の過程に応じた継続した取組を推進します。

また、学校給食の一層の充実に向けて、今後も地場産食材の使用推進を継続していくとともに、食物アレルギーを有する児童生徒への対応に配慮するなど、安全で安心な学校給食を提供します。

\*栄養教諭：子どもたちに対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行う職種

\*生きた教材：給食時間や各教科等における食に関する指導において、教育的効果を高めるために「学校給食」を教材として活用すること。学校給食は、「食事」という実践活動の場であり、栄養バランスのとれた食事内容や食についての衛生管理など体験を通して学ばせるとともに、見る・食べるといった行為を通じて興味・関心を引き出すことができる。



## 《主な取組》

### ■ 学校での組織的・計画的な食育の推進及び家庭や地域との連携促進

幼稚園、小・中・高等学校の実態に基づいた食育が計画的に推進されるように、各種研修会等において「食に関する指導の全体計画※」の見直し・改善を促進していきます。また、子ども元気創造推進協議会における有識者等からの指導・助言や山口県食育推進検討委員会における各市町及び学校の取組についての情報交換や協議の実施などを踏まえ、県全体の食育の取組内容の充実を図ります。

さらに、食事を含めた望ましい生活習慣の形成に向けて、『「食事、運動・遊び、読書」90日元気手帳』を小学生に配付し、学校・家庭が一体となって子どもの元気を創造していくとともに、「やまぐち教育応援団」登録企業、事業所等に協力を要請し、「食事、運動・遊び、読書」に関連した活動の実践や広報活動を行い、県民運動としての食育の推進をめざします。

また、高等学校における食育の推進については、各校の特色ある取組の成果を様々な機会を通じて情報発信し、成果の普及を図ります。

### ■ 学校給食の充実

地場産食材の活用や郷土食の提供など地域の実情に応じた献立の創意工夫により、生きた教材を活用した食に関する指導の促進を図られるよう学校給食の充実を図ります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、安全な対応を協議した上で、全教職員で共通理解を図り、安全で安心な学校給食が提供できるよう支援します。

さらに、食物アレルギーへの関心の高まりや新たな課題へ適切に対応するため、改訂「食に関する指導の手引き（仮称）」を作成し、その活用により、学校給食の充実を図ります。

### ■ 栄養教諭・学校栄養職員のさらなる研修の充実

食育推進の中核となる栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、給食管理及び食に関する指導についての研修を充実させるとともに、その専門性を各学校における食育の取組の中に生かしていきます。

また、各種研修会等を通じて、これまでの栄養教諭の取組の成果を普及します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                        | 現状値                         | 目標値            |
|----------------------------|-----------------------------|----------------|
| 朝食を毎日摂っている児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 90.1%<br>中 87.8%<br>(H24) | 増加させる<br>(H29) |

※食に関する指導の全体計画：子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、学校教育活動全体の中で体系的・計画的に食に関する指導を行うために各学校において策定される計画

## ⑨ 健康教育の推進

### 《現状と課題》

近年、社会状況等の変化に伴い、生活習慣の乱れやメンタルヘルス<sup>\*</sup>に関する課題、薬物の乱用、性の逸脱行為などの現代的な健康課題が深刻化しており、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組むとともに、ヘルスプロモーション<sup>\*</sup>の視点に立った健康教育の充実が求められています。

平成 21 年 4 月から施行された学校保健安全法において、学校保健について「養護教諭を中心とした関係職員等と連携した組織的な保健指導の充実」や「地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実」が新設されたことを受け、学校と地域の関係機関等が連携し、現代的な児童生徒の健康課題の解決に向けた各種研修会を開催してきました。

また、各学校においては、学校保健委員会<sup>\*</sup>を中心として、学校保健の組織的・計画的な取組を推進してきました。

こうした中、子どもたちの健康課題の多様化、専門化に対応し、学校生活を健康に過ごすことができるよう、学校保健委員会の果たす役割の重要性に鑑み、その一層の活性化により、教職員の学校保健に対する意識の向上や組織活動の充実を図っていく必要があります。

望ましい生活習慣の定着については、自分自身の心と体を大切にし、自らの健康をコントロールし、改善できる力を育てる必要があります。また、家庭、学校、地域が連携し、子どもたち自身の取組を支える環境づくりを推進する必要があります。

薬物乱用防止教室については、平成 23 年度に、公立の小・中・高等学校において 100%の実施となりました。今後は、指導方法や内容の工夫を図りながら、各教科や特別活動を含めた計画的・継続的な指導の実施に努める必要があります。

性に関する指導も各学校において心身の成長の過程に即し、計画的に実施されていますが、子どもたちが抱えている性に関する課題や悩み・不安等の解消に向けて、家庭や地域の専門機関との連携をさらに強化するなど指導の充実を図る必要があります。

メンタルヘルスに関する課題については、養護教諭を中心とした健康相談体制の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

<sup>\*</sup>メンタルヘルス：精神的健康の回復・保持・増進に関わる事柄の総称。心理的ストレスや虐待、発達障害など健全な精神活動にとって障害となる問題とその治療に関するすべての事柄が含まれる。

<sup>\*</sup>ヘルスプロモーション：WHO（世界保健機関）が 1986 年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく 21 世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。

<sup>\*</sup>学校保健委員会：学校、医療機関、保護者、児童生徒、地域等により構成され、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織

## 《今後の方向性》

学校保健活動の推進においては、学校保健委員会の活性化と養護教諭を中心とした健康相談における学校体制の充実、保健主任をはじめとした教職員の資質の向上に取り組めます。

特に、学校保健委員会については、P D C Aサイクルの活用やその他の学校保健活動と関連させて効果的に進めていくためにも年2回以上の実施が必要です。

また、現代的な健康課題の解決に向けて、医療関係者等の専門家との連携を深めるとともに、教職員の学校保健に関する意識と指導力の向上に向けて、学校保健に関する校内研修の推進と、各種研修会への参加促進を図り、県教委が主催する研修会の内容の充実に努めます。

## 《主な取組》

### ■ 学校保健（健康管理・保健教育）の組織的・計画的な取組の促進

各学校の実態に基づいた学校保健活動が組織的・計画的に推進されるよう、学校保健計画の見直し・改善を促進するとともに、学校保健委員会の年2回以上の実施と内容の充実に向けて取り組めます。また、学校全体での取組の充実を図るため、教職員の学校保健に関する意識と指導力のさらなる向上をめざして、校内研修の実施を推進します。

### ■ 現代的な健康課題の解決に向けた取組の充実

養護教諭を中心とした健康相談の充実に向けて、学校体制の充実と健康教育の推進を図るとともに、学校と地域の医療関係機関等との連携を推進します。

現代的な健康課題に対応した研修内容の工夫や講師の選定等、より研修意欲が高まる研修会を企画し、学校保健推進の中核となる保健主任・養護教諭・保健体育科教諭等の資質能力の一層の向上を図ります。

また、「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」の制定に伴い、養護教諭指導員を中心に学校歯科保健に係る課題及びその対応策を検討し、学校歯科保健の推進につなげます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                             | 現状値                                                   | 目標値            |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|
| 朝食を毎日摂り、排便が毎日ある児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小男 72.8%<br>小女 67.4%<br>中男 76.9%<br>中女 58.4%<br>(H24) | 増加させる<br>(H29) |

## ⑩ 特別支援教育の推進

### 《現状と課題》

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けては、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導・支援を、より身近な地域で受けられるようにしていく必要があります。

本県では、「障害のある幼児児童生徒一人ひとりの自立・社会参加を支える、心ふれあう教育」を推進するため、「山口県特別支援教育ビジョン」及び実行計画に基づく取組を進めてきました。

特別支援学校においては、それまでの盲学校、聾学校及び養護学校を複数の障害を対象とする総合支援学校に移行し、身近な学校への通学や障害の多様化に対応した教育を進めるとともに、高等部産業科の設置など、職業教育の充実を図っています。

また、幼・小・中・高等学校等では、基礎的な体制を整備し、個別の教育支援計画<sup>\*</sup>の作成や事例検討会の実施など、障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実に努めています。

さらに、地域の特別支援教育の中核的役割を担う特別支援教育センター<sup>\*</sup>等を設置し、地域コーディネーター<sup>\*</sup>等が学校の支援を行うとともに、ふれあい教育センターでは、発達障害等についての広域的、専門的な相談支援を行っています。

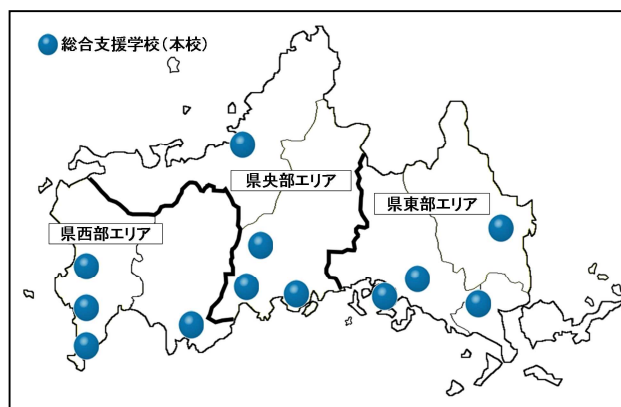
しかしながら、総合支援学校の児童生徒の増加や障害の多様化への対応、幼・小・中・高等学校等に在籍する発達障害等のある幼児児童生徒の指導・支援の一層の充実が課題となっています。

### 《今後の方向性》

これまでの7支援地域内の相談支援のさらなる充実を図ると同時に、県内を県東部、県中部、県西部の3つのエリアに分け、各エリアにおける指導・支援体制及び教育環境を整備し、特別支援教育のセンターとしての役割を担う総合支援学校の教育の一層の充実をめざします。

幼・小・中・高等学校等における相談支援の実効性の向上を図り、障害のある幼児児童生徒が、より身近な地域で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けることができる体制の整備を図ります。

また、「山口県特別支援教育ビジョン」及び実行計画（第2期：平成23年度～平成27年度）の成果を検証し、必要な見直しを図るとともに、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の構築について、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえた検討を進めます。



<sup>\*</sup>個別の教育支援計画：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画

<sup>\*</sup>特別支援教育センター：7支援地域の拠点となる総合支援学校に設置し、医療、保健、福祉、労働等の関係機関やサブセンターと連携し、地域の小・中学校等へのきめ細かな相談支援を行う。

<sup>\*</sup>地域コーディネーター：学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等の児童生徒や保護者、担任等への支援のため、地域の学校等への巡回相談や巡回指導、校内支援体制についての助言などを行う。

<sup>\*</sup>インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第24条）

## 《主な取組》

### ■ エリア型指導・支援体制の導入による指導・支援の充実

県東部、県中部、県西部の県内3つの各エリアにおいて、総合支援学校間の連携強化により、総合支援学校の教育の充実を図るとともに、より身近な地域で、専門的な教育が受けられる体制づくりに努めます。さらに、視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターの拡充等により、小・中学校等への相談支援体制を強化します。

### ■ 多様な障害に応じる総合支援学校における指導体制の充実

障害の多様化に応じた弾力的な教育課程の編成や、個別の指導計画<sup>\*</sup>・個別の教育支援計画を活用した授業改善、ICT機器等の活用による指導方法の工夫、新たな職業学科の設置による職業教育・進路指導の充実など、総合的な専門性に基づいた教育の質の向上に努めます。

### ■ 幼・小・中・高等学校等における相談支援の実効性の向上

市町教委や特別支援教育センター等と連携し、各園・学校が個別の教育支援計画等の作成と活用、計画的な校内委員会や事例検討会の開催等により、発達障害等に早期に気づき、適切な支援を行うとともに、校種間で支援を継続するなど、相談支援の実効性の向上に努めます。

### ■ ふれあい教育センターを中核とした相談支援体制の充実

ふれあい教育センターや各支援地域の特別支援教育センター等による多様な相談への支援を行うとともに、連携協議会や事例検討会等を通じた実践的研修の実施、校内体制充実のための事例の蓄積・普及など、各園・学校が地域の中でより主体的に課題を解決できるよう、取組を進めます。

### ■ 家庭や地域と学校との連携強化

外部人材の参画や公開授業の実施等による開かれた学校づくりとともに、相談会や就学時健診等の様々な機会を通じた保護者の理解啓発、地域フォーラムや研修会等による地域の理解促進など、家庭、地域、学校が連携し、障害のある幼児児童生徒を支援できるよう、取組を進めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                              | 現状値            | 目標値            |
|--------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職率                             | 98.4%<br>(H24) | 向上させる<br>(H29) |
| 発達障害等のある幼児児童生徒が在籍している公立学校の個別の指導計画の作成率（幼・小・中・高）   | 96.0%<br>(H24) | 100%<br>(H28)  |
| 発達障害等のある幼児児童生徒が在籍している公立学校の個別の教育支援計画の作成率（幼・小・中・高） | 95.7%<br>(H24) | 100%<br>(H28)  |

<sup>\*</sup>個別の指導計画：各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、各教科等の目標や指導内容・方法、配慮事項等を具体的に示した計画

## ⑪ 幼児期における取組の充実

### 《現状と課題》

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に培われた基礎は小学校以降の生活や学習の基盤となります。このため、幼稚園等においては、幼児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現する力など、「生きる力」の基礎を育むための教育を行っています。

しかし、社会的環境の著しい変化は、子どもの育ちや家庭に変化をもたらしており、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の希薄化、体力の低下など幼児期の教育の課題が指摘されています。こうしたことから、幼稚園等においては、幼児の心身の成長の過程に応じた適切な教育環境を計画的に構成し、一人ひとりに応じた指導を行い、小学校へとつなぐことが必要になります。また、保護者が子育ての喜びを感じたり、その重要性に気付いたりできるよう、子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援や保護者自身の教育力の向上を支援することも重要です。

今後、質の高い幼児期の教育や保護者に対する子育ての支援、就学前教育と小学校教育の連携は一層求められ、重要となることから、幼児期における取組を充実させていくことが必要です。

### 《今後の方向性》

幼児期の教育においては、子どもたち一人ひとりの小学校以降の生活を見通した上で、幼児期に育てるべきことを幼児期にふさわしい生活を通してしっかりと育て、小学校以降の自ら学ぶ意欲や自ら学ぼうとする力の基礎を培う教育活動の充実を図ります。そのためには、幼稚園教育要領等に基づき、幼児期の特性を踏まえた環境を通して行う教育の計画的な展開に向け、教職員の資質及び専門性の向上を目的とした研修を充実し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ります。

また、幼保・小の連携の強化に向けて、交流活動や合同研修会の充実、接続期のカリキュラムの充実を図ります。

さらに、保護者や地域の人々への幼稚園等の施設の開放や情報提供、教育相談など、幼稚園等における積極的な子育ての支援を推進します。

### 《主な取組》

#### ■ 幼児期の教育の質の向上

幼児期の教育の質の向上を図るため、小学校教育との円滑な接続や子育て支援の充実、学校評価の推進など、今日的な課題への対応を含めた幼児期の教育の理解促進を図ります。そのため、幼児期の教育についての専門的な講義を行う研修や幼稚園教育要領を踏まえた教育課程研究協議会を実施するとともに、それぞれの園の課題を個別に支援する幼稚園訪問を行うことにより、教職員等の指導力の向上を図ります。

## ■ 「つながる子どもの育ち大会」を活用した幼児期の教育の理解促進

幼児期の教育の今日的な課題の解明、幼児期の教育の理解の促進のため、幼稚園・保育所及び小学校の教員・保育士等が合同で実践的な研究を行う「つながる子どもの育ち大会」を新たに実施します。また、大会の研究成果を市町や小学校区単位の幼保・小合同の研修等で還元します。

## ■ 幼児期の教育と小学校教育の連携の促進

小学校区の中で、合同保育・授業等による交流活動や教職員の合同研修会等が計画的、継続的に行われるよう、小学校区を単位とした幼児期の教育と小学校教育の連携を推進します。

また、幼保・小連携の推進に資する人材を育成する幼児教育長期研修を実施し、その研修成果の積極的な還元を行います。さらに、指導資料「つながる子どもの育ち」（改訂版）\*の園内研修や校内研修等における積極的な活用を促進します。



## ■ 接続期のカリキュラムの充実

子どもの発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育と小学校の教育とが円滑に接続することが大切です。幼稚園等での接続期における教育内容・方法の工夫や、小学校入学時のスタートカリキュラム\*の実施と、また、小学校区内の幼保・小の教職員の合同研修会等における実践結果を踏まえたカリキュラムの検証・改善などにより、地域や子どもの実態にあった接続期のカリキュラムの充実を図ります。

## ■ 子育て支援の推進と「地域協育ネット」の活用

幼稚園等において、園庭、園舎の開放、子育て講座や未就園児の親子登園、子育て相談の実施など、地域や保護者の実態に応じた子育て支援を行うことができるよう、保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ家庭の元気」（幼児期版）の活用や家庭教育出前講座の実施等により家庭教育に関する情報提供や意識啓発、研修機会の提供を行います。

また、子どもたちの幼児期から15年間の育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する「地域協育ネット」を活用した取組を推進します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                            | 現状値            | 目標値           |
|--------------------------------|----------------|---------------|
| 幼稚園・保育所等と連携した取組を実施している公立小学校の割合 | 77.2%<br>(H24) | 100%<br>(H29) |

\*「つながる子どもの育ち（改訂版）」：県内の幼稚園・保育所・小学校等で連続・一貫した指導を工夫し行う際の指導資料（H23年12月改訂）

\*スタートカリキュラム：小学校において、児童の学校生活への適応が図られるよう合科的な指導を行うなどの工夫をした第1学年入学当初のカリキュラム



## ⑫ 少人数教育の推進

### 《現状と課題》

学力向上や生徒指導上の諸課題に対応するため、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導体制を充実し、個性や可能性を伸ばすことが必要です。このため、本県では、小・中学校における35人学級化を平成13年度から段階的に推進し、平成23年度、全国に先駆けて「すべての小・中学校においての35人学級化」を実現しています。

また35人学級化と併せて、学習の理解や習熟の程度などに対応するため、複数教員による指導や学習集団の編成等の工夫による少人数指導の充実も進めています。さらに、小規模校については合同学習を実施し、学習集団を再編成して複数の教員により、きめ細かな指導を行うなどの工夫も進めています。

〔35人学級化の過程〕

|     | 小学校                  |                      |                        |    |              |    | 中学校          |              |                         | 国の動き                           |
|-----|----------------------|----------------------|------------------------|----|--------------|----|--------------|--------------|-------------------------|--------------------------------|
|     | 1年                   | 2年                   | 3年                     | 4年 | 5年           | 6年 | 1年           | 2年           | 3年                      |                                |
| H12 | 補助教員配置<br>対象:36人以上学級 |                      |                        |    |              |    |              |              |                         | 第7次定数改善計画(H13~H17)学級編制基準の弾力化   |
| H13 |                      |                      |                        |    |              |    |              |              |                         |                                |
| H14 |                      |                      |                        |    |              |    | 完全<br>35人学級化 |              |                         |                                |
| H15 |                      | 補助教員配置<br>対象:36人以上学級 |                        |    |              |    |              |              |                         | 総額裁量制の導入<br>加配定数の弾力化(35人学級化活用) |
| H16 |                      |                      |                        |    |              |    |              | 完全<br>35人学級化 |                         |                                |
| H17 |                      |                      |                        |    |              |    |              |              | 義務教育国庫負担割合の見直し(1/2→1/3) |                                |
| H18 | 35人学級化の導入<br>(3学級以上) |                      | 35人学級化と少人数指導<br>の弾力的運用 |    |              |    |              |              |                         |                                |
| H19 | 補助教員配置:2学級以下         |                      |                        |    |              |    |              |              |                         |                                |
| H20 | 完全<br>35人学級化         |                      |                        |    |              |    |              |              |                         |                                |
| H21 | 完全<br>35人学級化         |                      | 完全<br>35人学級化           |    |              |    |              |              | 学級編制標準の引下げ(小1:40人→35人)  |                                |
| H22 | 完全<br>35人学級化         |                      |                        |    |              |    |              |              |                         |                                |
| H23 | 国の基礎定数化              |                      |                        |    | 完全<br>35人学級化 |    |              |              |                         |                                |
| H24 |                      |                      |                        |    |              |    |              |              |                         |                                |
| H25 |                      |                      |                        |    |              |    |              |              |                         |                                |

児童生徒の多様化が進む中、35人学級化等の「学級集団の規模縮小」を行うことで、児童生徒の実態と課題を把握し、信頼関係を深化して生活指導や学習指導を充実することが可能となり、学級の安定化やコミュニケーション能力の向上、さらには学力の向上が図られています。

また、複数教員の指導による「学習集団の規模縮小」を行うことで、習熟度別等の学習集団の編成や、少人数指導担当教員と担任とのチーム・ティーチングなど、指導方法の工夫・改善が可能となり、基礎的・基本的な学習内容の習得や、発展的な学習の充実、さらには学習意欲の向上に効果を上げています。

### 《今後の方向性》

今後、少人数教育のさらなる推進に向けて、これまでの少人数学級化や少人数指導の取組の成果と課題を検証するとともに、少人数学級化と少人数指導を組み合わせた効果的な実施方法の検討を行い、市町教委と連携し、子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。



## 《主な取組》

### ■ 小・中学校における効果的な少人数学級化の実施

平成23年度から実現している「すべての小・中学校における35人学級化」を維持継続し、成果と課題を検証します。

また、30人学級化に関する調査研究を踏まえたさらなる少人数学級化については、実施する学年、学校規模、少人数指導との組合せ等、効果的な実施手法を検討し、子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。

### ■ 少人数指導（複数教員による指導・学習集団の編成）の充実

少人数指導研究協議会の開催等を通じ、習熟度に応じた学習集団の編成など、効果的な少人数指導の工夫や学校全体の組織的な取組等を推進します。また、「少人数指導ガイドライン」を活用して指導方法の充実を図るとともに、具体的な実践事例等を追加していきます。

高等学校等においても、生徒の習熟度に応じた指導方法を工夫することにより、生徒一人ひとりの能力・適性や進路希望に応じたきめ細かな指導を行います。

### ■ 学力向上推進リーダー・推進教員による支援の充実

学力向上推進リーダー・推進教員を各地域に配置し、市町教委と連携して地域内の学校を継続的に訪問し、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行い、教員の授業力向上を支援するとともに、児童生徒の学力向上を推進します。

## 《主な推進指標》

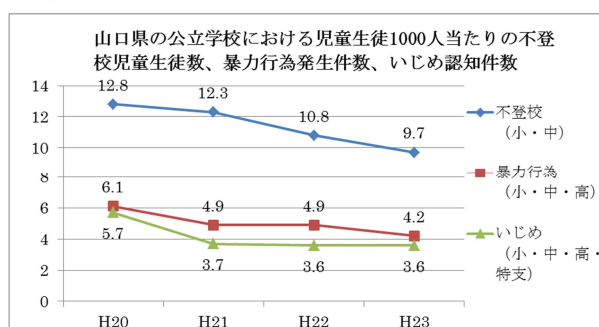
| 指標名                                        | 現状値                                                                                                                                                                             | 目標値                     |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 全国学力・学習状況調査平均正答率（公立小・中学校）【再掲】              | (山口県) (全国)<br>小 国語A 64.3% 62.7%<br>国語B 50.2% 49.4%<br>算数A 77.9% 77.2%<br>算数B 59.9% 58.4%<br>中 国語A 77.3% 76.4%<br>国語B 68.3% 67.4%<br>数学A 65.5% 63.7%<br>数学B 44.2% 41.5%<br>(H25) | 小・中学校の全区分で全国平均を上回る(H29) |
| 勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】 | 小 62.2%<br>中 59.0%<br>(H25)                                                                                                                                                     | 増加させる(H29)              |

## ⑬ 生徒指導・相談体制の充実

### 《現状と課題》

社会が急激に変化する中で、学校における生徒指導上の課題も多岐にわたっており、児童生徒の健全な成長と、人格のよりよい発達のためにも、生徒指導・相談体制の充実が一層求められています。このため、本県での生徒指導ガイドブック「よりよい生徒指導に向けて」や「心の教育推進の手引き」に基づく開発的・予防的生徒指導<sup>\*</sup>の充実への取組、「問題行動等対応マニュアル」等による生徒指導力・危機対応力の向上への取組、スクールカウンセラー等の配置や派遣、相談窓口の整備、関係機関との連携などの取組により、生徒指導・相談体制の充実を図るとともに、保護者・地域との連携を進め、きめ細かな児童生徒への支援体制づくりを推進してきました。

こうした取組により、近年の児童生徒の問題行動（暴力行為、いじめ）や不登校は、概ね減少傾向にはありますが、その未然防止に向けた取組のさらなる充実を図るとともに、児童生徒や家庭等との信頼関係を基盤として、学校が迅速・的確かつ組織的に、関係機関とも連携した取組を一層推進していくことで、問題行動や不登校の減少及び早期解決を図っていく必要があります。



### 《今後の方向性》

児童生徒の問題行動や不登校などの生徒指導上の諸課題については、豊かな人間性の育成に向けた心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進を通して、問題行動等の未然防止を図ることが極めて重要です。このため、学校教育活動全体を通して、児童生徒の心身の成長の過程に即した計画的・系統的な取組を推進します。

また、諸課題の早期発見、迅速・的確な組織的対応による早期解決のためには、平素からの丁寧な児童生徒理解に基づく生徒指導体制の充実が必要であるため、その支援を推進するとともに、家庭や地域、関係機関との連携を強化します。

さらに、児童生徒の背景にある生活環境や社会環境の複雑さなどから、専門家等による指導・支援の必要があることから、学校等が問題を抱え込むことなく諸課題の解決に向けた適切な支援が図られるよう、相談体制の充実に努めます。こうした取組を通して暴力行為や不登校の減少及びいじめの解消率の向上をめざします。

### 《主な取組》

#### ■ 心の教育の取組の基盤となる開発的生徒指導の充実

「よりよい生徒指導に向けて」や「心の教育推進の手引き」等を踏まえ、児童生徒の主体的な活動等の推進や、心身の成長の過程に即した規範意識の育成に取り組むなど、未然防止のための具体的な取組の充実を図ります。

<sup>\*</sup>開発的生徒指導：児童生徒が自己のよさに気づき、自らを主体的に伸ばしていこうとする取組を重視した生徒指導

<sup>\*</sup>予防的生徒指導：問題行動の未然防止に向けた予防的な指導や相談を重視した生徒指導

## ■ 問題行動や不登校の早期発見・早期対応等に向けた組織的な取組の充実

各学校での生活アンケートの実施、本県作成の適応感調査「Fit（生活アンケート）」等の活用促進、教員研修の充実、校種間の連携等を通して、児童生徒理解の深化や生徒指導・教育相談体制の充実に努めます。

また、学校・教育委員会が迅速に情報を共有し、関係機関や専門家等（エリアスーパーバイザー<sup>※</sup>やFRアドバイザー<sup>※</sup>）と連携して、問題行動や不登校への迅速・的確な対応を図ります。

## ■ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

全ての中学校へのスクールカウンセラーの配置の維持に加え、小学校への配置を拡充することで体制を充実させます。また、不登校対策推進会議や不登校フォーラムの開催等を通して、学校・家庭・地域がさらに連携した児童生徒を育てる体制づくりを推進します。

## ■ やまぐち総合教育支援センター等の相談・支援体制の充実

スクールソーシャルワーカー<sup>※</sup>（エリアスーパーバイザー）、ネットアドバイザー<sup>※</sup>等の専門家を配置し、児童生徒の健全育成に係る本人・保護者や学校からの相談への適切な助言や支援が図られるよう、体制の充実に努めます。

## ■ 緊急時等の学校への支援体制の充実

学校だけでは解決が困難な問題行動等の発生時や、事件・事故等による児童生徒の精神的動揺が激しい場合等に、専門家や専門家チームを学校に派遣し、児童生徒の安全確保や心のケア、学校への助言・支援を行う体制の充実に努めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                           | 現状値                          | 目標値            |
|-----------------------------------------------|------------------------------|----------------|
| 1000人当たりの不登校児童生徒数（公立小・中・高校）                   | 小・中 9.7人<br>高校 5.1人<br>(H23) | 減少させる<br>(H29) |
| 「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合（公立小・中学校） | 小 81.1%<br>中 77.4%<br>(H25)  | 増加させる<br>(H29) |
| いじめの解消率（公立小・中・高校、特別支援学校）                      | 88.4%<br>(H23)               | 向上させる<br>(H29) |
| 1000人当たりの暴力行為の発生件数（公立小・中・高校）                  | 4.2件<br>(H23)                | 減少させる<br>(H29) |

<sup>※</sup>適応感調査「Fit（生活アンケート）」：中高校生対象の学校生活等への適応感を測定するためのアンケート調査（山口大学と連携して平成24年に作成）

<sup>※</sup>エリアスーパーバイザー：やまぐち総合教育支援センター配置のスクールソーシャルワーカーの呼称

<sup>※</sup>FRアドバイザー：ファミリー・リレーションシップ・アドバイザーの略。家庭への支援を行う各分野の専門家（弁護士、医師、警察官OBなど）の呼称。エリアスーパーバイザーが行う家庭への働きかけに関して、ケースに応じて、より専門的な支援を連携して実施

<sup>※</sup>スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家

<sup>※</sup>ネットアドバイザー：携帯電話やインターネット等の専門性を有し、ネットケータイ問題に関わるトラブル等に対し、助言や支援を行う専門家

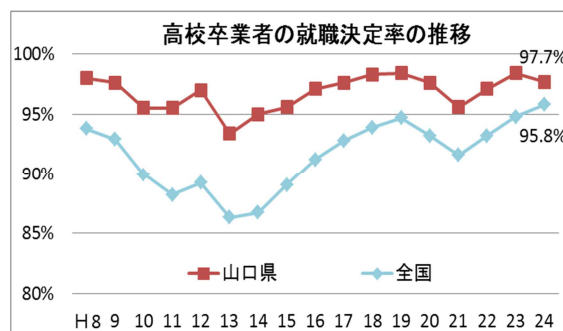
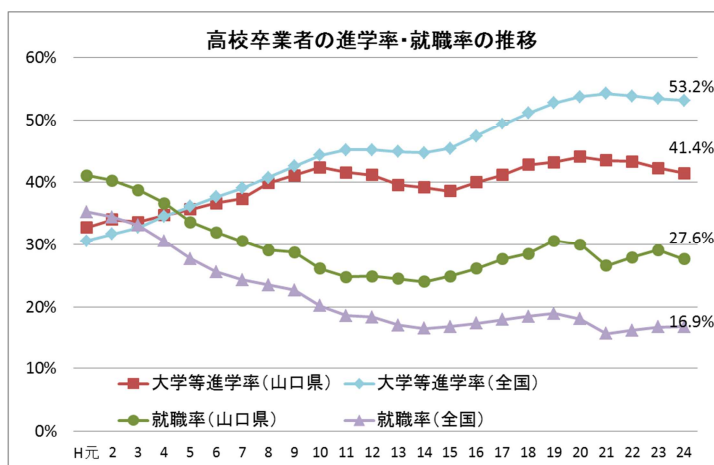
## ⑭ 進路指導の充実

### 《現状と課題》

生徒一人ひとりの進路実現を図るためには、キャリア教育の視点に立った進路指導を充実することが求められていることから、個に応じた学力の伸長を図るとともに、将来の進路への意識付けと学習習慣の定着を図る必要があります。また、計画的・系統的なキャリア教育のさらなる充実を図ることにより、進路未決定者の割合が一層減少するよう努める必要があります。

これまで、中学校においては、高等学校が行う進路説明会や体験入学への参加促進等により、生徒の状況に応じたきめ細かな支援を行っており、高等学校においては、進学意欲の向上に向けて、大学等のオープンキャンパスへの参加等を促進するとともに、就職希望者に対しては、就職ガイダンスの早期実施や応募前職場見学等による職種や職場理解の促進を図ってきました。また、特別支援学校においては、個別の指導計画の作成を充実するとともに、事例集の活用等により、早期からの現場実習の取組を推進してきました。

なお、高校卒業者の「大学等進学率」は、ここ数年減少し、逆に、就職率は増加傾向にあります。また、高校卒業者の就職決定率については、常に全国平均を上回って推移しており、平成 24 年度末で 97.7%（全国 95.8%）となっています。



出典：文部科学省  
「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」

出典：文部科学省「学校基本調査」

### 《今後の方向性》

中・高等学校では、子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲をもち、自立した社会人となるための基盤をつくることのできるよう、組織的な進路指導体制を強化するとともに、生徒一人ひとりの希望に応じた計画的・系統的かつきめ細かな進路指導を推進します。

また、生徒の進路意識の醸成、学習習慣の定着、学力の伸長、さらには、教職員の指導力向上に資する各学校の取組支援や、生徒の希望進路に応じた学習指導等により、生徒一人ひとりの進路実現を図ります。

特に、高等学校等においては高校生就職サポーター<sup>※</sup>や総合支援学校就職支援コーディネーター<sup>※</sup>、関係機関等の連携強化により、職種や職場の理解を促す取組や積極的な求人開拓を進め、生徒の意向を踏まえた就職の実現に向け、取り組めます。

## 《主な取組》

### ■ 組織的・計画的・系統的な進路指導の推進

中学校においては、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実と進路相談等による生徒の状況に応じたきめ細かな支援を推進します。

高等学校等においては、各学校の特色や生徒の実態に応じた進路指導計画を工夫・改善し、各学校における組織的・計画的・系統的な進路指導の推進を図ります。また、一人ひとりの進路希望や学習の状況を集約した個人別進路資料による継続的な進路指導を推進します。

### ■ 進学支援の充実

中学校においては、進路選択のために全ての中学2年生に配付するキャリアガイドブック「夢サポート」の活用や、高等学校等の教員を講師とした「進路説明会」や高校生を講師とした「卒業生に学ぶ会」などの実施により、生徒一人ひとりの進学意欲の向上を図ります。

高等学校等においては、生徒の進路希望別の講座や教職員による研究協議を設定した進学セミナーを開催することにより、生徒の進学意欲の向上と教職員の指導力の向上を図ります。また、オープンキャンパスへの参加や大学教員等による出前授業等の実施を促進し、大学進学に向けた意識の高揚を図ります。さらに、各学校における学習合宿や学校間連携など、進学に関する特色ある取組に対する支援の充実を図ります。

### ■ 就職支援の充実

高等学校等においては、「ガイダンスの充実」「求人開拓の強化」「マッチングの促進」を3つの柱とし、関係機関との連携を深めながら、就職ガイダンスや職場体験等を通じ、職種や職場の理解を促進するとともに、生徒の意向を踏まえた求人開拓や広域でのマッチングを促進し、組織的できめ細かな就職支援を行います。また、地域や産業界と連携し、社会的・職業的自立に必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得や課題対応能力等の汎用的な能力の育成を図るとともに、専門的な知識・技能の習得につながる職業資格の取得を推進し、社会人・職業人としての資質を育成します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                  | 現状値                         | 目標値            |
|----------------------|-----------------------------|----------------|
| 高校生の就職決定率            | 97.7%<br>(H24)              | 向上させる<br>(H29) |
| 中学校・高校卒業者のうち進路決定者の割合 | 中 98.9%<br>高 97.8%<br>(H24) | 増加させる<br>(H29) |

<sup>※</sup>高校生就職サポーター：就職相談、求人開拓など、就職支援を行う非常勤職員

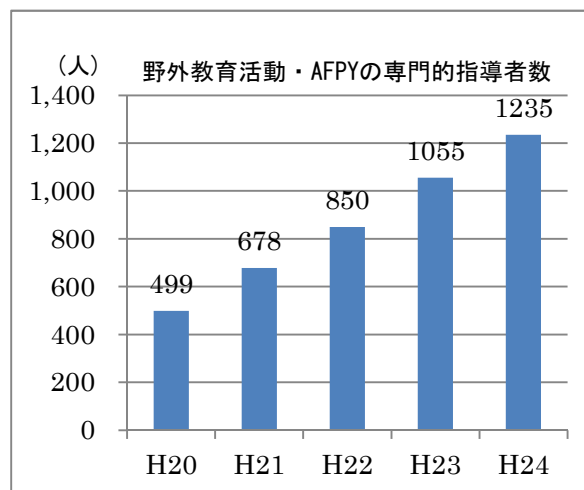
<sup>※</sup>総合支援学校就職支援コーディネーター：障害のある生徒の職業的自立を実現するため、現場実習先の開拓及び求人確保、企業の障害者雇用について理解促進を行う非常勤職員

## ⑮ 社会教育施設等を活用した教育の充実

### 《現状と課題》

自然や歴史、仲間、多様な人々と関わり合う体験活動は、感性を豊かにし、自己・他者理解や対人関係能力などを高め、子どもたちの豊かな心を育むための大きな役割を担っており、社会教育施設等を活用した体験活動の充実が求められています。また、グローバル化、高度情報化が進む社会においては、生涯学び続けることが必要であり、県民に対し多様な学習機会を提供する場が求められています。

本県では、長期自然体験活動「心の冒険・サマースクール<sup>※</sup>」や子どもたちの豊かな人間関係を育む体験学習法である「AFPY（アスピー）<sup>※</sup>」など、特色ある体験活動を実施しています。これらの取組は、子どもたちの生きる力を育む上で大きな成果を上げ、体験活動に関わる指導者数も増加傾向にあります。体験活動のさらなる充実には、学校・青少年教育施設<sup>※</sup>・地域との連携強化や専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成が必要です。



また、山口博物館では学校や地域と連携して学習支援を行う「博物館学校地域連携教育支援事業」を実施し、平成24年度には18,384人が出前授業や館内授業を利用したほか、山口図書館や山口博物館などがそれぞれの専門性を生かした企画展や展示、講座等に取り組んでいます。利用者のさらなる増加には、県民のニーズに対応した企画運営、内容の充実が必要です。

### 《今後の方向性》

体験活動充実のため、サマースクール・AFPYなどの取組の発展に努めるとともに、学校・青少年教育施設・地域とが連携した特色ある体験活動を推進します。また、各種研修会の開催を通して、継続的かつ計画的な指導者養成や指導力向上の取組を進めます。

山口図書館や山口博物館などが実施する展示・講座等においては、県民のニーズに対応した企画運営と内容の充実に努めるとともに、学校や地域と連携した取組を進め、それぞれの施設が有する人材や資料を学校や地域の教育へ活用します。

<sup>※</sup>心の冒険・サマースクール：野外活動とカウンセリングを組み合わせ、個人や集団の成長を図る野外教育活動。世界的な冒険教育機関であるOBS(Outward Bound School)の教育手法を取り入れ、小学5～6年生、中高生を対象とした8泊9日のプログラム等を実施

<sup>※</sup>AFPY（アスピー）：「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略。他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法

<sup>※</sup>青少年教育施設：「油谷（ゆや）」「秋吉台（あきよしだい）」「十種ヶ峰（とくさがみね）」「由宇（ゆう）」の4青少年自然の家

## 《主な取組》

### ■ 学校と青少年教育施設・地域が連携した体験活動の充実

本県の特徴ある「心の冒険・サマースクール」や「A F P Y」を発展させるとともに、学校・青少年教育施設・地域とが互いに連携した体験活動を推進し、子どもたちの体験活動の充実をめざします。

また、サマースクールやA F P Yを発展させるための核となる指導者を年次ごとに養成します。さらに、地域で活動する指導者の養成を図る研修会等を実施して、より専門的な指導者の養成や指導力の向上に努めます。

### ■ 図書館におけるサービスの充実

山口図書館と市町立図書館や大学図書館等計 54 館の蔵書を検索可能なネットワークシステムを構築し、図書館間での蔵書の貸借により、県内蔵書の有効活用を図るよう努めます。

また、山口図書館内に設置した「マルチメディアデイジー\*室」において、障害などにより本を読むことが難しい子どもたちなどに、読書を楽しんでもらえるサービスを提供します。

### ■ 博物館、文書館等における教育の充実

山口博物館、文書館、埋蔵文化財センターがそれぞれの館蔵資料や専門性を生かした展示や講座等を実施し、県民が自然や文化に親しむ機会の創出を図ります。

また、山口博物館と学校・地域が連携して出前授業や館内授業等を実施し、学校や地域のニーズに対応した質の高い体験型学習プログラムを提供します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                  | 現状値               | 目標値               |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| A F P Yアドバイザー*の登録者数  | H25 からの取組         | 100 人<br>(H29)    |
| 博物館の出前授業、館内授業の年間利用者数 | 18,384 人<br>(H24) | 20,000 人<br>(H29) |

\*マルチメディアデイジー：視覚障害や学習障害などで読むことが困難な方のための、パソコン等により文字・音声・画像を同時に再生できる図書（マルチメディアデイジー図書）の国際規格（「デイジー（D A I S Y）」はDigital Accessible Information SYstem（誰もが使いやすい情報システム）の略）

\*A F P Yアドバイザー：A F P Y指導経験者。外部講師として、学校・諸団体からの講師依頼時に紹介される者



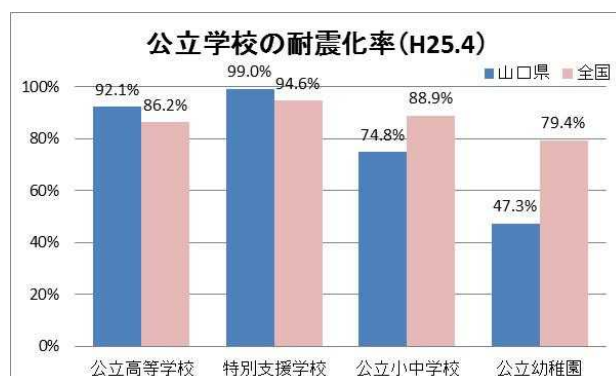
## (2) 質の高い教育環境づくりの推進

### ⑯ 教育施設・設備の整備、教育環境の向上

#### 《現状と課題》

学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多く、加えて東日本大震災では、建物自体だけでなく天井材や外装材等の非構造部材※にも多大な被害が生じたことから、構造体及び非構造部材の耐震化を推進する必要があります。

本県の県立学校は、耐震工事の積極的な前倒しにより、平成 25 年 4 月 1 日現在の耐震化率が 93.6%（公立高等学校 92.1%、特別支援学校 99.0%）で全国平均を上回るなど、一定の水準に達していますが、市町立小・中学校の耐震化率は、小・中学校が 74.8%、幼稚園が 47.3%と、いずれも全国平均を下回っており、引き続き設置者である各市町の積極的な取組が必要です。



今後、学校施設・設備については、老朽化により更新時期を迎えるなど増加が見込まれる老朽施設への対応とともに、特別支援学校における児童生徒の増加や学校統廃合等への対応、災害時の避難場所としての機能の強化、バリアフリーをはじめ、グローバル化、高度情報化社会への対応など、教育環境の一層の充実に向けた取組が求められています。

また、県立の社会教育施設のうち、山口博物館と埋蔵文化財センターは建築からかなりの年数が経過し、耐震化やバリアフリー化、収蔵場所の不足などへの対応が必要となっています。

#### 《今後の方向性》

山口県公共施設耐震化基本計画や国（文部科学省）の施設整備基本方針等を踏まえ、引き続き耐震化の完了をめざして計画的に取り組んでいくとともに、市町への働きかけにより早期の耐震化を促進します。また、非構造部材の耐震対策についても一層推進するとともに、市町の取組の促進を図ります。

さらに、施設の老朽化への計画的な対策やバリアフリー対策、特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う施設整備等を進めるとともに、学校の再編整備により必要となる施設等の整備や、防災機能の強化、国際化、情報化等の進展に対応した機器整備など、安全で質の高い教育環境の整備、充実を図ります。

※非構造部材：構造設計・構造計算の主な対象となる構造体（骨組み）と区分した天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等



## 《主な取組》

### ■ 県立学校の整備

県立学校の耐震化については、平成27年度までに耐震化が完了するよう、高校再編等の状況等にも留意しながら耐震工事を計画的に実施します。

また、非構造部材についても、特に致命的な事故につながるおそれの高い屋内運動場の天井等をはじめ、点検で判明した異状箇所について、緊急性や優先性を考慮しながら必要な改修を実施します。

さらに、施設の老朽化対策や高校再編等により必要となる施設・設備の整備に取り組みます。

また、特別支援学校における児童生徒数の増加に対応した施設の増築等の機能整備に取り組みます。

### ■ 市町立幼・小・中学校の耐震化の促進

県・市町間で耐震化の加速化に向けた対応策の検討・協議を行う「公立学校施設耐震化促進会議」を開催するなど耐震化が進まない市町が抱える課題等を踏まえた指導・助言を行うとともに、国に対し耐震化事業に係る財政措置の拡充を要請する等、市町の耐震化の取組を支援します。

また、非構造部材についても、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井等落下防止対策など、市町の耐震対策の取組の加速化を促進します。

### ■ 学校施設の防災機能の強化・充実

学校施設のバリアフリー化など、災害発生時における避難所としての防災機能の強化・充実に取り組みます。

また、大規模災害発生時における通信手段を確実に確保するため、全県立学校に衛星携帯電話を整備し、運用を図るとともに、小・中学校の設置者である市町に衛星携帯電話の整備を促すなど、学校の防災機能の強化に努めます。

### ■ 県立社会教育施設の整備

山口博物館や埋蔵文化財センターについては、施設の耐震化やバリアフリー対策、収蔵場所の確保など施設整備に取り組み、利用者の安全性や利便性の向上、貴重な資料の未来への継承を進めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名           | 現状値                | 目標値            |
|---------------|--------------------|----------------|
| 県立学校の耐震化率     | 93.6%<br>(H25.4.1) | 完了<br>(H27年度末) |
| 市町立小・中学校の耐震化率 | 74.8%<br>(H25.4.1) | 完了<br>(H27年度末) |
| 市町立幼稚園の耐震化率   | 47.3%<br>(H25.4.1) | 完了<br>(H27年度末) |

## ⑰ 学校安全の推進

### 《現状と課題》

子どもたちの命を脅かす事件・事故・自然災害がなくなることのない現状において、子どもたちは守られるべき対象であることはもとより、日常の生活の中で、自分の身に起こり得る危険を予測し回避することや、自然災害が発生した際に適切な避難行動ができることなど、子どもたちが、生涯にわたり自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成することが求められています。

本県では、これまで「学校における危機管理マニュアルの作成指針」や「危険予測学習(KYT)\*資料集」等を作成し、学校における安全管理体制の強化や子どもたちの危険予測・回避能力の育成に努めてきました。また、スクールガード\*が全小・中学校区に組織されており、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の整備も進んでいます。

近年、こうした取組により、学校管理下における子どもたちの負傷等の件数が少しずつ減少する傾向にあるなど、学校安全の取組は成果を上げてきたと考えています。

しかしながら、本県で平成 21・22 年に 2 年連続で発生した大規模土砂災害や、平成 23 年に発生した下校中の児童刺傷事件、また、平成 24 年度に全国で多発した登下校時の重大交通事故などとともに、被害のみならず、自転車乗車中の加害事故の増加等、新たな課題も生じています。そのため、学校安全の 3 領域（「防犯を含む生活安全」「交通安全」「災害安全（防災）」）についての総合的かつ効果的な取組による一層の充実と推進が必要です。

### 《今後の方向性》

今後は、学校安全の推進に関する基本的方向と具体的方策を示す「山口県学校安全推進計画（仮称）」を策定し、教職員の安全意識の向上と危機対応力の強化を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携した取組を充実・強化し、学校安全 3 領域の取組を総合的かつ効果的に推進します。

また、こうした取組を通して、子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動できる力を育成することに加えて、自分の安全を確保した上で、事件・事故・自然災害から家族や地域を守り、将来、地域の安全文化を高めていく大人として成長できるよう、周囲の人や社会の安全に貢献できる力を育成します。

### 《主な取組》

#### ■ 「山口県学校安全推進計画（仮称）」の策定

学校安全の推進に関する基本的方向と具体的方策を示す「山口県学校安全推進計画（仮称）」を策定し、学校安全 3 領域の取組を総合的かつ効果的に推進します。

\*危険予測学習(KYT): イラスト等を見ながら危険を予測し回避する方法を考える学習活動(Kiken Yosoku Training)

\*スクールガード: 児童生徒の登下校時等の安全を見守る学校安全ボランティア

## ■ 教職員の安全意識の向上と危機対応力の強化

「学校危機対応演習資料<sup>\*</sup>」等を活用した実践的な研修会や出前講座の実施を通じ、教職員の安全意識の向上を図るとともに、危機対応力の強化に努めます。

## ■ 保護者・地域・関係機関と連携した学校安全の取組強化

スクールガードや警察・道路管理者等との連携促進、学校から保護者・地域への携帯メールによる情報配信システムの構築など、学校安全に関する保護者・地域・関係機関との連携を一層促進します。

## ■ 安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」の推進

危険予測学習（KYT）や防犯教室・防犯訓練の取組の充実とともに、地域ぐるみの見守り活動の啓発・強化・周知により、児童生徒の安全意識・能力の一層の向上を図ります。

## ■ 自他の命を守る「交通安全」の推進

危険予測学習（KYT）を活用した交通安全教室の開催や児童生徒の主体的な交通安全活動の取組を促進するとともに、「通学路の安全対策ガイドライン」の活用促進等により、警察・道路管理者等と連携した通学路のさらなる安全確保に努め、交通事故の減少を図ります。

## ■ 防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」の推進

「防災教育テキスト<sup>\*</sup>」「防災訓練事例集<sup>\*</sup>」の活用や専門家と連携した防災出前授業等の実施など、計画的かつ効果的な防災教育の実施を促進し、児童生徒が自らの命を自ら守ることはもとより、周囲の人や社会の安全に貢献できる「防災対応能力」の向上を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                        | 現状値                                 | 目標値            |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|----------------|
| 携帯メールによる情報配信システムを整備している公立学校の割合（幼・小・中・高・特支） | 81.2%<br>(H24)                      | 100%<br>(H29)  |
| 児童生徒の登下校における交通事故件数                         | 小 15 件<br>中 28 件<br>高 75 件<br>(H24) | 減少させる<br>(H29) |

<sup>\*</sup>学校危機対応演習資料：児童生徒の問題行動や学校事故等が発生した場合の対応を考える教職員用演習資料

<sup>\*</sup>防災教育テキスト：自然災害の発生メカニズムや発生時の対応等について記載した児童生徒用の防災教育資料

<sup>\*</sup>防災訓練事例集：様々な災害発生場面を想定した訓練方法を紹介した事例集

## ⑱ 教職員の資質能力の向上

### 《現状と課題》

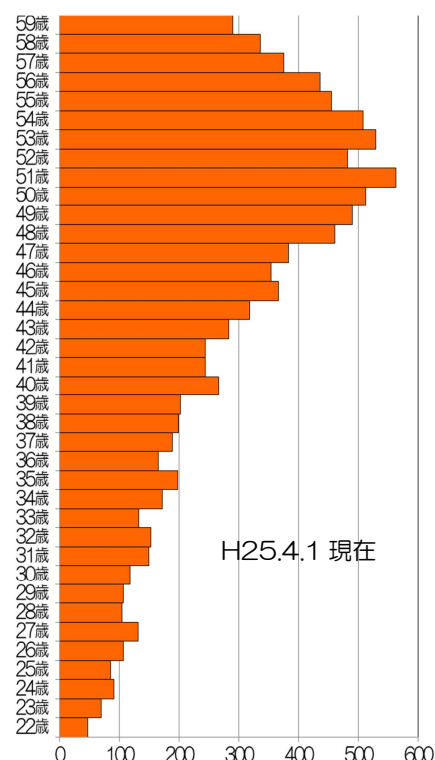
学校教育の課題に的確に対応し、活力ある学校づくりを進めるためには、一人ひとりの教職員がそれぞれの資質能力をさらに高めるとともに、これを組織の力につなげていくことができるよう、組織的な学校運営に努めることが必要です。

このような中、本県では、有識者等からなる「山口県教職員人材育成検討会議」を平成18年度から3年間設置し、その提言を受けて、教職員の養成・採用、評価、研修、人事制度等による体系的な人材育成システムの構築に向けた取組を推進しているところです。

一方で、学校を取り巻く環境は、今後も急速に変化することが予想されるとともに、教職員の大量退職を迎えていることから、これまで以上に、教育に対する高い意欲と実践的指導力を有する教職員の育成はもとより、次代の本県教育を担う人材の養成・採用や、経験豊かなベテランの教職員の知識や技能を若手の教職員に継承する体制づくりなど、教職員の資質能力の向上に向けた取組が求められています。

平成24年3月には、「教職員人材育成基本方針」を策定し、キャリアステージ（教職経験）ごとに求められる教員の役割や資質能力を示すとともに、本県教育を担う教職員の育成に向けた方針を「5つの基本方針」として示しました。

<本県教員の年齢構成>



### 《今後の方向性》

今後は、「教職員人材育成基本方針」に示す「5つの基本方針」に基づき、学校体験制度や教育実習の充実等に向けて、大学と連携して優秀な人材を育てる取組をより一層進めるとともに、教員採用選考試験の改善、教職員評価、やまぐち総合教育支援センターでの研修や大学院等への派遣研修、公募型人事制度等、様々な人材育成に関する取組を十分に活用し、学校、市町教委、県教委が一体となって本県教育を担う人材を育成するための総合的な取組を積極的に推進します。

#### 人材育成に向けた5つの基本方針

- 1 教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図ります。
- 2 教職員一人ひとりの適性や能力に応じて資質能力の向上を図ります。
- 3 組織的な学校運営を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。
- 4 地域や関係機関等と連携し、地域や学校の中核として活動する教職員を育成します。
- 5 大学等と連携し、優秀な教職員の養成・確保に努めます。

## 《主な取組》

### ■ 優れた人材の確保

教員を志望する学生が、早い段階で教員という職の魅力を実感し、教育に対する意欲をさらに高めていくための「学校体験制度」や教員に求められる実践的指導力を培うことができる「教育実習」の充実に取り組むとともに、大学等との連携を推進し、養成機関と一体となった教員養成に取り組めます。

また、優秀な人材を確保するために、教員志願者の増加に向けた取組を推進するとともに、教員志願者の経歴の多様化に対応する選考方法の工夫・改善を図ります。

### ■ 教職員評価の充実

管理職と教職員の面談等を通して、教職員のよさや課題を把握するとともに、目標達成に向けた取組や指導助言を通して、教職員の資質能力や意欲の向上に取り組むことができる教職員評価制度の充実を図ります。

### ■ 教職員研修の充実

教職経験に応じて、共通に必要な資質能力の向上を目的とした研修の充実や教職員一人ひとりの適性や能力に応じて専門性を高める研修の充実を図ります。また、様々な教育活動を中核となって推進する人材の育成に向けた研修の充実を図ります。

### ■ 学校内の人材育成

学校の教育課題の解決に向けて、組織的・計画的な取組による校内研修を推進するとともに各学校におけるOJT<sup>\*</sup>の推進に向けた取組を積極的に支援します。

また、教育力向上指導員制度<sup>\*</sup>やサテライト研修の活用、学力向上推進リーダーや指導主事の訪問等により、各学校の校内研修を積極的に支援し、ミドルリーダーの育成を図ります。

### ■ 意欲や能力、実績に応じた的確な人材活用

多様な経験による資質能力の向上に向けて、「人事異動方針」に基づく積極的な人事異動を推進します。また、教職員の意欲を生かし、資質能力の向上を図る公募型人事異動制度<sup>\*</sup>の一層の改善・充実を図るなど、適材適所の人事管理を進めます。

### ■ 教職員のメンタルヘルスの維持

日々多様な業務を遂行している教職員の心身の健康維持は、様々な教育活動を推進していく上で欠かせないものです。コミュニケーションの良好な職場環境づくりや個別の指導・相談などの管理職を中心としたラインケアの取組を進めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                | 現状値              | 目標値              |
|------------------------------------|------------------|------------------|
| やまぐち総合教育支援センター研修（サテライト研修等を含む）の受講者数 | 12,701人<br>(H24) | 15,000人<br>(H29) |

<sup>\*</sup>OJT(On-the-Job-Training)：一般的に、職場内で仕事をしながら、報告・命令等の機会を捉えて、仕事に必要な知識・技能・態度を指導すること

<sup>\*</sup>教育力向上指導員制度：優れた指導力を有する教員を教育力向上指導員として委嘱し、授業公開等を通して、その指導技術やノウハウ等の全体的な波及、活用を図る制度

<sup>\*</sup>公募型人事異動制度：校長が学校運営方針や教育目標を明らかにし、必要な人材を公募することにより、学校教育目標の達成や活性化を図る制度

## ⑱ 学校運営の活性化

---

### 《現状と課題》

学校を取り巻く環境が変化する中、学校教育が抱える課題や学校教育に対する期待が一層複雑化・多様化しています。こうした中、個々の教職員だけでなく、学校が組織として様々な課題に対処していくことが求められており、校長のリーダーシップの下、すべての教職員が学校の課題を共有し、目標の達成に向けて協働して取り組んでいくなど、組織的・機動的な学校運営を実践していくことが一層重要となっています。

このため本県では、学校評価を進める上で基本となる各学校の教職員が行う自己評価<sup>※</sup>や自己評価の結果を基に行う学校関係者評価<sup>※</sup>を通して、学校の現状を明らかにするとともに、学校の課題等を共有しながら組織的・継続的に学校運営の改善を図る目標管理型の学校評価の充実に取り組んでいます。各学校では、ホームページや学校だより等を通して学校評価の結果を公表し、学校の課題を保護者や地域と共有する取組や、アンケート等を通して把握した保護者や地域の意見を学校運営に反映させる取組を進めています。

また、学校運営の中心となる管理職の資質能力の向上に向けては、マネジメント能力を有する管理職候補者の育成に取り組むとともに、平成 23・24 年度は、県内全ての公立学校において、管理職を中心として、学校の実態を踏まえながら、学校の組織運営体制や指導体制の改善に向けた取組を進めています。

### 《今後の方向性》

各学校における自己評価や学校関係者評価の充実を図るとともに、学校評価結果を適切に公表し、積極的な情報提供を進めます。また、学校、家庭、地域が共通認識をもち、それぞれの役割を確認した上で、学校としての取組を検討し、学校運営の改善を進めます。

各学校の学校運営をより一層活性化するため、校務分掌等の主任として学校運営に参画することとなるミドルリーダーの育成に努めるとともに、教職員一人ひとりの学校運営への参画意識の向上に向けた取組を進めます。

また、学校運営の中心となる管理職のマネジメント能力の向上に向けた取組を進めるとともに、管理職の選考方法の改善・充実を図ります。

さらに、学校の組織力の強化に向けて、学校の運営組織体制や指導体制の充実など、各学校の実態を踏まえた学校運営の改善を推進します。

---

※自己評価：学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うもの

※学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

## 《主な取組》

### ■ 目標管理型の学校評価の充実

学校関係者評価のさらなる充実を図り、P D C Aサイクルに基づいた学校評価を一層推進します。また、児童生徒や保護者等の意見を反映させた自己評価や学校関係者評価結果等の積極的かつ効果的な公開を通じて家庭や地域との連携を促進し、課題の共有と課題解決に向けた取組を推進します。

### ■ ミドルリーダーの育成と教職員の学校運営への参画意識の向上

学校運営の中核として活躍する人材の育成に向けて、主任研修やリーダー養成研修などの研修を充実させるとともに、学校教育目標を踏まえた自己目標の設定や協働実践を通して、教職員の学校運営への参画意識の向上を図ります。

### ■ マネジメント能力を有する管理職の育成

多様な教職経験を有し、学校教育目標の実現に向けて指導力を発揮する人材を登用できるよう、管理職の選考方法のより一層の改善・充実を図ります。

また、活力ある学校運営の推進に向け、管理職登用後も資質能力を高めていけるよう、新任管理職研修会をはじめとする研修等の充実を図ります。

### ■ 学校運営の改善に向けた取組の推進

学校評価・教職員評価・授業評価の活用、O J Tの推進、学校事務職員の学校運営への参画、I C Tの活用による校務の効率化、コミュニティ・スクールの普及による家庭や地域社会との連携等を通して、学校組織の活性化を図り、組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けた取組を進めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                            | 現状値              | 目標値           |
|------------------------------------------------|------------------|---------------|
| コミュニティ・スクール（学校運営協議会設置校）指定校の割合（公立小・中学校）         | 67.3%<br>(H25.8) | 80%<br>(H29)  |
| 保護者や地域住民等を評価者とした学校関係者評価を実施している公立学校の割合（幼・小・中・高） | 95.5%<br>(H24)   | 100%<br>(H29) |

## ⑳ 校種間連携・一貫教育の推進

### 《現状と課題》

子どもたちの発達は連続しており、よりよい成長に向けては、校種間の連携を積極的に進めることが重要です。

幼保・小連携については、ほとんどの小学校区において、学校行事等についての情報提供、幼児と児童の交流活動、教職員の合同研修、小学校入学時のスタートカリキュラムの実施等の取組が行われています。

小中連携については、教員の人事交流等を行うとともに、ほとんどの小・中学校において、教職員の合同研修会、相互乗り入れ授業や授業公開、各種連絡会による情報交換を行い、9年間を見通した教育活動の展開を図っています。また、接続期の児童生徒による交流活動、中学校での体験授業等により中学校入学時の心理的不安を解消するための取組が行われています。さらには、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを生かした小中連携を促進しています。

中高連携については、県内13地域に中高連携教育推進協議会が設置され、中高教員の相互の授業公開・授業交流、積極的な生徒指導の展開、部活動の合同練習等の取組の推進が図られています。また、各学校においては、高校が開催する体験入学への参加促進や、高校教員による中学校での出前授業等が行われています。

中高一貫教育については、中高6年間の計画的・継続的な特色ある教育活動に取り組んでいます。さらに、中学校段階において高校の内容を先行して学習するとともに、中・高校間での多様な交流等を通じて確かな学力を育成しています。今後は、これまでの成果や課題を踏まえ、より一層の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

これらの取組について学校では意義を理解し取組を進めていますが、「小1プロブレム」※「中1ギャップ」※などの課題の解決や「行ける学校」から「行きたい学校」への取組のさらなる推進が必要であり、また、地域や学校により取組に温度差があることも課題となっています。

### 《今後の方向性》

連携の取組に地域による格差があることを踏まえ、組織的な取組を強化するとともに、地域との連携、学校間の教育活動の連携、教職員の連携のさらなる推進に向け、次のような取組を進めます。

幼保・小連携については、幼児教育長期研修者とその修了者を幼保・小連携の研修会等の指導者や実践発表者として活用することなどにより、小1プロブレム解消につながる取組の充実を図ります。

小中連携については、小中合同研修会の充実と小中教員の乗り入れ授業の計画的かつ継続的な実施など、組織的な取組の強化を図るとともに、コミュニティ・スクールの拡充や地域協育ネットの実践モデルの普及啓発等により、地域との連携の強化を図ります。

中高連携については、各地域におけるこれまでの取組の充実を図るとともに、高校が開催する体験入学への中学生の参加促進や、高校教員による中学校での出前授業、中学校における進路説明会への高校生の参加など、中学生の進路意識の醸成を図る取組を推進します。

※小1プロブレム：入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの落ち着かない状態が見られるが、こうした状態がいつまでも解消せず、数か月継続しているような状態

※中1ギャップ：児童が小学校から中学校への進学において、学校生活や授業の方法など新しい環境にうまく適応できず、不登校や問題行動等につながっていく現象



中高一貫教育については、各学校における教育目標に沿った特色ある教育活動がより一層効果的に行われるよう、教育課程の充実を図るとともに、その成果や児童生徒、保護者のニーズなどの状況を踏まえ、今後の中高一貫教育の推進について、地域バランスも考慮しながら検討します。

## 《主な取組》

### ■ 子どもの育ちをつなぐ教育活動の連携促進

幼・小の教育課程研究協議会等で、「つながる子どもの育ち（改訂版）」を活用した研修を実施します。また、小学校区を単位とし、「幼児と児童の交流活動」「学校だより等の配付」等を通して幼保・小の教育活動の連携を進めます。

中学校区を単位とし、「学校だより等の配付」「小中で共通の指導項目を定めた取組の推進」「教育課程の情報共有」等を積極的に推進することを通して小・中の教育活動の連携を進めるとともに、中学校区での小・小の教育活動の連携も行います。

### ■ 継続的な指導の充実を図る教職員の連携促進

幼保・小連携を推進する幼児教育長期研修を実施するとともに、長期研修修了生を各地域の幼保・小連携研修会等で活用し、実践事例を広く普及させます。また、小学校区を単位とした「長期休業中等の小学校教員の幼保訪問参観」「合同研修会や情報交換会の実施」等を通して幼保・小の教職員の連携を進めます。

小・中学校間の円滑な接続のための小中学校教員の研修交流を継続します。中学校区を単位とし、「共同で実施する授業参観や授業研究」「教員の相互乗り入れ授業」等を通して小中学校教職員の連携を進めるとともに、中学校区での小学校間の教職員の連携も行います。また、少人数指導研究協議会の開催、「少人数指導ガイドライン」の活用等を通じ、義務教育9年間を見通した効果的な少人数指導の工夫や授業改善、学校全体の組織的な取組等を推進します。さらに、市町教委と連携して、地域内の小中学校の情報を共有し校種間の連携を図りながら、学校を継続的に訪問し、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う学力向上推進リーダー・推進教員を各地域に配置し、教員の授業力向上を支援するとともに、児童生徒の学力向上を推進します。

中高連携を推進するために、授業づくり研修会等を通じて、指導方法の共有及び工夫・改善を行います。

### ■ 中高一貫教育のさらなる推進

これまでの取組から課題を検証し、引き続きこれらの課題にも対応しながら、中高一貫教育のメリットを生かしたさらなる教育課程の工夫・改善や教員の指導力の向上等を図り、一層の教育効果が得られるよう努めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                         | 現状値                                 | 目標値                                 |
|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 異校種間の授業参観や情報交換会を実施した公立学校の割合 | 小 100%<br>中 100%<br>高 100%<br>(H24) | 小 100%<br>中 100%<br>高 100%<br>(H29) |

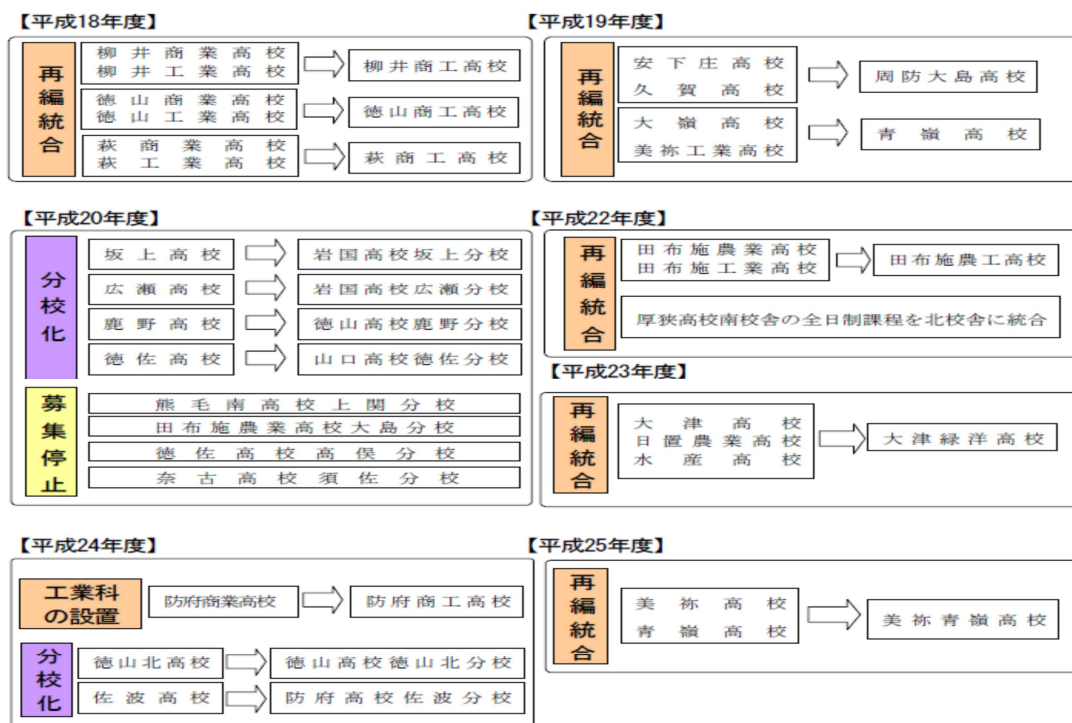
## ② 県立高校将来構想に基づく特色ある学校づくり

### 《現状と課題》

社会の変化や生徒のニーズの多様化、少子化の進行などに対応し、中長期的視点に立って、高校教育の一層の充実を図るため、平成17年に「県立高校将来構想」を策定し、選択幅の広い教育や多様な人格とのふれあいによる社会性の育成、活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を展開するため、特色ある学校づくりや学校・学科の再編整備に取り組んできました。

「県立高校将来構想」を具体的に推進するに当たっては、年次的・計画的に進める必要があり、特に学校・学科の再編整備については、4年単位で計画を策定し、生徒の入学状況や変化等に応じて、2年ごとに見直しを行っています。

#### 再編整備の状況



再編整備により、進路希望等に応じたよりきめ細かな指導や学科の枠を越えた科目選択・資格取得が可能となることや学校行事や部活動の質的・量的な充実などの成果がみられます。

今後は、再編整備を実施した高校の教育の一層の充実を図るとともに、全県的な視野に立って特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備を推進し、魅力ある学校づくりに努めていく必要があります。

### 《今後の方向性》

県立高校においては、意欲と希望をもって高校への進学を選択する生徒たちにとって、より魅力ある学校であることが求められています。そのため、生徒の興味・関心、能力・適性や進路希望等の多様化に対応し、各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動の展開など、高校教育の質をより高めるための特色づくりを引き続き推進します。

## 《主な取組》

### ■ 「めざす学校像」「育てたい生徒像」を明確にした特色づくり

特色ある学校づくりを進める中で、各学校において、「めざす学校像」や「育てたい生徒像」を明確にし、教育活動の工夫・改善等に取り組むことにより、地域の期待や生徒の実態を踏まえた学校の魅力づくりをさらに推進します。

### ■ 現行の「再編整備計画（平成24年度～26年度計画）」の着実な推進

下関中央工業高校と下関工業高校を再編統合して新高校を設置するとともに、入学状況などを見ながら奈古高校の分校化に取り組みます。

また、定時制課程及び通信制課程の再編整備について検討を進め、計画期間内に具体的な計画を示します。

さらに、全日制普通科の全県一学区化について、平成28年度入学者選抜から円滑な実施に向けて、中学生や保護者等への周知に取り組みます。

### ■ 「県立高校将来構想」の検証と見直し

変化の激しい社会の中で、心豊かにたくましく未来を切り拓く子どもたちを育てるため、生徒の多様なニーズに対応した選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を今後も展開していく必要があります。

このため、平成26年度までを期間とする「県立高校将来構想」に基づいて、これまで取り組んできた特色ある学校づくりや学校・学科の再編整備を検証し、現行の「県立高校将来構想」の見直しを進めます。

今後、地域バランスを踏まえた中高一貫教育校の整備、社会経済動向や地域産業の要請に対応した学校・学科の再編整備の検討を進めるなど、「特色ある学校づくり」を「入学者選抜の改善」や「中学校の進路指導の充実」とともに一層推進して、高校教育の質的充実を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                              | 現状値              | 目標値              |
|----------------------------------|------------------|------------------|
| 各高校で開催される体験入学や学校説明会に参加した中学生の延べ人数 | 17,645人<br>(H24) | 20,000人<br>(H29) |

## ② 私学の振興

### 《現状と課題》

本県の私立学校に在学する生徒、園児の割合は、高等学校（全日制）で約3割、幼稚園で約9割を占めており、私立学校は本県の公教育に大きな役割を果たしています。

私立学校は、それぞれの建学の精神や独自の教育理念に培われた特色ある教育活動を展開しており、その柔軟性や機動性などの特性を生かしながら、子どもたちに選択幅の広い教育を提供し、県民の教育に対する多様なニーズに応えていくことが期待されています。

しかし、近年における少子化の進行等により、私立学校の経営環境は厳しさを増しており、私立学校には経営努力など一層の自主的な取組が求められるとともに、国や地方公共団体による財政的な支援などにより、私学の振興を図っていく必要があります。

また、私立学校施設の耐震化については、年次的な県費助成制度の充実などにより学校法人における耐震化への取組を支援してきた結果、私立中・高等学校の耐震化率は、平成21年4月1日現在の28.9%から平成25年4月1日現在で58.1%まで、また、私立幼稚園の耐震化率は、平成21年4月1日現在の58.1%から平成25年4月1日現在で77.3%まで上昇していますが、幼児生徒の安心・安全を確保する観点から、引き続き耐震化の促進を図る必要があります。

加えて、建物自体だけでなく天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策についても促進する必要があります。

◇山口県の私立学校の学校数・生徒数（H25.5.1現在）（単位：校（園）、人）

| 区分  | 高等学校   |       | 中学校   | 幼稚園    | 専修学校  | 各種学校  |
|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|     | 全日制    | 通信制   |       |        |       |       |
| 学校数 | 20     | 7     | 8     | 126    | 34    | 34    |
| 生徒数 | 10,355 | 1,321 | 1,232 | 14,162 | 4,800 | 3,181 |

※休校の学校は除く。高等学校（全日制）の生徒数には専攻科を含む。

### 《今後の方向性》

県民の多様な教育ニーズに対応するため、建学の精神や独自の教育理念に培われた特色ある教育活動を展開し、本県の公教育に大きな役割を果たしている私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全化等を図っていく必要があります。

このため、私立学校の自主性を尊重しながら、国の施策とあいまって、幼稚園や高等学校等の教育に係る経常的経費を対象とした補助など、私学助成を充実するとともに、積極的に情報提供や助言を行い、私立学校の振興を図ります。

また、幼稚園には、地域の幼児教育のセンターとしての役割が期待されており、私立幼稚園での子育て支援など、地域に開かれた幼稚園づくりを支援します。

私立学校施設の耐震化については、国・県の助成制度等により学校法人の取組を支援し、建物自体の耐震化や非構造部材の耐震対策について促進を図ります。

## 《主な取組》

### ■ 私学助成の充実

幼稚園、高等学校等の教育に係る経常的経費を対象とした補助について、その水準の維持向上に努めるとともに、特色ある学校づくりを一層推進するため配分基準の見直しを検討するなど、私学助成の充実を図ります。

### ■ 地域に開かれた幼稚園づくりへの支援

平日の教育時間外や休業日における預かり保育を実施する私立幼稚園や、障害のある幼児の受け入れを行う私立幼稚園を支援します。

また、幼児教育相談、園舎・園庭開放、未就園児の親子登園など、私立幼稚園が実施する地域における子育て支援の取組を支援します。

### ■ 私立学校の耐震化の促進

校舎の耐震補強など建物自体の耐震化工事等や、屋内運動場の天井等落下防止対策など非構造部材の耐震対策に対する国・県の助成制度等により学校法人を支援し、私立学校施設の耐震化の促進を図ります。

## 《主な推進指標》

| 指標名                 | 現状値                               | 目標値                            |
|---------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 子育て支援を行っている私立幼稚園の割合 | 93.6%<br>(H24)                    | 100%<br>(H29)                  |
| 私立学校（幼・中・高）の耐震化率    | 中・高 58.1%<br>幼 77.3%<br>(H25.4.1) | 中・高 100%<br>幼 100%<br>(H29年度末) |

## ②③ 修学支援の充実

### 《現状と課題》

生徒・学生に対する修学支援のため、(公財)山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与や、学校法人が行う私立高校生の授業料等の軽減事業に要する経費の補助などを実施しています。このうち奨学金事業については、将来、社会に貢献し得る人材の育成をめざし、向学心に富み有能な素質をもちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対して奨学金の貸与を行っており、国の政策により高校授業料が無償化された後も、授業料以外の修学に必要な経費の支援を行うため、これまでどおりの貸与額を維持しています。

また、公立高校では、授業料無償化が図られていますが、私立高校では、就学支援金が支給されるものの、引き続き保護者負担が残っているという現状もあります。

さらに、現在、国においては、実質無償化されている高校授業料への所得制限の導入や給付型奨学金の創設など、生徒・学生の修学に係る制度の見直しが検討されているところであり、こうした動向も注視する必要があります。

一方で、奨学金事業の主な財源は、奨学金の貸与者からの返還金であることから、事業を安定的に運営するためには、貸与者から確実に返還されることが重要であり、引き続き、債権の保全に努める必要があります。

修学支援については、教育の機会均等に寄与するとともに、社会のセーフティネットとしての役割を有することから、社会経済情勢の変化なども考慮しつつ、こうした社会的役割が損なわれないよう適切な運営に努めることが必要です。

[平成 24 年度の奨学金貸与延べ実績]

|       |         |        |       |           |
|-------|---------|--------|-------|-----------|
| (高校生) | 1,472 名 | (大学生等) | 734 名 | 計 2,206 名 |
|-------|---------|--------|-------|-----------|

### 《今後の方向性》

奨学金事業については、貸与基準を満たす希望者全員への貸与をめざします。さらに、貸与時期の早期化や貸与者からの返還猶予など、引き続き制度運用面での改善に努めるとともに、適切な事業運営の確保を図ります。

また、私立高校生への授業料等の軽減事業に対する補助を引き続き実施するとともに、その補助内容について、適宜、見直しを行っていきます。

さらには、国の修学支援制度の見直しの動向を踏まえ、現行制度との公平性の確保や支援すべき対象範囲等に十分配慮しながら、返済義務のない奨学金制度(給付型奨学金)の創設に向けて検討を行うなど、修学支援の拡充に努めます。

## 《主な取組》

### ■ 経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対する支援

向学心に富み有能な素質をもちながらも、経済的理由により修学困難な生徒・学生に対する学資の貸与等の支援を行うとともに、返済義務のない奨学金制度（給付型奨学金）の創設等、制度運用面での改善等について検討します。

### ■ 離島高校生に対する支援

教育の機会均等の観点から、国の補助制度を活用し、離島に在住する高校生の通学費、居住費等に要する経費を補助する市町への支援を行います。

### ■ へき地や過疎地域等の児童生徒等の通学に対する支援

へき地や過疎地域等の児童生徒等の学習機会を確保するために、市町が負担するスクールバス等の購入に要する経費について、国の補助制度を活用し支援します。

## (3) 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

### ④ 家庭教育支援の充実

#### 《現状と課題》

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少するなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。こうした中、子育て家庭を社会全体で支えるために、家庭教育支援の充実が一層重要となっています。

このため、県教委では、保護者が自覚と自信をもって家庭における役割を果たせるよう、10月を強化月間とする「家庭の元気応援キャンペーン」を実施するとともに、保護者向けリーフレット（幼児期版、小・中学校期版）の作成・配付等により、家庭教育に関する意識啓発・情報提供に取り組んできました。その一環として行った親子で取り組む「わが家のやくそく大募集<sup>\*</sup>」では、応募数が、680人（平成22年度）、1,376人（平成23年度）、5,760人（平成24年度）と大幅に増加しています。

また、保護者への学習機会の提供として、企業やPTA等に出向いて行う家庭教育出前講座<sup>\*</sup>の充実に努めた結果、受講者数は、85人（平成22年度）、551人（平成23年度）、1,419人（平成24年度）と年々増加しています。

さらに、家庭教育に関する相談や支援に当たることのできる「家庭教育アドバイザー<sup>\*</sup>」の養成を行い、平成24年度までに201人が講座を修了しています。

今後は、保護者の学習機会の一層の充実に努めるとともに、地域における人と人とのつながりの中できめ細かな家庭教育の支援が行われるような体制づくりを進める必要があります。

#### 《今後の方向性》

「家庭の元気応援キャンペーン」を展開する中で、保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ家庭の元気」等を活用した情報提供や「わが家のやくそく大募集」による啓発を一層強化し、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を推進するとともに、家庭教育講座のプログラム開発を進め、保護者等を対象とした家庭教育講座等の一層の充実に努めます。

また、引き続き、「家庭教育アドバイザー」の養成を行うとともに、県内全域に「地域協育ネット」の仕組みを普及していく中で、地域におけるよりきめ細かな家庭教育支援が行われるよう体制の整備に努め、幼稚園や「家庭教育アドバイザー」等と連携しながら、各地域における家庭教育講座や家庭教育サロンなどの充実に努めます。

さらに、「子どもと親のサポートセンター」における専門的な相談・支援体制の一層の整備を図ります。

<sup>\*</sup>わが家のやくそく大募集：親子で決めて夏休みや冬休みに家庭で実践した「わが家のやくそく」等について、県内の子どもたちから報告を募集するもの

<sup>\*</sup>家庭教育出前講座：子育てのあり方や親の役割等について考え学び合うための、保護者等を対象としたワークショップ型の講座

<sup>\*</sup>家庭教育アドバイザー：地域における家庭教育支援の充実のために、子育てや家庭教育について相談に応じることができるよう、県教委が養成している地域の指導者



## 《主な取組》

### ■ 意識啓発・情報提供の推進

保護者が家庭教育の重要性を認識し役割を果たせるよう、市町、学校、関係団体等と連携するとともに、メディアの協力も得ながら、「やまぐち家庭教育支援強化月間（10月）」を中心とした「家庭の元気応援キャンペーン」を展開し、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を一層推進します。また、保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ家庭の元気」の活用等により、「家庭教育の5つのポイント<sup>\*</sup>」の周知を図るとともに、親子で取り組む「わが家のやくそく大募集」を実施し、家庭における取組の促進を図ります。

### ■ 保護者等への学習機会の提供

家庭の教育力の向上に向け、家庭教育講座のプログラム開発を進めるとともに、企業やPTA等を対象とした家庭教育出前講座の一層の充実を図ります。また、県内のおやじの会の活動を支援するとともに、「山口県おやじの会連絡会」と連携したおやじの学校<sup>\*</sup>の開催など、父親の学習機会を提供します。さらに、将来親になる子どもたちが、子育ての意義や親の役割等について学ぶことができるよう、中高生を対象とした子育て理解学習を推進します。

### ■ 地域における相談・支援体制の充実

「家庭教育アドバイザー養成講座」の開催を通じて、「家庭教育アドバイザー」の養成を進めます。また、「地域協育ネット」の全県的な普及を図る中で、幼稚園や「家庭教育アドバイザー」等と連携して、乳幼児や小学生等の保護者が集う家庭教育講座や家庭教育サロンなどを実施するとともに、福祉関係機関・団体等とも連携を図りながら、支援のネットワークを構築し、身近な地域でのきめ細かな相談・支援体制づくりを推進します。

### ■ 専門機関による相談・支援の充実

虐待や経済的な理由等により不安定な状況にある家庭環境の改善に向け、相談・支援体制の充実を図る観点から、「子どもと親のサポートセンター」に配置しているスクールソーシャルワーカーを増員するとともに、関係機関との連携を強化しながら、複雑・多様化する相談事例に総合的な視点で対応します。

## 《主な推進指標》

| 指標名               | 現状値             | 目標値             |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 家庭教育出前講座の受講者数（累計） | 3,927人<br>(H24) | 8,300人<br>(H29) |

<sup>\*</sup>家庭教育の5つのポイント：保護者が家庭で取り組むヒントとなるよう、有識者等を含めた検討委員会により策定された家庭教育を行う上での指針

<sup>\*</sup>おやじの学校：父親の家庭教育等への参加を促進するための「山口県おやじの会連絡会」が主催する研修会

## ㊦ 地域と学校が連携した子どもの育成

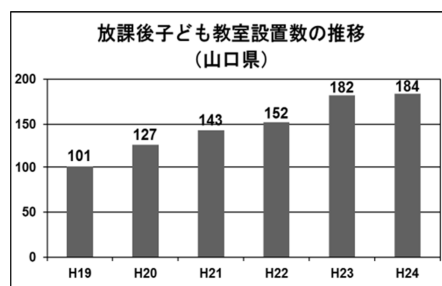
### 《現状と課題》

少子高齢化や地域のつながりの希薄化等、社会環境が大きく変化する中で、子どもが他者とふれあいながら、様々な学習や活動への意欲・関心、自尊感情やコミュニケーション能力、規範意識等を高め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付けることができるよう、地域と学校が連携して子どもたちを育成していくことが一層重要となっています。

こうした中、本県では、コミュニティ・スクールの全県的な普及に努めることにより、保護者や地域住民が学校運営に参画する体制づくりを進めるとともに、学校支援地域本部<sup>※</sup>事業等を通じて、地域住民等による組織的な学校支援を推進してきました。

また、放課後や週末等の子どもたちの安心・安全な居場所づくりとともに、子どもたちの体験や交流、学びなどの機会の充実を図るために、市町教委との連携による放課後子ども教室<sup>※</sup>の設置や、放課後子ども教室と放課後児童クラブ<sup>※</sup>の連携による総合的な放課後対策を推進してきました。

こうした取組により、コミュニティ・スクール指定校の割合は、小・中学校を合わせて 27.7%（平成 24 年 4 月現在）となり、ここ数年で著しく拡大しています。また、学校支援地域本部事業の実施箇所も、36 箇所（平成 20 年度）から 59 箇所（平成 24 年度）へと増加しています。さらに、県内の放課後子ども教室の設置数についても、101 教室（平成 19 年度）から 184 教室（平成 24 年度）と大きく伸びています。



各地域では、このほかにも、登下校の見守り活動をはじめとする地域住民による様々な支援活動が展開されており、各々の関係者が子どもの育ちや校区の課題を共有するとともに、より効果的・効率的に活動を行うことができるよう、仕組みづくりの工夫が求められています。

### 《今後の方向性》

本県では、市町教委の協力の下で、平成 23 年度は 25 中学校区、平成 24 年度は 38 中学校区を実践協力校区として指定し、概ね中学校区を一まとまりとした、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する「地域協育ネット」の仕組みづくりを推進してきました。また、「地域協育ネット」の仕組みづくりの中で、コミュニティ・スクールの普及・充実を一体的に進めてきました。

今後は、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成に努め、県内全域に「地域協育ネット」の仕組みを普及します。また、高校生や大学生ボランティアを含めた多様な人材の参画や公民館等との連携により、地域における様々な交流活動や体験活動を推進するとともに、放課後子ども教室の取組及び放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携についても充実を図ります。

<sup>※</sup>学校支援地域本部：地域住民がボランティアとして、授業や部活動、学校行事の支援、環境整備など、学校の様々な教育活動を支援する仕組み

<sup>※</sup>放課後子ども教室：放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの

<sup>※</sup>放課後児童クラブ：保護者が就業などで昼間家庭にいない低学年児童などに、安心な遊びや生活の場を設け、児童の健全な育成を図るもの

## 《主な取組》

### ■ 「地域協育ネット」の全県普及

県内全域に「地域協育ネット」を普及するため、校区の課題を共有し、支援活動の企画立案等を行うための協議会を全中学校区に構築するとともに、「山口県『地域協育ネット』連絡会議」を設置し、方向性の共有や市町間の情報交換等を行います。また、「地域協育ネット」の実践協力校区等を指定するとともに、取組の成果等を掲載した実践事例集の作成・配布や、テレビ番組の放映、リーフレットの作成・配布を通じた情報発信や普及を図ります。

### ■ コミュニティ・スクールの推進

県・市町担当者によるコミュニティ・スクール担当者会議及びコミュニティ・スクールの推進等研究指定校連絡協議会を開催することにより、コミュニティ・スクールの一層の普及・充実に努め、平成29年度までに、公立小・中学校のコミュニティ・スクールの割合を80%に拡大するとともに、公立高校へのコミュニティ・スクールの導入に向けた取組を進めます。

### ■ 地域ぐるみの教育を推進するための人材の育成

「『地域協育ネット』コーディネーター養成講座」を開催し、学校と地域をつなぐコーディネーターを計画的に養成します。また、「地域協育ネット」に係る学校関係者と地域関係者の合同研修会を開催し、学校関係者と地域関係者が連携・協働した取組の推進を図ります。

### ■ 多様な人材の参画による地域ぐるみの活動の推進

「地域協育ネット」の全県的な普及を図る中で、高校生や大学生ボランティアを含めた多様な人材の参画を促し、異年齢の子ども同士の交流や世代を越えて共に学ぶ三代交流などの充実を図るとともに、公民館や地域の関係団体等との連携により、子どもたちの多様な体験活動を促進するなど、地域ぐるみの組織的な活動を推進します。

### ■ 放課後子ども教室の充実と放課後児童クラブとの連携促進

放課後子ども教室等に携わる地域住民等を対象とした研修会の開催や、放課後子ども教室と高校等との連携促進等により、教室の運営充実に向けて支援するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの指導者の交流機会の提供や活動プログラムの共有による連携・交流を促進し、教室とクラブが連携した放課後等の安全で安心な居場所づくりを推進します。

### ■ 「やまぐち教育応援団」制度の活用促進

社会全体による教育、人材育成を推進するため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体の「やまぐち教育応援団」への登録を一層進めるとともに、キャリア教育や、子どもたちの様々な体験、学習活動の充実のために「やまぐち教育応援団」制度の活用を促進します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                        | 現状値              | 目標値            |
|--------------------------------------------|------------------|----------------|
| コミュニティ・スクール（学校運営協議会設置校）指定校の割合（公立小・中学校）【再掲】 | 67.3%<br>(H25.8) | 80%以上<br>(H29) |
| 「地域協育ネット」コーディネーター養成講座受講者数（累計）              | 250人<br>(H24)    | 875人<br>(H29)  |

## ②⑥ 生涯学習の推進

### 《現状と課題》

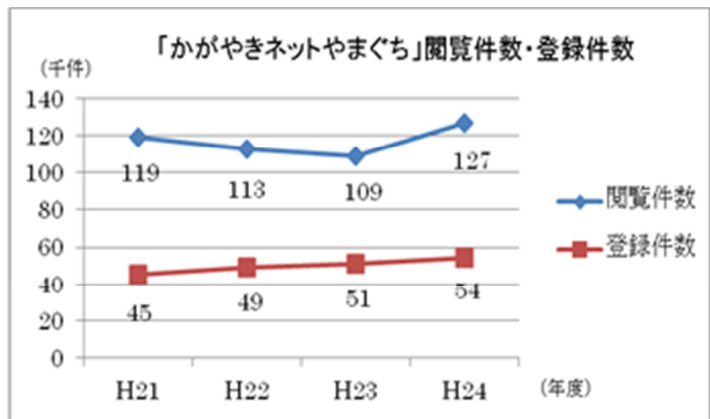
グローバル化や高度情報化の進展などにより、社会の変化が激しく、多様化が一層進行する中、知識は常に更新し続ける必要があり、県民が生涯にわたって学び続け、学んだことを生かすことができる環境づくりが求められています。

このため、本県では、「生涯学習情報の提供の充実」「多様な学習機会の提供」「学習成果を生かす活動の推進」を主な取組の柱とし、(公財)山口県ひとづくり財団の生涯学習推進センターや山口図書館・山口博物館等、関係機関と連携し、総合的に生涯学習を推進しています。

このうち、推進の中核となる生涯学習推進センターでは、生涯学習に関する相談窓口を設けるとともに、生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」の運用、小学生から一般までを対象とする人材育成等の講座(やまぐちしょういん学校、生涯学習活動地域コーディネーター養成講座等)の実施、生涯学習情報誌「かがやきネット通信」を通じたボランティア活動や地域貢献に関する活動の紹介を行っています。

また、各地域における生涯学習の推進は、それぞれの市町が主体であることから、講座の企画や相談指導業務に係る専門性や指導力の向上を図るため、各市町の社会教育主事等の生涯学習担当者を対象とした研修を実施しています。

今後は、県民がより生涯学習に取り組みやすくなるよう、「かがやきネットやまぐち」の登録情報を充実させ、利用促進を図っていく必要があります。



### 《今後の方向性》

これまでの取組を踏まえながら、引き続き、生涯学習情報、多様な学習機会、学習成果を生かす活動を取組の柱として生涯学習の推進に向けた取組を進めていきます。

特に生涯学習情報を提供する「かがやきネットやまぐち」については、市町や関係機関と連携し、登録情報の充実や利便性の向上を図り、情報の提供体制を充実するとともに、各講座や生涯学習情報誌等を通じて県民に周知し、利用の促進を図ります。

多様な学習機会の提供については、県民のニーズを踏まえた講座の新設や研修内容の充実に努めるとともに、その活用を促します。

また、学習機会を活かす活動の推進については、ボランティア活動等に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

## 《主な取組》

### ■ 生涯学習情報の提供体制の充実

「かがやきネットやまぐち」の学習コンテンツや講座情報等の登録情報の充実を図ります。  
また、山口図書館の図書館ネットワークシステムによる蔵書データの提供等、利便性の向上を図ります。

### ■ 多様な学習機会の提供や活用促進

山口県ひとづくり財団や図書館・博物館等における学習機会の充実を図ります。  
また、大学、NPO等による公開講座や体験学習の情報提供により、学習機会の活用を促進します。  
世界スカウトジャンボリーにおいて、「やまぐち魅力発信広場」や場内プログラムへの県内サークルや生涯学習団体等の参画を促進し、発表の場を確保することにより活動の促進を図ります。

### ■ 学習成果を生かす活動の促進

「かがやきネットやまぐち」や生涯学習推進センターでの学習相談により、地域貢献や学校支援等のボランティア活動に関する情報を提供します。  
また、生涯学習情報誌の発行やボランティア活動に関する学習機会の提供により、県民のボランティア意識を高めます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                      | 現状値                | 目標値                |
|------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」閲覧件数（HPアクセス数/年） | 126,708 件<br>(H24) | 165,000 件<br>(H29) |

## ②⑦ 地域社会における人権教育の推進

### 《現状と課題》

人権の世紀といわれる今日においても、私たちの身近には、様々な人権問題が幅広く存在しています。このような中で、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を実現するためには、教育の果たす役割は重要です。

本県では、人権に関する総合的な取組を推進するため、平成 14 年、「山口県人権推進指針」を策定し、その後、社会情勢の変化や新たな人権課題も生じていることから、平成 24 年に改定しました。県教委では、これを受けて、学校・地域社会における自主的な取組がより高まるよう、「山口県人権教育推進資料」を作成し、これらに基づいて人権教育を推進していますが、今後とも、理念や趣旨に対する県民の理解を深めていくための取組が求められています。

「平成 24 年度県政世論調査」では、人権問題に関する知識や情報の入手媒体として、「講演会・研修会・学習会等への参加」と回答した割合は、約 1 割となっており、研修会等の学習機会を充実していくことが必要です。さらに、学習者の固定化や高齢化、指導者不足、研修プログラムの充実等が課題として挙げられます。

このため、学習会への参加者の増加や参加する年齢層の拡大、取組の中核となる指導者の養成をはじめ、自主的な取組が活性化するための様々な条件整備を進めていくことなどが求められています。

Q あなたは、人権問題に関する知識や情報を何から得ていますか。(複数回答可)

|                  |       |
|------------------|-------|
| テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など  | 88.1% |
| 家族・友人との会話        | 22.4% |
| インターネット          | 17.3% |
| 行政のパンフレット        | 15.6% |
| 講演会・研修会・学習会等への参加 | 11.9% |
| 市民団体や町内会等の活動     | 5.8%  |
| 民間団体等のパンフレット     | 4.6%  |
| その他              | 1.0%  |

「平成 24 年度県政世論調査」から

### 《今後の方向性》

地域社会における人権教育の推進に当たっては、「指針」及び「推進資料」に基づいて、人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、市町との連携を図ります。その中で、正確で新しい情報の提供や学習機会の充実に努め、市町がそれぞれの実情に応じて展開する取組等を支援していきます。併せて、学習会の参加者増や年齢層の拡大を図るため、参加者のニーズや地域の実態に応じた効果的な学習プログラムの作成を支援します。

また、地域社会における自主的な取組を活性化させるため、社会教育関係者等を対象とした研修会の充実に努め、積極的に指導者を養成していきます。

さらに、地域協育ネット等の学校づくりと地域づくりとの一体的な推進をめざした取組を通して、様々な世代に人権に関する学習の機会を提供するなど、地域づくりの視点から人権教育の推進を図っていきます。

## 《主な取組》

### ■ 地域社会における自主的な取組への支援

「指針」及び「推進資料」への理解が深まり、地域社会における自主的な取組が高まるよう、指導者用資料を作成し、活用の促進を図ります。

また、市町との連携に努め、公民館等における地域の実情に応じた人権教育研修が充実するよう、情報提供などの様々な支援を行います。

さらに、人権教育総合推進地域事業において、学校教育と社会教育を融合した実践研究に取り組み、地域づくりの視点で人権教育を推進します。

### ■ 人権教育指導者の養成

人権教育に係る市町の担当者や社会教育関係者等を対象に、研修の企画力や指導スキルの向上をめざした研修会を計画的に実施し、中核となる指導者の養成を進めます。

また、人権教育に関する情報交換等の場を設定するなど、指導者間のネットワークを強化します。

### ■ 人権に関する資料の整備と活用の促進

県民が人権問題の現状を理解し、問題解決への意欲的な態度を養うことができるよう、本県の現状を踏まえて視聴覚資料等を整備します。

また、視聴覚資料の効果的な活用を図るため、展開例の作成やビデオフォーラム等の企画運営に関する研修を実施します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                 | 現状値            | 目標値            |
|-------------------------------------|----------------|----------------|
| 地域社会における人権教育の指導者養成に係る県教委主催の研修会の受講者数 | 230 人<br>(H24) | 300 人<br>(H29) |

## ⑳ 文化にふれあい親しむ環境づくりの推進

### 《現状と課題》

文化芸術の振興のためには、一人ひとりが文化芸術にふれ、親しみ、それぞれの個性や感性を磨きながら、自ら文化のつくり手として、文化芸術活動に主体的に取り組んでいくことが大切であることから、本県では、次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むための文化環境づくりに取り組んでいます。

小・中学校においては、県内の全ての児童生徒が3年間に1度は本物の舞台芸術等にふれあえる環境づくりを推進しています。

#### 【小中学校における舞台芸術公演数】

| 年 度  | 公 演 数    |        |       |
|------|----------|--------|-------|
|      | 文化庁主催事業※ | 県主催事業※ | 合 計   |
| 22年度 | 72公演     | 112公演  | 184公演 |
| 23年度 | 123公演    | 87公演   | 210公演 |
| 24年度 | 163公演    | 62公演   | 225公演 |

高等学校においては、生徒が優れた文化にふれる機会を充実させるため、山口県高等学校文化連盟との連携により、オーケストラによる洋楽鑑賞、地元劇団による演劇鑑賞などを実施しています。また、文化庁主催事業について周知し、高校生が本物の芸術にふれあい親しむ機会の充実に努めています（平成22年度6校、平成23年度5校、平成24年度4校が実施）。

児童生徒が主体的に文化芸術活動に関わっていくためには、山口県中学校文化連盟や山口県高等学校文化連盟等と連携して、文化部の活動のより一層の活性化や発表機会の充実が必要です。

### 《今後の方向性》

郷土に誇りと愛着をもち、豊かな感性や創造力をもった児童生徒を育成するため、学校において優れた文化芸術にふれる機会を提供します。

児童生徒の主体的な文化芸術活動を支援し、感動する心を育むため、山口県中学校文化連盟や山口県高等学校文化連盟と連携して、地域の文化芸術活動への積極的な参加を含めた文化芸術活動の発表の機会の拡充に努めます。

伝統文化を尊重・継承し、地域に根ざした文化芸術活動を活性化するため、県立文化施設等と連携した企画展等を充実させるとともに、児童生徒の文化芸術活動を広く県民等に公開する機会を充実させます。

※文化庁主催事業：美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」自らが、小・中・高等学校を訪問し、講話、実技披露等を行う「子ども 夢・アート・アカデミー」や、小・中・高等学校に芸術家を派遣し、講話、実技披露、実技指導を実施する「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」など

※県主催事業：特定の公開施設を有しない地域の青少年に、オペラやミュージカル、演劇などの優れた芸術鑑賞の機会を提供する「山口県青少年劇場」など



## 《主な取組》

### ■ 学校現場での優れた芸術にふれる機会の提供

児童生徒を対象に、優れた文化芸術を鑑賞する機会、文化芸術に関わる体験学習の機会、第一線で活躍する芸術家や文化人等と児童生徒が交流する機会などの充実を図ります。

小・中学校においては、引き続き3年間に1度は本物の舞台芸術等にふれあえる環境づくりを推進します。

高等学校においては、文化庁主催事業の活用を促進します。

### ■ 文化活動の発表の機会の提供

県中学校総合文化祭・県高等学校総合文化祭の開催を支援していくとともに、全国中学校総合文化祭・全国高等学校総合文化祭への生徒派遣を行います。また、県中学校総合文化祭において高校生の作品を展示するなど相互の交流も促進します。

さらに、全国中学校総合文化祭山口大会の成果の普及を図ります。

### ■ 県立文化施設等との連携による企画展や講座等の充実

美術館や博物館、図書館等と連携した展覧会の開催や館蔵資料の展示、講座等の充実により、県民が文化や芸術に親しむ機会の創出を図ります。

また、幼児児童生徒の優れた造形作品を一般に公開する機会を設けます。

## 《主な推進指標》

| 指標名                                                       | 現状値            | 目標値                |
|-----------------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 国及び県の主催事業である学校芸術文化ふれあい事業※を活用して文化芸術の鑑賞を行った児童生徒の割合（公立小・中学校） | 34.7%<br>(H24) | 現状値の維持・向上<br>(H29) |

※学校芸術文化ふれあい事業：小・中学校において、舞台芸術等にふれあう、文化庁主催の「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」など国が行う事業と県主催の「山口県学校芸術文化ふれあい事業」の総称

## ② 文化財の保護と活用

---

### 《現状と課題》

県内に残る有形・無形の文化財は、地域で醸成された伝統・文化の象徴であり、そこで暮らす人々の誇りとなっています。このため、これら文化財のうち、特に貴重なものを県指定文化財に指定し、保護をすることが必要です。

しかし、有形の指定文化財（建造物、史跡、美術工芸品、天然記念物等）は経年変化等により傷みが進み、また無形の指定文化財（伝統芸能、祭り・行事等）は過疎化・少子高齢化による運営費や後継者の不足のため、存続の危機に直面しています。

一方で、新しい学習指導要領では、教育内容の主な改善事項の一つに「伝統や文化に関する教育の充実」を掲げており、「伝統・文化」の象徴である文化財が担うべき新たな教育的役割を果たすため、児童生徒を対象とした文化財に関する出前講座や、地域住民を対象とした文化財愛護教室等を実施しています。

### 《今後の方向性》

有形の文化財については、専門家の指導のもとに実施する保存修理事業に対し補助を行い、無形の文化財については、保存団体等が行う活用・公開事業について補助を行います。

また、これらに併せて、小・中・高等学校等において建造物修理現場や発掘現場の公開、地域の文化財に関連した出前講座の実施等、文化財を活用した学習の機会を提供します。

このような取組により、ふるさとに誇りと愛着をもち、主体的に社会に参画できる子どもたちの育成を図ることに努めます。

### 《主な取組》

#### ■ 新たな文化財の指定と保存・伝承の推進

文化財の広域調査等（H23～H27 は、中世城館跡総合調査を実施中）により、新たな文化財を掘り起こして指定を行うとともに、国や地元と連携して補修、整備等を行うなど、県民共有の財産である文化財の保存・伝承に努めます。

#### ■ 文化財を活用した学習機会の提供

文化財保護への意識の向上を図るとともに、ふるさとの文化財を愛する心を育むため、建造物修理現場や発掘現場の公開を実施し、伝統文化の現地公開、出前講座の実施等を行い、体感しながら学ぶ機会の提供を拡充します。

## ■ 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産への登録推進

平成 27 年度の世界文化遺産登録に向けて、内閣官房、文化庁等の関係機関の指導の下、関係県・市（8 県 11 市）との連携の強化を図ります。これによって、わが国に宿るものづくりの心と、わが国を豊かにしようとして試行錯誤を繰り返してきた<sup>たくみ</sup>匠のすばらしさを世界にアピールすることに努めます。

### 《主な推進指標》

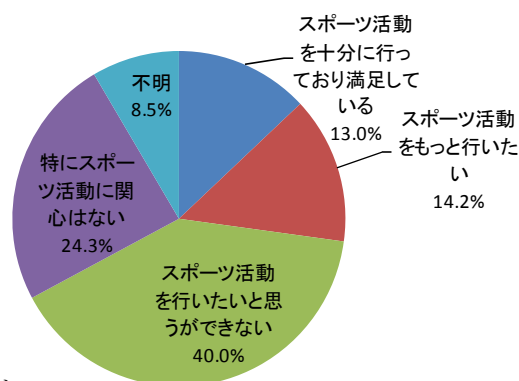
| 指標名                                     | 現状値                | 目標値                |
|-----------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 文化財出前講座、文化財愛護教室、発掘現場公開説明会への受講又は参加人数（累計） | 1,015 人<br>(H24)   | 7,000 人<br>(H29)   |
| 県文化財ウェブページ閲覧件数（HP アクセス数/年）              | 228,000 件<br>(H24) | 278,000 件<br>(H29) |

※明治日本の産業革命遺産－九州・山口と関連地域：「幕末期から明治期の飛躍的な日本の近代化」をテーマとして複数の資産から連続的に構成される遺産群。幕末期の 1850 年から明治期の 1910 年代にかけて築かれた近代化産業遺産とその社会的経済的背景を共有する同種の歴史的文化的範ちゅうに属する資産で、九州・山口を中心とした 8 県 11 市にある 8 エリア 28 件の資産で構成

## ③〇 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進

### 《現状と課題》

「スポーツに関する県民意識調査（平成 23 年 10 月実施）」によると、「スポーツ活動をもっと行いたい」（14.2%）「スポーツ活動を行いたいと思うができない」（40.0%）と、半数を超える県民がスポーツに積極的な意向を示す一方で、県民の 4 人に 1 人は「特にスポーツ活動に関心がない」（24.3%）としており、今後、県民のニーズに合ったスポーツ活動の機会を増やすとともに、スポーツへの関心を喚起し、県民の適性等に応じたスポーツ活動への参加の意欲を高める必要があります。



本県では、平成 15 年に策定した「やまぐちトップアスリート育成プラン」に基づき、競技力向上対策に取り組み、平成 23 年の「おいでませ！山口国体」において総合優勝を果たすことができました。今後は、これまでの取組を契機に整備された選手の育成・強化体制や優れた選手・指導者を活用し、競技力の維持とさらなる向上に努める必要があります。また、スポーツに対する関心の高まりや地域力の向上、スポーツ施設の充実等の成果を活用し、地域におけるスポーツの振興と地域の活性化を図ることが必要です。

### 《今後の方向性》

本県では、国のスポーツ基本計画の方向性や本県のスポーツを取り巻く環境の変化、平成 24 年 3 月に制定した「山口県スポーツ推進条例」の理念や「山口県スポーツ戦略プラン」の方向性を基礎として、今後のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「山口県スポーツ推進計画」（以下「計画」という）を平成 25 年 3 月に策定しました。

計画では、「おいでませ！山口国体・山口大会」の開催を契機に高まった県民力・地域力を、これからの県づくりの力強い推進力として、次代にしっかりと継承し、スポーツのもつ多様な力を様々な分野で活用しながら、「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現をめざすこととしており、「生涯スポーツの推進」、「競技水準の向上」、「人財の育成」、「地域の活性化」の 4 つの基本方針に基づき、スポーツ推進施策を展開していきます。

### 《主な取組》

#### ■ 生涯スポーツの推進

スポーツに対する関心と理解を深めるとともに、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツイベントの開催やスポーツ関係情報の提供を行います。

地域で住民が主体的に参加できるスポーツ環境を整備するため、県体育協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの設立支援や、スポーツ少年団活動の充実に努めます。

障害者スポーツの競技力の向上を図るとともに、障害のある多くの人にスポーツに親しむ機会の提供や障害者スポーツ人材バンク\*の充実と利用拡大を図ります。

\*障害者スポーツ人材バンク：障害のある人が身近な地域で日常的にスポーツに親しむことができるよう、養成した障害者スポーツ指導者等を登録し、施設や学校からの求めに応じて派遣する人材バンク

## ■ 競技水準の向上

「おいでませ！山口国体」を契機に整備された育成・強化体制を活用し、素質のある選手の発掘・育成体制の整備、ジュニア期からの計画的な育成・強化を図るとともに、本県の競技特性や競技団体の組織体制に応じた中長期的な支援を行います。

競技力の強化や育成の拠点となる高等学校の運動部の指定など、中学校・高等学校の一貫した強化体制を構築します。また、中国ブロックで開催される平成 28 年度全国高等学校総合体育大会及び平成 30 年度全国中学校体育大会の準備等を通じて、学校運動部活動の充実・活性化に努めます。

## ■ 「人財」の育成

県民が各地域において気軽にスポーツを楽しめるよう地域のスポーツを推進する指導者の養成やスポーツボランティア活動の普及啓発を図ります。また、スポーツに対する関心と意欲を高めるため、スポーツで優秀な成績を収めた選手や地域におけるスポーツ振興に顕著な功績のあった個人・団体を表彰します。

## ■ 地域の活性化

スポーツを通じた地域交流活動の促進と地域の活性化を図るため、「おいでませ！山口国体・山口大会」の地元開催競技等を「我がまちスポーツ」として地元で根付かせ育成する市町の取組等を支援するとともに、国体開催施設を活用した全国大会やスポーツ合宿の誘致等を推進します。また、地域や学校等の関係団体と連携・協働して、県民のスポーツ活動への参加を促進するための県民運動を展開します。

## 《主な推進指標》

| 指標名                 | 現状値               | 目標値                   |
|---------------------|-------------------|-----------------------|
| 県民のスポーツ実施率          | 62.3%<br>(H23)    | 全国トップ<br>レベル<br>(H34) |
| 国民体育大会総合成績          | 15 位<br>(H24)     | 10 位台の<br>維持・定着       |
| 「我がまちスポーツ」の取組への参加者数 | 65,000 人<br>(H24) | 100,000 人<br>(H34)    |

## 2 緊急・重点プロジェクトの推進

東日本大震災を教訓とした学校等の耐震対策、深刻ないじめや不登校への対策、厳しい雇用情勢を踏まえた高校生の就職対策などの緊急課題に対応するとともに、グローバル化や産業構造の変化への対応、新たな教育課題への対応、平成27年に開催される世界スカウトジャンボリーを契機とした国際理解の推進など、今後、5年間に重点的に実施する「10の緊急・重点プロジェクト」を推進します。

■緊急課題や重点課題に対応するための「10のプロジェクト」を設定し集中的に推進します。

(1) グローバル人財育成プロジェクト

(2) ものづくり人財育成プロジェクト

(3) 確かな学力育成プロジェクト

(4) 豊かな心育成プロジェクト

(5) 子ども元気創造プロジェクト

(6) 魅力ある学校づくりプロジェクト

(7) 安心・安全な学校づくりプロジェクト

(8) 教職員人財育成プロジェクト

(9) 地域ぐるみの教育推進プロジェクト

(10) 世界スカウトジャンボリー開催プロジェクト

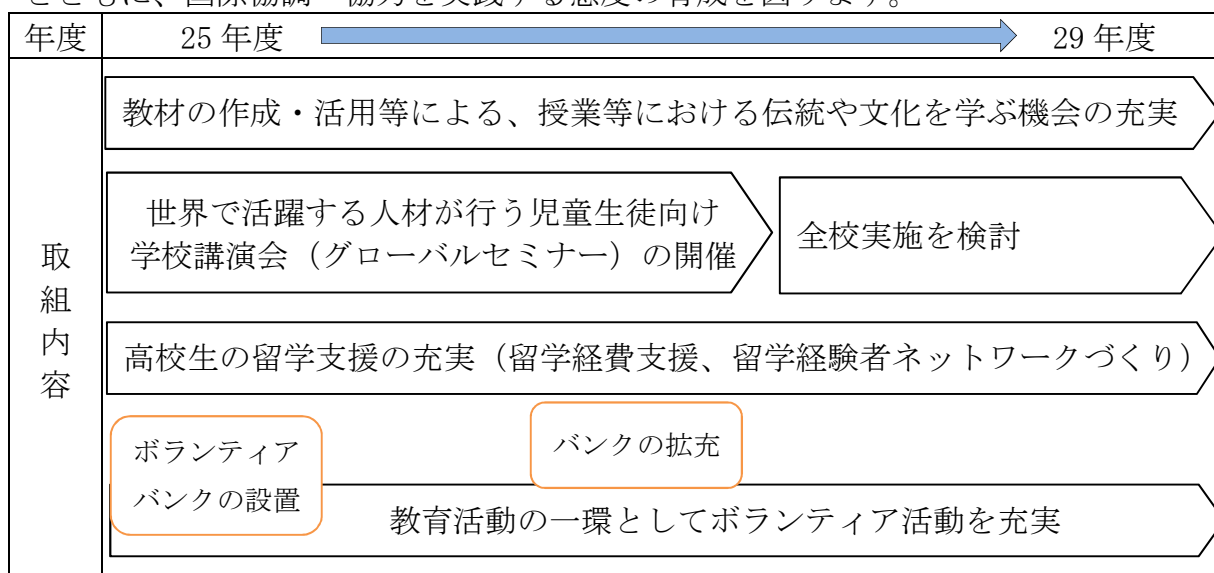
## (1) グローバル人材育成プロジェクト

### 推進方向

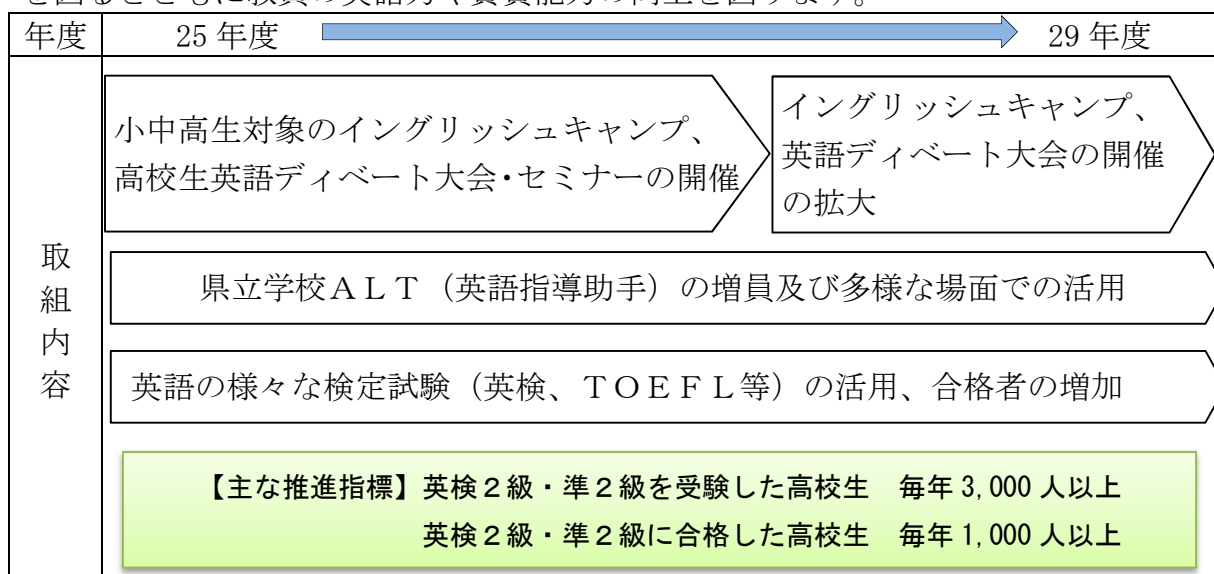
目標や課題にチャレンジし、グローバルな視点やリーダーシップをもって行動できる人材の基盤となる資質能力の育成に向け、郷土をはじめ日本や諸外国の伝統・文化を理解・尊重する態度や国際協調・協力を実践する態度、実践的な語学力・コミュニケーション能力等を育成します。

### 具体的な取組内容

- ◆ 日本人としてのアイデンティティをもちながら、諸外国の文化や風土に対する興味関心を高め、他国や自国・郷土の文化に対する理解を有する人材の育成を推進するとともに、国際協調・協力を実践する態度の育成を図ります。



- ◆ 児童生徒の英語の使用機会の拡充や英語学習に対するモチベーションの一層の向上を図るとともに教員の英語力や資質能力の向上を図ります。



## (2) ものづくり人財育成プロジェクト

### 推進方向

科学技術の進歩や産業構造が変化する中、子どもたちが地域産業を理解し、ものづくり等への興味・関心をもつとともに、将来の地域産業を担う人材となれるよう、地域や産業界等との連携を深め、実践的な学習活動の展開やきめ細かな就職支援の充実を図ります。

### 具体的な取組内容

- ◆ 児童生徒の心身の成長の過程に応じて、産業への理解やものづくり等への興味・関心を喚起し、望ましい勤労観・職業観を育成します。

| 年度   | 25年度                                  | 29年度 |
|------|---------------------------------------|------|
| 取組内容 | 学校・家庭・地域の連携等による職場見学・職場体験の充実           |      |
|      | 多様な実施形態によるインターンシップの推進                 |      |
|      | ものづくり教室等への参加、自主開催の促進<br>ものづくりフェスタへの参加 |      |

- ◆ 企業や大学等の設備・技術や人材等を活用した生徒の実践的な知識・技術の習得を図ります。

| 年度   | 25年度                                                                              | 29年度 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|
| 取組内容 | 専門高校における地域産業連携型カリキュラム（地域産業と連携した課題解決学習・技術研修）の実施<br>企業等との連携拡充<br>実施校の拡大<br>手引き作成・配付 |      |
|      | 企業の熟練技能者や講師を活用した専門的資格取得の推進<br>職業資格講座の開催等                                          |      |
|      | 【主な推進指標】専門的資格を取得した生徒の割合 25%                                                       |      |

- ◆ 関係機関と連携しながら、「ガイダンスの充実」「求人開拓の強化」「マッチングの促進」の3つの柱を推進し、生徒の意向を踏まえたきめ細かな就職支援を行います。

| 年度   | 25年度                                                                        | 29年度 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| 取組内容 | ガイダンスの充実<br>求人開拓の強化<br>マッチングの促進<br>・高校生就職サポーター<br>・総合支援学校就職支援<br>コーディネーター配置 |      |
|      | 【主な推進指標】高校生の就職決定率 増加させる                                                     |      |



### (3) 確かな学力育成プロジェクト

#### 推進方向

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着や活用する力の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けて、PDCAサイクルによる授業改善の取組など学校における組織的な取組や家庭・地域と一体となった取組を推進します。

#### 具体的な取組内容

- ◆ 30人学級化に関する調査研究の実施など、少人数学級化や少人数指導の成果と課題を検証し、子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。

| 年度   | 25年度                                  | 29年度                       |
|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 取組内容 | 少人数指導による学力に応じたきめ細かな指導の充実              | 学校からの提案による目的に応じた少人数指導の完全実施 |
|      | 少人数学級化や習熟度別指導の充実など一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 |                            |

- ◆ 学力向上に向けた明確な学校目標を設定して学校全体で取り組む体制づくりを進めるとともに、基礎的・基本的な内容の一層の定着と活用する力の育成をめざし、PDCAサイクルによる授業改善を推進します。

| 年度   | 25年度                                        | 29年度                 |
|------|---------------------------------------------|----------------------|
| 取組内容 | 小・中の学力定着状況確認問題の充実                           | 結果分析を踏まえた検証改善サイクルの確立 |
|      | 高校における学習状況調査等の結果・分析を踏まえた取組の推進               |                      |
|      | 【主な推進指標】全国学力・学習状況調査平均正答率 小・中学校の全区分で全国平均を上回る |                      |

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となって、「オールやまぐち」による学力向上の取組を推進します。

| 年度   | 25年度                         | 29年度     |
|------|------------------------------|----------|
| 取組内容 | 地域協育ネットや外部人材の活用、県内大学との連携の推進  |          |
|      | 「やまぐち学習支援プログラム」の提供による学習習慣の確立 |          |
|      | 基本問題等の改訂                     | プログラムの強化 |

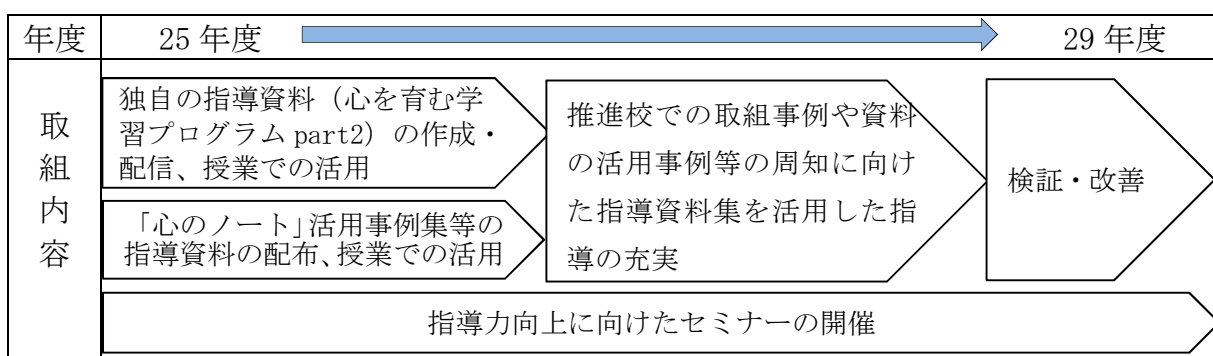
## (4) 豊かな心育成プロジェクト

### 推進方向

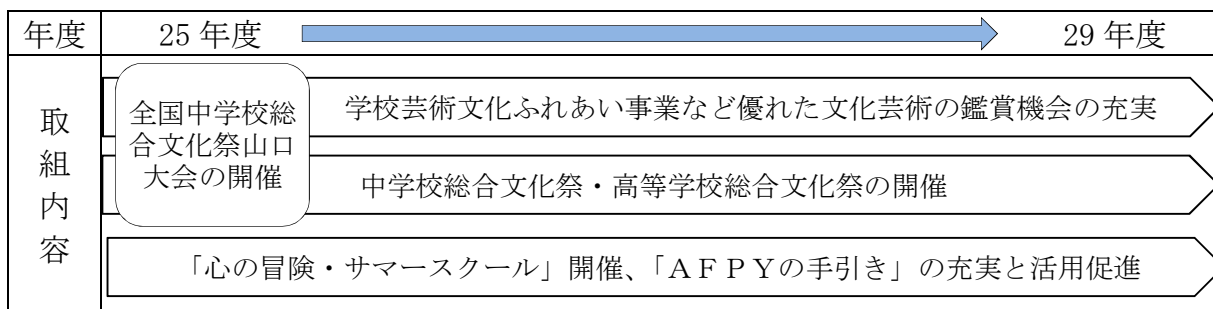
子どもたち一人ひとりが規範意識や思いやりの心を育み、豊かな人間関係を築くことができるよう、道徳教育の推進や体験活動の充実を図るとともに、豊かな感性や創造性をもつ心豊かな子どもの育成に向け、文化芸術活動の充実を図ります。また、専門家や関係機関を活用した相談体制の一層の充実を図ります。

### 具体的な取組内容

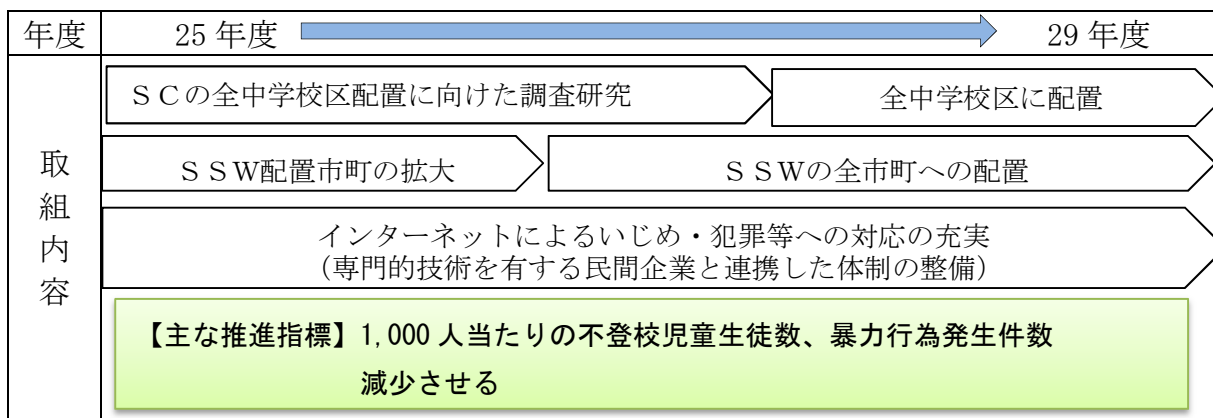
- ◆ 国における道徳の教科化の検討状況を踏まえながら、指導力の向上に向けた研修体制の整備や、独自の指導資料等をより充実させることで、各学校における道徳教育の推進を図ります。



- ◆ 特色ある体験活動の充実による豊かな人間関係の育成に取り組むとともに、文化芸術活動の充実を図ります。



- ◆ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置により、児童生徒の状況に応じた適切な支援体制の一層の整備・拡充を図ります。



## (5) 子ども元気創造プロジェクト

### 推進方向

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むため、「子ども元気創造推進協議会」を設立し、「食育」「遊び・スポーツ」「読書」に一体的に取り組む「子ども元気創造」の効果的な展開により、未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」を育成します。

### 具体的な取組内容

- ◆ 望ましい食生活の定着のために規則正しい生活習慣の確立を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって、幼児、児童生徒の発達に応じた取組を推進します。

| 年度   | 25年度                                                                                    | 29年度 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 取組内容 | 幼児、児童生徒の発達に応じた望ましい生活習慣の形成・定着<br>県内全小学校を対象に『食事、運動・遊び、読書』90日<br>元気手帳』の活用による望ましい生活習慣の形成・定着 |      |
|      | 栄養教諭の増員による食育推進体制の充実<br>地場産食材を活用した給食献立の工夫と食に関する指導の促進                                     |      |
|      | 「食に関する指導実践事例集」の活用、実践事例の紹介による各学校の取組の充実<br>改訂版「食に関する指導の手引き」(仮称)の作成・活用                     |      |
|      | <b>【主な推進指標】朝食を毎日摂っている児童生徒の増加</b>                                                        |      |

- ◆ 幼児期や小学校の子どもたちを対象とした運動機会及び運動経験の充実に向けた取組を推進します。また、運動習慣の定着していない生徒を対象に運動機会を提供する取組を支援し、運動習慣の定着をめざします。

| 年度                                                                                    | 25年度                                               | 29年度 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------|
| 取組内容                                                                                  | 「体育授業マイスター」による出前授業等を通じた各学校の取組の改善・充実                |      |
|                                                                                       | 「元気体操(仮称)」の開発                                      |      |
|                                                                                       | 「元気体操(仮称)」の普及による運動習慣の定着                            |      |
|                                                                                       | 運動習慣の定着していない生徒への運動機会を提供する取組(「総合スポーツ部(仮称)」による活動)の支援 |      |
| <b>【主な推進指標】児童生徒の体力合計点 昭和60年頃の水準まで段階的に向上<br/>           運動を毎日行っている児童生徒の割合 全国トップレベル</b> |                                                    |      |

- ◆ 新たに策定する「山口県子ども読書活動推進計画(第3次)」に基づき、学校や家庭における子どもたちの読書習慣の定着や、読書好きな子どもの増加を図ります。

| 年度                                   | 25年度                                                                  | 29年度 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|
| 取組内容                                 | 山口県子ども読書活動推進計画(第3次)策定                                                 |      |
|                                      | 学校・家庭・地域全体で子どもたちの読書習慣の定着を図る事業の実施<br>公立図書館職員や民間ボランティア、司書教諭向けの研修メニューの実施 |      |
| <b>【主な推進指標】読書が好きと感じている児童生徒の割合の増加</b> |                                                                       |      |

## (6) 魅力ある学校づくりプロジェクト

### 推進方向

選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、質の高い高校教育を提供するため、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備を推進します。また、障害の多様化や児童生徒数の増加等に対応した総合支援学校の整備ときめ細かな支援体制の充実等を図ります。

### 具体的な取組内容

- ◆ 「確かな学力の育成」「将来のスペシャリストの育成」「生徒の多様なニーズへの対応」「柔軟な学びのシステムの構築」を踏まえた特色ある学校づくりと社会の変化や少子化の進行などに対応するための学校・学科の再編整備を年次的・計画的に進めます。

| 年度   | 25年度                          | 29年度                               |                                                 |
|------|-------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 取組内容 | 「県立高校将来構想」の検証と見直し             |                                    | 検証・見直しに基づく推進                                    |
|      | 特色ある学校づくりの推進                  |                                    |                                                 |
|      | 「特色ある学校づくり」HPの公開              | 「めざす学校像」「育てたい生徒像」を明確にした各校の特色づくりの推進 |                                                 |
|      | 全日制普通科の通学区域を全県一学区とすることについての検討 |                                    |                                                 |
|      | 入学者選抜の改善についての検討               |                                    |                                                 |
|      | 学校・学科の再編整備等の推進                |                                    |                                                 |
|      | 下関中央工業高校と下関工業高校の再編統合に向けた準備    |                                    | 下関地域に県下最大規模の工業高校を開校                             |
|      | 周防大島高校の「地域創生科」設置に向けた準備        | 周防大島高校の活性化                         | 「福祉専攻科」設置に向けた準備                                 |
|      | 定時制・通信制の再編整備についての具体的な計画の検討    |                                    | 昼間部・夜間部を併せもつ多部制高校の設置と多部制高校への通信制の併置等の再編整備計画策定・実施 |
|      | 奈古高校の分校化の検討                   |                                    |                                                 |

- ◆ 県内を県東部、県中部、県西部の3つの「エリア」に分け、各エリアにおける指導・支援体制及び教育環境の整備に取り組みます。その中で、児童生徒数の増加に対応した総合支援学校の計画的な整備を推進します。

| 年度   | 25年度                                            | 29年度 |                                         |
|------|-------------------------------------------------|------|-----------------------------------------|
| 取組内容 | 視覚・聴覚障害教育センター設置準備                               | 設置   | 各エリアでの視覚障害教育センター及び聴覚障害教育センターにおけるきめ細かな支援 |
|      | 児童生徒数の増加等に対応した総合支援学校の計画的な整備                     |      |                                         |
|      | タブレット型情報端末による障害種ごとの効果的な指導方法の確立<br>各エリアにおける成果の普及 |      |                                         |
|      | 「山口県特別支援教育ビジョン」の検証と見直し                          |      | 検証・見直しに基づく推進                            |

## (7) 安心・安全な学校づくりプロジェクト

### 推進方向

子どもたちが安全に、安心して教育が受けられるよう、東日本大震災を教訓とした防災対策や学校施設の耐震化等を推進するとともに、学校や通学路における安全確保対策の充実を図ります。

### 具体的な取組内容

- ◆ 平成 27 年度末を目標に県立高等学校・特別支援学校及び市町立幼稚園・小・中学校の施設耐震化及び屋内運動場の天井等落下防止対策の完了に向けて取り組めます。

| 年度   | 25 年度                                                              | 29 年度 |
|------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 取組内容 | 県立学校の耐震化及び屋内運動場の天井等落下防止対策                                          |       |
|      | 市町立小・中学校の耐震化及び屋内運動場の天井等落下防止対策支援                                    |       |
|      | 市町立幼稚園の耐震化及び屋内運動場の天井等落下防止対策支援                                      |       |
|      | <b>【主な推進指標】</b> 県立学校の耐震化率 完了<br>市町立小・中学校の耐震化率 完了<br>市町立幼稚園の耐震化率 完了 |       |

- ◆ 子どもたちが自らの命を自ら守るために主体的に行動することができるよう、防犯を含む生活安全、交通安全及び災害安全の学校安全 3 領域の取組を総合的かつ効果的に推進します。

| 年度   | 25 年度                                                                                           | 29 年度                                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 取組内容 | 「山口県学校安全推進計画（仮称）」策定                                                                             | 計画に基づく学校安全 3 領域の「推進モデル」構築、成果と課題の検証・改善          |
|      | 「通学路の安全対策ガイドライン」策定                                                                              | 警察等の関係機関と連携した交通安全対策の強化<br>市町への通学路安全対策アドバイザーの派遣 |
|      | 各学校への防災アドバイザーの派遣等による防災管理体制の強化<br>防災マニュアルの不断の見直し                                                 |                                                |
|      | 全公立学校への携帯メールによる学校安全情報配信システム整備                                                                   |                                                |
|      | 全県立学校への衛星携帯電話の整備・運用、必要な防災備品の整備                                                                  |                                                |
|      | <b>【主な推進指標】</b> 児童生徒の登下校における交通事故件数 減少させる<br>携帯メールによる情報配信システムを整備している<br>公立学校の割合（幼・小・中・高・特支） 100% |                                                |

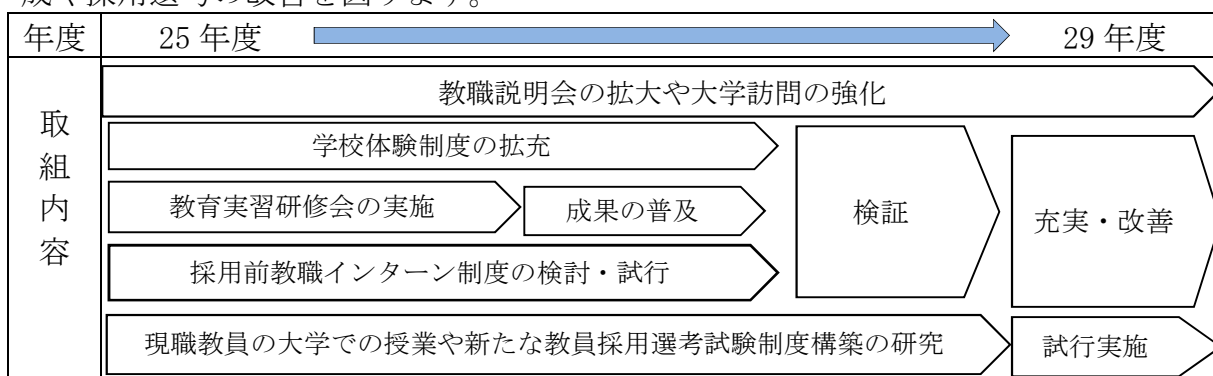
## (8) 教職員人財育成プロジェクト

### 推進方向

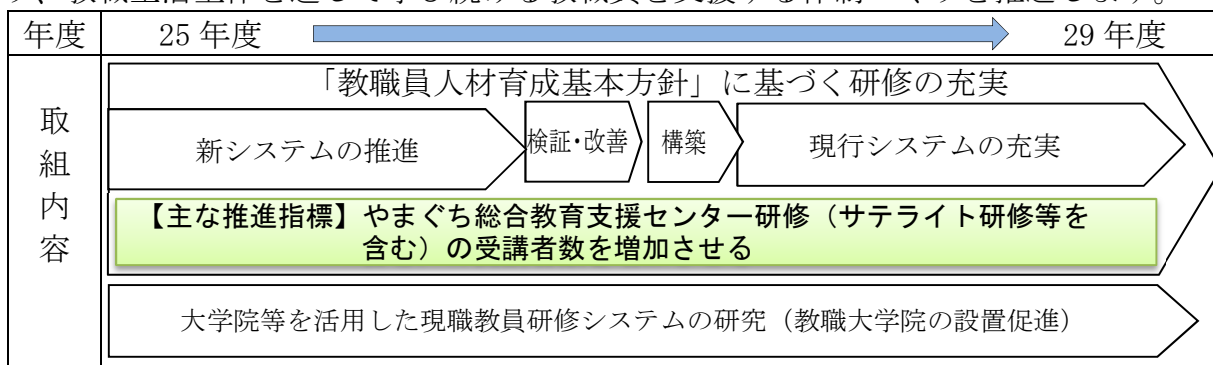
今後、教職員の大量退職が加速化し、新規採用教職員の増加が見込まれることから、「教職員人材育成基本方針」に基づき、意欲と実践的指導力を有する教職志願者の確保や現職教員の継続的な育成、さらには、学校運営・校内指導体制の充実に向けた取組を推進し、複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できる教職員の育成を図ります。

### 具体的な取組内容

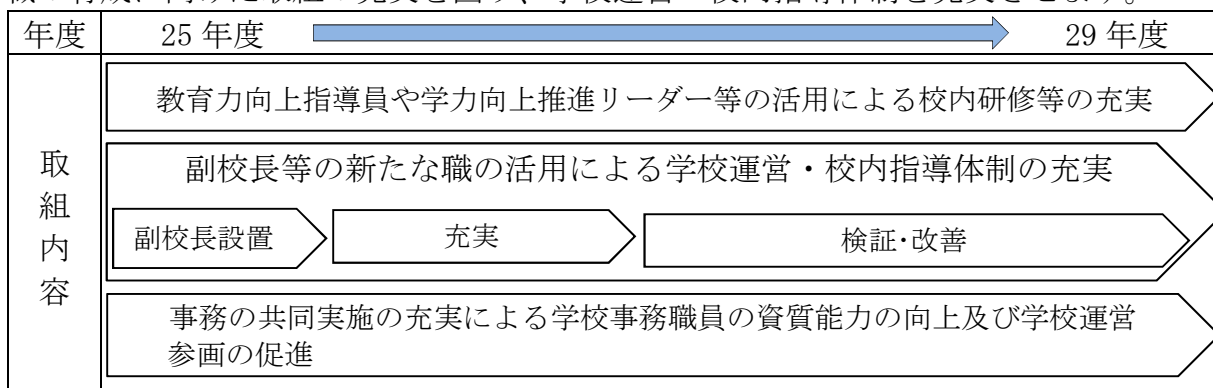
- ◆ 高い意欲と実践的指導力を有する人材の確保や若手教職員の育成のため、新たに設置する「山口県教員養成等検討協議会」を通して、大学等との連携を強め、教員養成や採用選考の改善を図ります。



- ◆ キャリアステージに応じた研修の充実、特に、若手・中堅段階の研修の強化により、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上を図るとともに、教職大学院等の活用により、教職生活全体を通じて学び続ける教職員を支援する体制づくりを推進します。



- ◆ 校内研修の充実やOJTの推進により、学校運営の中核となるミドルリーダーや管理職の育成に向けた取組の充実を図り、学校運営・校内指導体制を充実させます。





## (9) 地域ぐるみの教育推進プロジェクト

### 推進方向

地域ぐるみで子どもの育ちを支援する「地域協育ネット」の取組や家庭教育支援の充実、地域の人材を活用した講座の開催など、学校・家庭・地域の連携・協働による次代を担う子どもたちの育成を図ります。

### 具体的な取組内容

- ◆ 学校・家庭・地域が連携・協働して、地域ぐるみで子どもの育ちを支える「地域協育ネット」を全県で推進するために、支援活動の企画立案等を行う協議会の設置や、地域のコーディネーター等の養成を行うとともに、コミュニティ・スクールの設置促進を行い、多様な人材の参画を得ながら、「地域協育ネット」における活動の充実を図ります。

| 年度                                                      | 25年度                                                   | 29年度 |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|
| 取組内容                                                    | 全中学校区に協議会設置                                            |      |
|                                                         | 「地域協育ネット」の全県普及                                         |      |
|                                                         | コーディネーター養成講座等を通じた地域人材の養成                               |      |
|                                                         | コミュニティ・スクールの設置促進、優れた実践事例の普及<br>公立高校へのコミュニティ・スクールの検討・設置 |      |
|                                                         | 【主な推進指標】公立小・中学校コミュニティ・スクール指定校の割合 80%                   |      |
|                                                         | 多様な人材の参画、公民館や地域の関係団体等との連携促進                            |      |
|                                                         | 放課後子ども教室の充実、放課後児童クラブとの連携促進                             |      |
| 「やまぐち教育応援団」制度の登録・利用促進                                   |                                                        |      |
| 幼稚園や家庭教育アドバイザー等と連携した、乳幼児や小学生等の保護者が集う家庭教育講座や家庭教育サロンなどの実施 |                                                        |      |

- ◆ 山口県で生まれ育った先人などの歴史や伝統について、世代を越えて学び次世代に伝えるため、地域の人材や史跡等を活用した講座の開催などによる三世代交流教育を推進します。

| 年度   | 25年度                     | 29年度 |
|------|--------------------------|------|
| 取組内容 | 先人学習コーナーの設置              |      |
|      | 山口県セミナーパークにおける三世代交流教育の推進 |      |

※公益財団法人 山口県ひとづくり財団事業

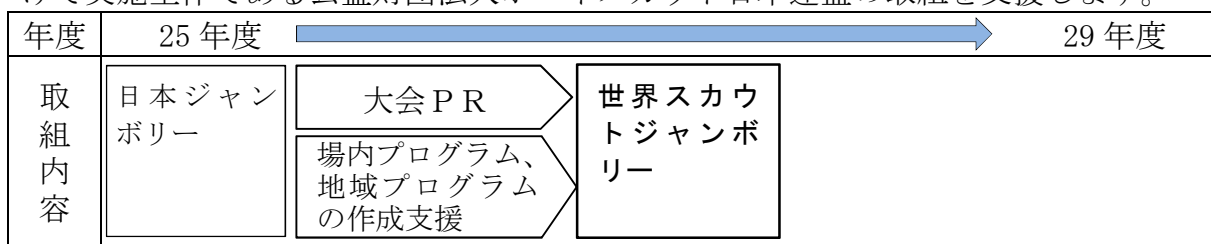
## (10) 世界スカウトジャンボリー開催プロジェクト

### 推進方向

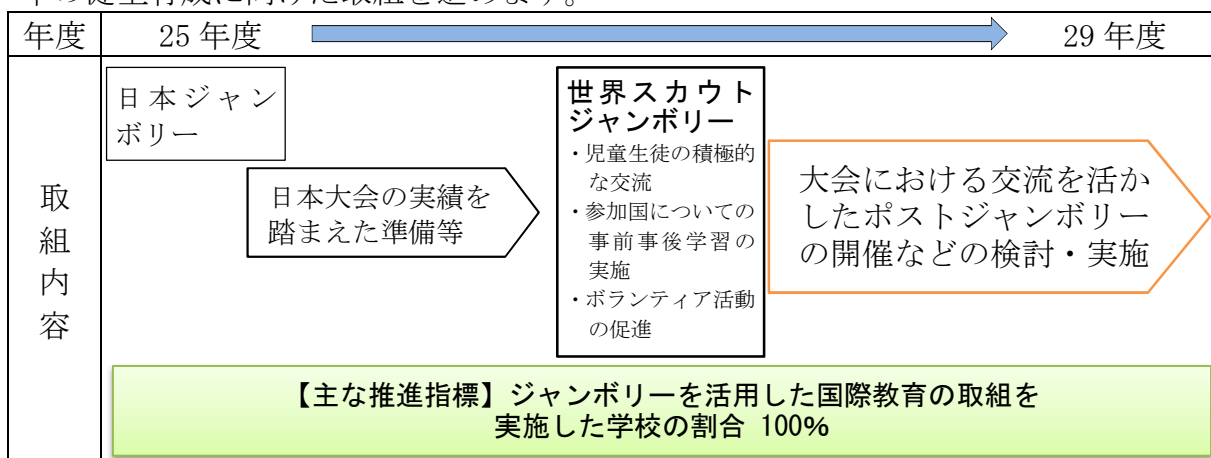
第23回世界スカウトジャンボリーの開催に向けて、山口県支援委員会を中心に機運の醸成、開催支援等を行うとともに、国内外のスカウトと本県児童生徒との交流を促進することにより、次代を担う青少年の国際理解と健全育成を推進します。

### 具体的な取組内容

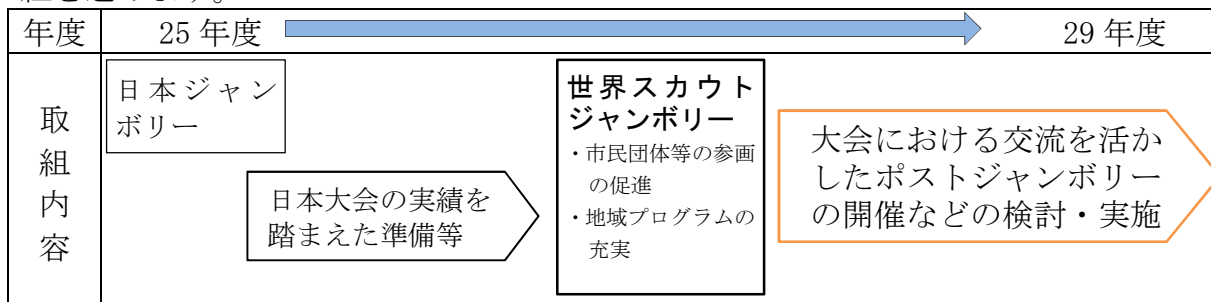
- 山口県支援委員会を通じて、開催機運の醸成を行うとともに、円滑な大会運営に向けて実施主体である公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の取組を支援します。



- 会場内のプログラムや全市町で実施する地域プログラムにおいて国内外のスカウトと本県児童生徒との交流を積極的に行うとともに、大会を契機に、参加国についての事前事後学習の実施など国際教育の推進や、ボランティア活動の活性化など青少年の健全育成に向けた取組を進めます。



- ジャンボリー会場、地域プログラムにおいて、「県民力」「地域力」を發揮できるよう、会場内に県民団体等が音楽や舞踊、伝統芸能など日頃の成果を発表する場を設定するとともに、地域プログラムにおける全市町での歓迎・交流行事の実施などの取組を進めます。





# 第4章

## 計画の着実な推進

この章では、計画の着実な推進のため、市町教委・関係機関・関係団体等との連携や、計画の進行管理について示します。

## 1 市町教委、関係機関・関係団体等との連携

計画の着実な実施に向けて、教育関係者や保護者をはじめ広く県民の皆様に理解され、共有されるよう各種教育広報誌のほか県のウェブページや各種会議等の開催を通じて、わかりやすい情報発信・広報活動に努め、計画の周知を図ります。

また、計画の効果的な推進に当たっては、国や市町の取組のみならず、学校、家庭、地域などとの適切な役割分担のもと、各種教育施策を推進していくことが必要です。

このため、国に対しては、教育予算の拡充や教職員定数の改善など、各種支援制度や施策の充実等の働きかけを行っていくとともに、市町教委に対しては、県内各地域の特色を生かした教育活動が展開されるよう、広域的対応が求められる取組やモデル的取組の普及を推進するなど、市町教委の独自性や主体性を尊重しながら、本県全体の教育水準の向上に取り組んでいきます。

また、学校、家庭、地域をはじめ、大学や民間企業等とも連携を図り、県民全てが教育の担い手であるという意識を高め、県民総参加による本県らしい特色ある教育を推進していきます。

## 2 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、県民の意見やニーズをきめ細かく把握するとともに、計画の進捗状況やその成果について把握し、進行管理を行うなど、施策や取組内容等の見直しを行うことが必要です。

このため、各施策を実施するに当たっては、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、毎年度、本計画に基づく教育施策の実施状況、指標の達成状況について、点検・評価を行い、報告・公表することにより県民に対する説明責任を果たすとともに、点検・評価結果を踏まえ、より効率的で効果的な教育の実現のため施策内容の見直し・改善を行い、翌年度以降の施策の展開に反映します。

点検・評価の結果については、教育関係の有識者で構成する「山口県教育振興推進会議」における意見を踏まえ、点検・評価方法の見直しや、施策内容の見直し・改善などに反映します。

本計画の実施過程において、社会・経済情勢の大きな変化や、国の制度改正などが生じた場合は、計画期間中においても、必要に応じて適宜・適切な見直しを行います。

